

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会(第 35 回)

日時：令和 6 年 9 月 18 日（水）14:00～16:00

場所：西之丸会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 重要文化財建造物等保存活用計画について ＜資料 1＞
(計画の概要・保存管理計画)
- (2) 重要文化財建造物等保存活用計画について ＜資料 2＞
(西北隅櫓におけるボーリング調査)

4 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第 35 回）出席者名簿

日時：令和 6 年 9 月 18 日（水）14:00～16:00

場所：西之丸会議室

（敬称略）

■構成員

氏 名	所 属	備 考
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	名古屋市立大学大学院教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	

■オブザーバー

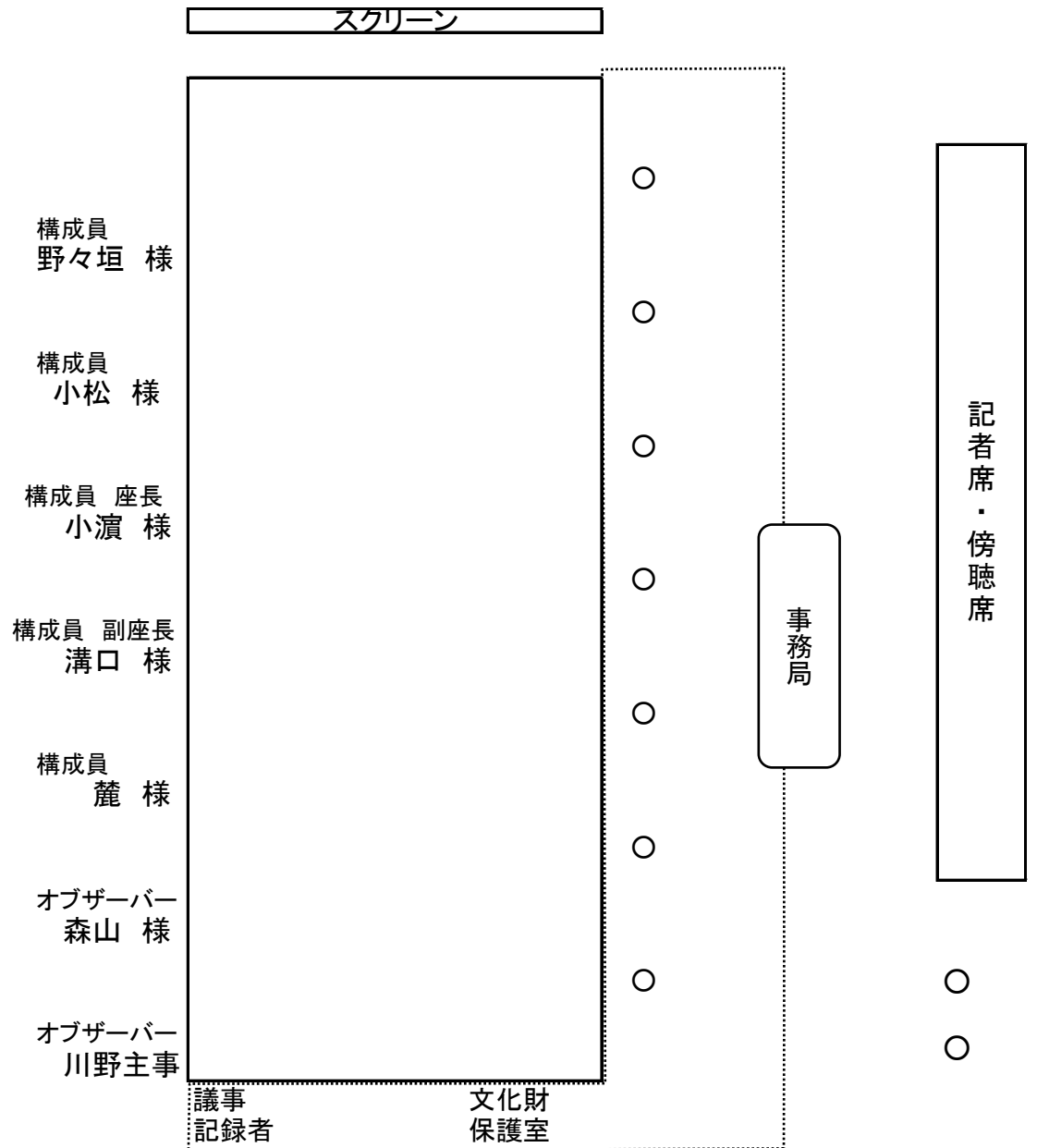
氏 名	所 属
井川 博文 (リモート)	文化庁文化資源活用課文化財調査官
森山 修治	日本大学非常勤講師 元日本大学教授
川野 真央	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主事

建造物部会（第35回） 座席表

令和6年9月18日（水）

14:00～16:00

西之丸会議室



重要文化財建造物等保存活用計画について

(計画の概要・保存管理計画)

1 趣旨

経年劣化が進む名古屋城内の重要文化財建造物等（隅櫓 3 棟・門 3 棟・乃木倉庫）について、将来にわたって適切に保存活用していくための計画を策定するもの。

2 計画の構成

文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成 11 年 3 月 24 日通知）に則って計画を策定し、その構成は「計画の標準構成」を踏襲する。

3 計画の目的

現存する重要文化財建造物（以下、文化財(建造物)と呼ぶ）は今も往時の姿を伝えている一方で、城内では本丸御殿復元整備、二之丸庭園整備、木造天守復元整備など大規模な整備事業が進められている。こうした特別史跡全体での本質的価値の向上及び理解促進の取り組みとともに、文化財(建造物)は近世城郭としての文化財的な価値を損なうことなく確実な保存・活用を行い、地域を代表する文化財として後世へ継承していく必要がある。

そこで、文化財(建造物)の価値を整理し明示するとともに、保存の観点では名古屋城全域で文化財(建造物)を災害から守るための防災対策、活用の観点では多様な来城者への対応に重点を置き、それぞれの現状と課題を把握したうえで保存・活用の今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。

4 計画の基本方針

(1) 保存管理

- ・日常的な点検のワークフローを作成し、定期的な保存修理が適切な時期・内容で実施できるように計画する
- ・新たなデジタル技術等を積極的に取り入れつつ、学術的な調査研究を継続して行い文化財的価値や本質的価値の向上を図る

(2) 防災対策

- ・重要文化財(建造物)で想定される災害が発生した際に、被害が最小限に抑えられるように名古屋城全域で一体的な防災の設備・管理方法・管理体制を構築する

(3) 公開活用

- ・多様な来城者が重要文化財(建造物)の価値を最大限享受できるよう社会包摂的な公開活用方法を計画する

5 重要文化財建造物等保存活用計画 目次・進捗管理表（2024年9月18日時点）

目 次		建造物部会		
A 本編				
1 計画の概要				
1	計画の作成	新規	24/9/18	
2	文化財の名称等	新規	〃	
3	文化財の概要	新規	〃	
4	文化財保護の経緯	新規	〃	
5	保護の現状と課題	新規	〃	
6	計画の概要	新規	〃	
2 保存管理計画				
1	保存管理の現状	新規	〃	
2	保護の方針	新規	〃	
3	管理計画	③回目予定		
4	修理計画	③回目予定		
3 環境保全計画				
1	環境保全の現状と課題	②回目予定		
2	環境保全の基本方針	②回目予定		
3	区域の区分と保全方針	②回目予定		
4	建造物の区分と保護の方針	②回目予定		
5	防災上の課題と対策	②回目予定		
4 防災計画				
1	防火・防犯対策	②回目予定		
2	耐震対策	③回目予定		
3	耐風対策	③回目予定		
4	その他の災害対策	③回目予定		
5 活用計画				
1	公開その他の活用の基本方針	③回目予定		
2	公開計画	③回目予定		
3	活用基本計画	④回目予定		
4	実施に向けての課題	④回目予定		
6	保護に係る諸手続き	④回目予定		
B 資料編				
1	重要文化財(建造物)関連年表			
2	ガラス乾板写真			
3	昭和実測図			
4	絵葉書に写された重要文化財(建造物)			
5	その他関連古写真・絵図等			
6	既往の建造物修理箇所の整理			
7	城内保存古材一覧			
8	文化財保護に係る関係法令（関係部分抜粋）			

名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画

(2024 年 9 月 18 日案)

名古屋市観光文化交流局
名古屋城総合事務所

第 1 章

計画の概要

- 第 1 節 計画の作成
- 第 2 節 文化財(建築物)の名称等
- 第 3 節 文化財(建築物)の概要
- 第 4 節 文化財(建築物)保護の経緯
- 第 5 節 保護の現状と課題
- 第 6 節 計画の概要

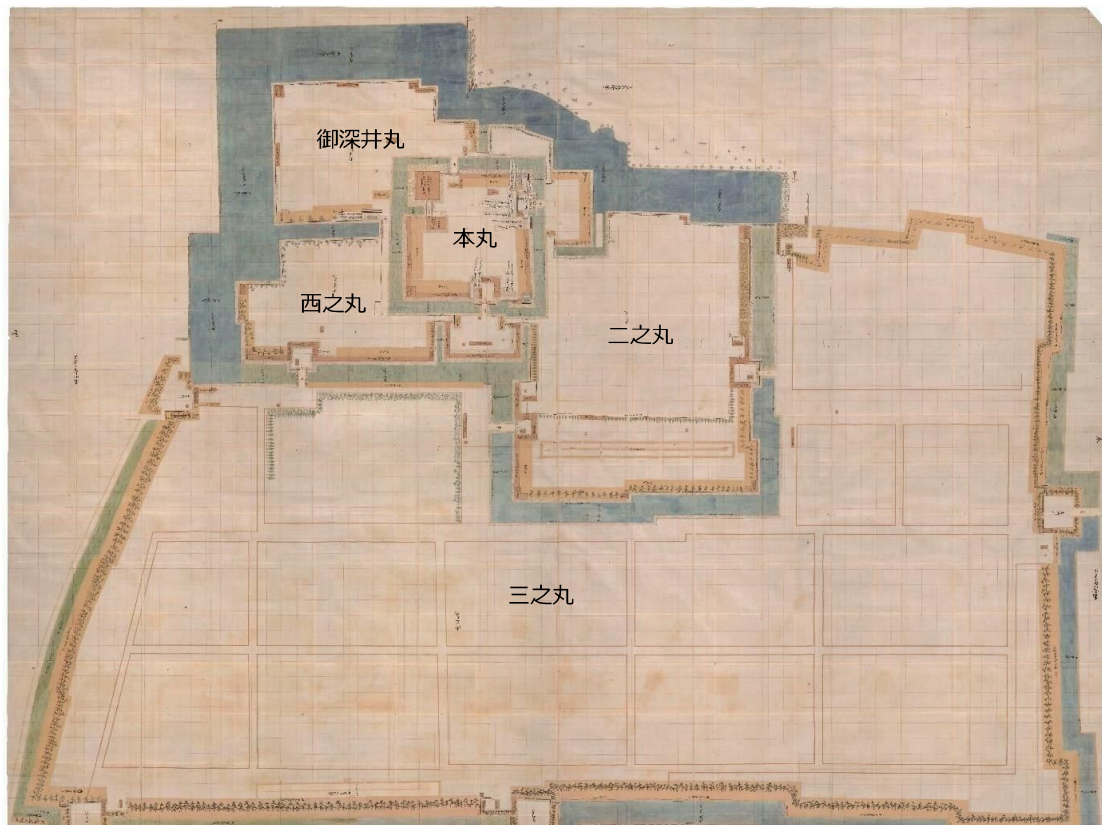


図1 名古屋城縄張（『元禄十年御城絵図』名古屋市蓬左文庫蔵）



図 2 名古屋市位置図

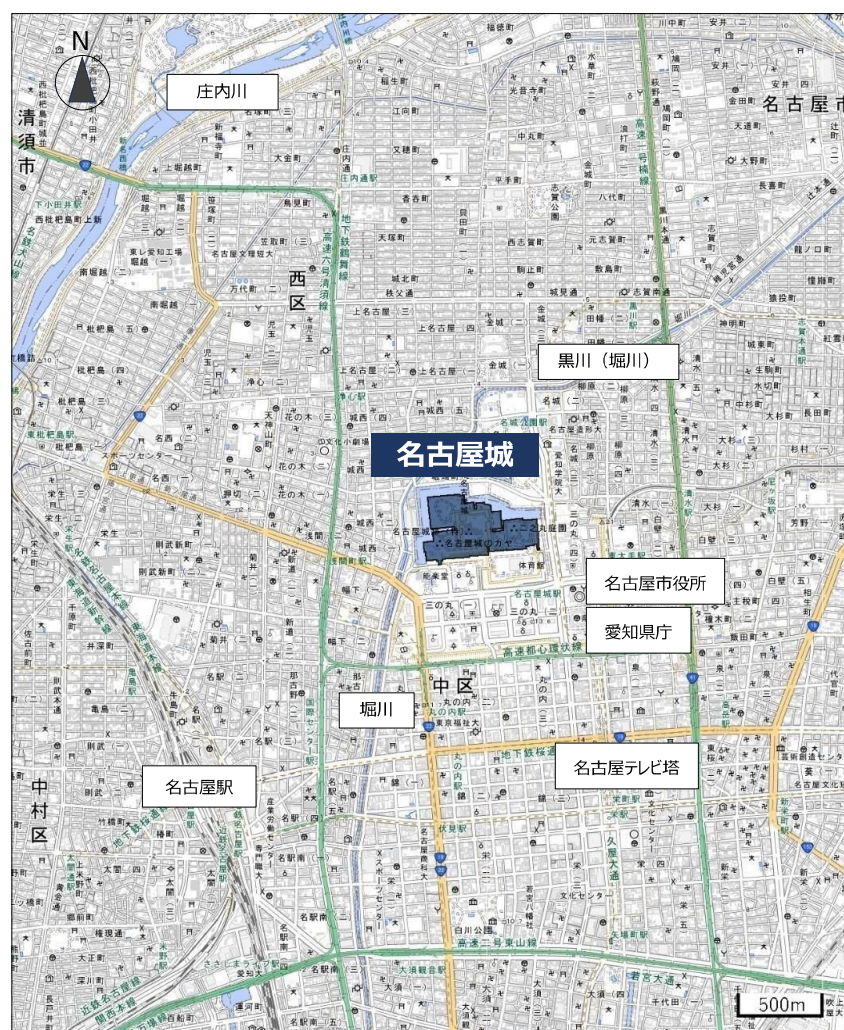


図 3 名古屋城位置図（国土地理院地図に加筆）

第1章

計画の概要

第1節 計画の作成

- (1) 計画作成年月日 令和8年(2026)3月31日
- (2) 計画作成者 名古屋市
- (3) 計画期間 計画期間は10年とし、
令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)3月31日までとする。
- (4) 所在地 愛知県名古屋市中区本丸1番1号

第2節 文化財(建造物)の名称等

1. 文化財(建造物)の名称、構造及び形式

本計画の対象となるのは、国指定特別史跡名古屋城跡に位置する重要文化財(建造物)6棟及び登録有形文化財(建造物)1棟並びに重要文化財(建造物)に準ずる2棟の計9棟である(表1、図4)。本計画ではこれらを総称して「文化財(建造物)」と呼ぶ。なお、現在表二の門附属土堀(A04')は特別史跡名古屋城跡の構成要素、乃木倉庫(B01)は登録有形文化財であるが、今後重要文化財(建造物)としての指定を目指すことから、本計画ではその他の重要文化財(建造物)と同等に扱うものとする。

表1 文化財(建造物)の名称及び構造・形式

重要文化財(建造物)					
番号	名 称	員数	構造・規模・形式	指定番号	指定年月日
A01	名古屋城西南隅櫓	1 棟	二重三階、本瓦葺(※1) 416.4 m ²	建第 866 号	昭和 25 年(1950) 8 月 29 日
A02	名古屋城東南隅櫓	1 棟	二重三階、本瓦葺(※1) 418.62 m ² 附 板札一枚 宝永七寅年三月の十一月迄二出来の記がある	建第 866 号	昭和 25 年(1950) 8 月 29 日
A03	名古屋城西北隅櫓	1 棟	三重三階(※2)、本瓦葺(※1) 505.71 m ²	建第 866 号	昭和 25 年(1950) 8 月 29 日
A04	名古屋城表二の門	1 棟	高麗門、本瓦葺(※1)	建第 866 号	昭和 25 年(1950) 8 月 29 日
A04'	名古屋城表二の門 附属土堀	2 棟	土堀、本瓦葺	—	—
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	1 棟	高麗門、本瓦葺(※4)	建第 1957 号	昭和 50 年(1975) 6 月 23 日
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	1 棟	高麗門、本瓦葺(※4)	建第 1957 号	昭和 50 年(1975) 6 月 23 日

登録有形文化財(建造物)					
番号	名 称	員数	構造・規模・形式	登録番号	登録年月日
B01	乃木倉庫	1 棟	煉瓦造平屋建、 瓦葺、91 m ²	第 23-0005 号	平成 9 年(1997) 6 月 12 日

- ※ 1 文化財保護委員会告示第 37 号(昭和 31 年(1956)6 月 28 日)による重要文化財追加指定の告示から引用。これ以前の告示として、文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)による城内建造物 24 棟の国宝(旧国宝)指定があり、文部省告示第 179 号(昭和 24 年(1949)10 月 13 日)で戦災によって焼失した 20 棟が指定解除された。戦災を免れた 4 棟は昭和 25 年(1950)8 月 29 日の文化財保護法施行をもって重要文化財に指定された。
- ※ 2 文部省告示第 179 号(昭和 24 年(1949)10 月 13 日)では「三層櫓、屋根二重」、重要文化財指定書(昭和 25 年(1950)8 月 29 日)、文化財保護委員会告示第 37 号(昭和 31 年(1956)6 月 28 日)では「二重三階」と記されているが、正しくは三重三階である。なお、文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)では「三層櫓、屋根三重」となっている。
- ※ 3 文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)では「名古屋城表二ノ門」となっているが、文部省告示第 179 号(昭和 24 年(1949)10 月 13 日)では「名古屋城表二ノ門」となり、重要文化財指定書(昭和 25 年(1950)8 月 29 日)、文化財保護委員会告示第 37 号(昭和 31 年(1956)6 月 28 日)では「名古屋城表二ノ門」に変更されている。
- ※ 4 文部省告示第 103 号(昭和 50 年(1975)6 月 23 日)から引用。

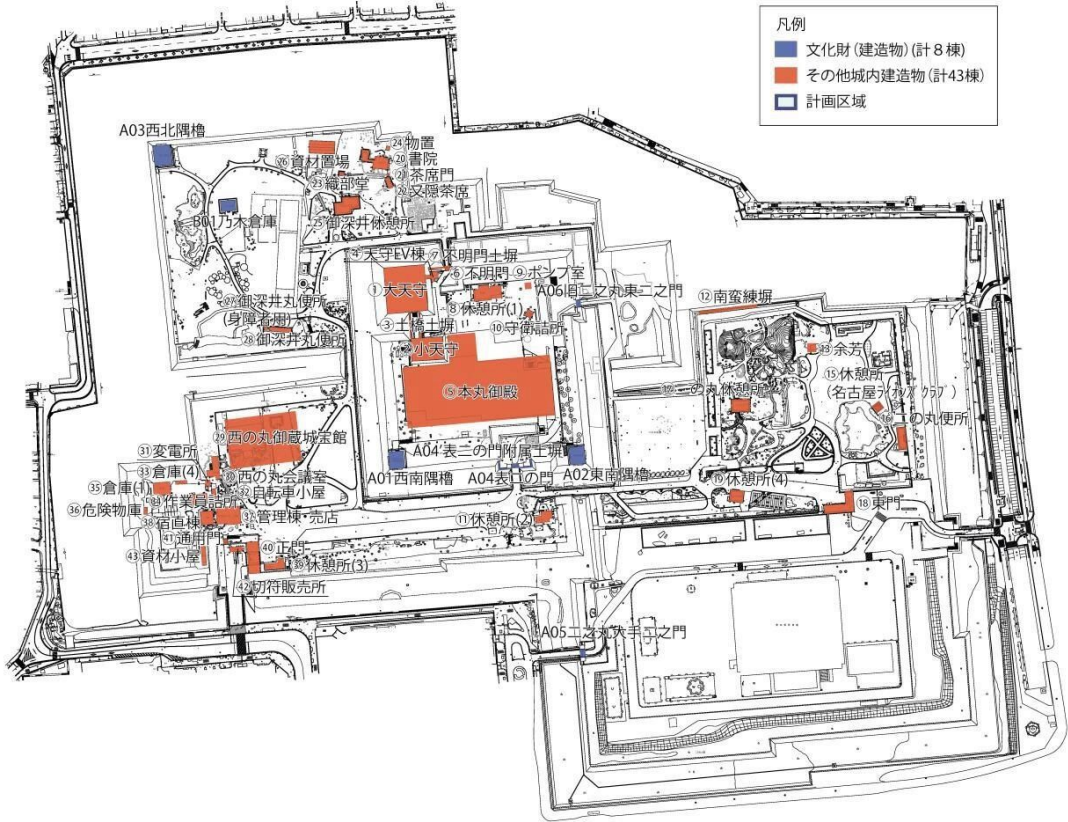


図 4 特別史跡名古屋城跡 城内配置図

2. 所有者等の氏名及び住所

文化財(建造物)の所有者及び住所は表2に示す通りである。対象となる文化財(建造物)のうち、二之丸大手二之門及び旧二之丸東二之門は財務省の所有であるが、文化庁告示第25号(昭和53年(1978)12月6日)により、名古屋市が管理団体として指定されているため、その他の文化財(建造物)と併せて名古屋市が計画の策定を行う。

表2 所有者等の氏名及び住所

重要有形文化財（建造物）						
番号	名 称	土地所有者	建物所有者	住 所	管理団体	住 所
A01	名古屋城西南隅櫓	名古屋市	名古屋市	名古屋市中区 三の丸三丁目 1番1号	—	—
A02	名古屋城東南隅櫓					
A03	名古屋城西北隅櫓					
A04	名古屋城表二の門					
A04'	名古屋城表二の門 附属土塀					
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	財務省	財務省	東京都千代田区 霞が関三丁目 1番1号	名古屋市	名古屋市中区 三の丸三丁目 1番1号
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	名古屋市				
文化財保護法第31条第2項による規定、文化庁告示第25号(昭和53年(1978)12月6日)により指定(※1,2)						
登録有形文化財（建造物）						
番号	名 称	土地所有者	建物所有者	住 所	管理団体	住 所
B01	乃木倉庫	名古屋市	名古屋市	名古屋市中区 三の丸三丁目1 番1号	—	—

※1 国有財産法第22条第1項の規定に基づき、東海財務局と無償貸付契約を締結。

※2 二之丸大手二之門は土地も財務省、旧二之丸東二之門の土地は名古屋市。

また、上記文化財(建造物)は特別史跡名古屋城跡として指定されている範囲(図5)のうち、財務省及び名古屋市が所有する土地で(図6)、かつ有料区域として名古屋市が管理する範囲内(図7)に位置する。ただし、二之丸大手二之門は有料区域外にある財務省所有の土地に位置する。

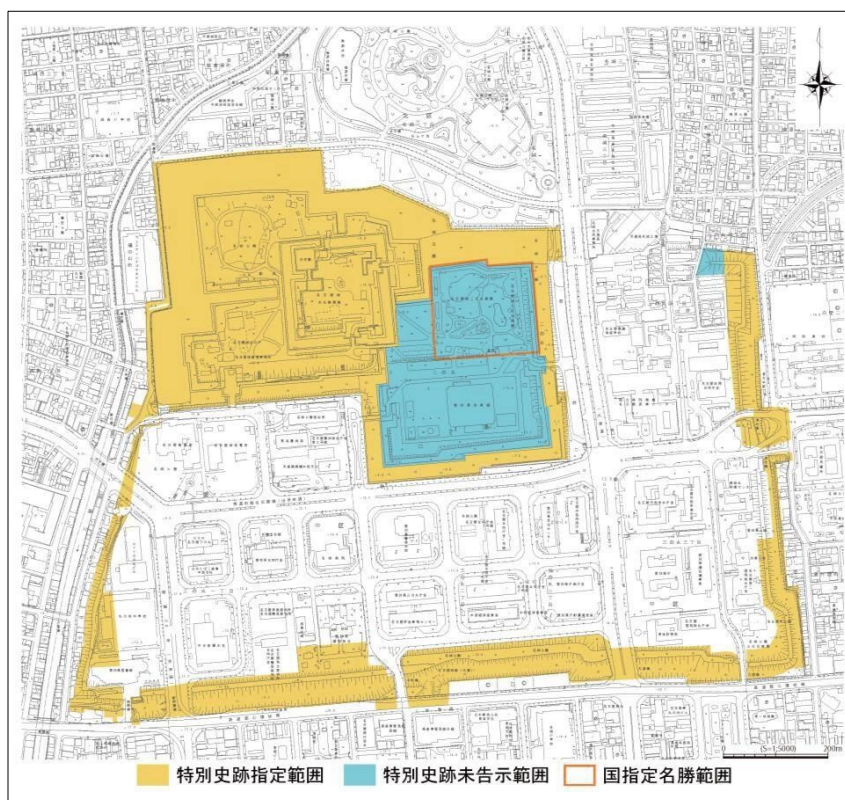


図 5 特別史跡指定範囲

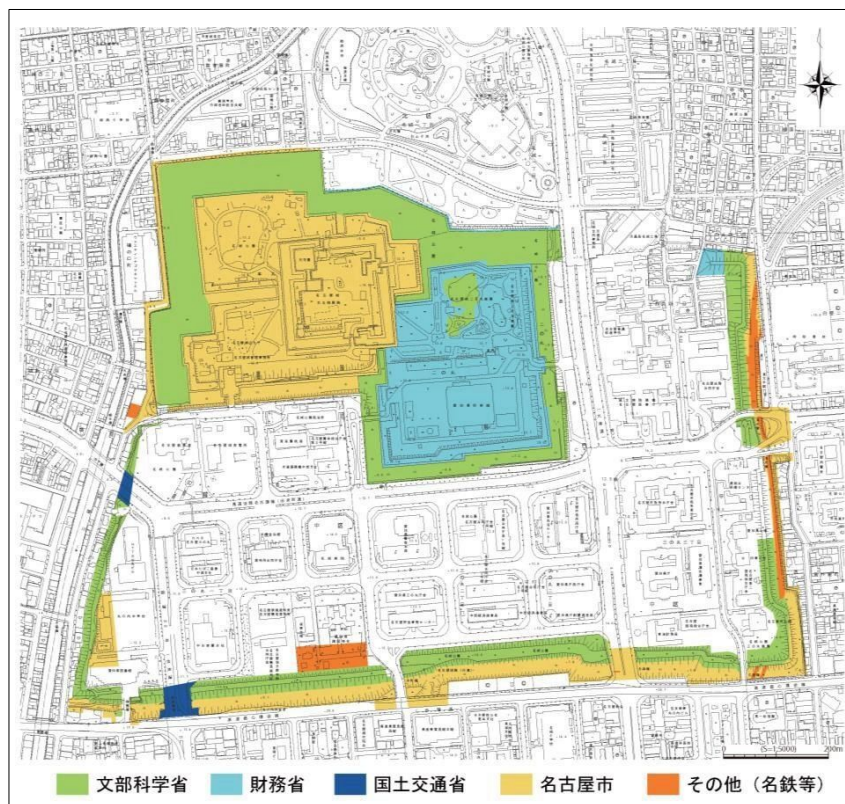


図 6 特別史跡指定地の所有区分

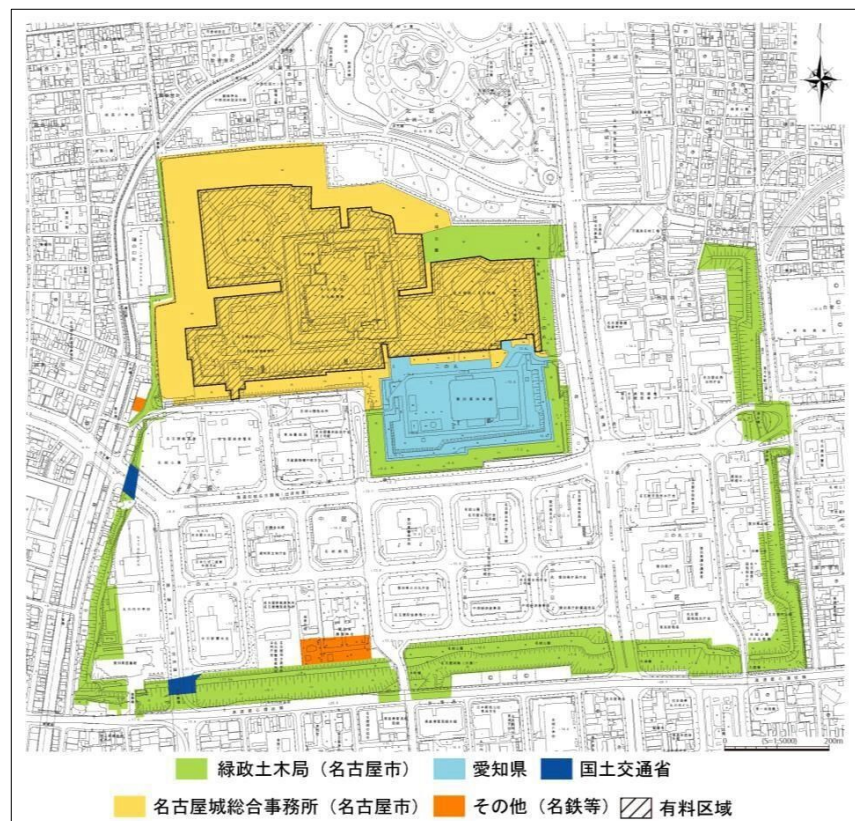


図 7 特別史跡指定地の管理区分

第 3 節 文化財(建造物)の概要

1. 文化財(建造物)の概要

各文化財(建造物)の概要は表 3 に示す通りである。

表 3 文化財(建造物)の概要

重要文化財(建造物)		
番号	名 称	概 要
A01	名古屋城西南隅櫓	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。本丸末申櫓ともいわれる。 ・ 本丸の南西に位置する隅櫓で、南及び西は内堀に面する。 ・ 当初は北面及び東面の石垣上に梁間三間の多門櫓が接続していたが、明治 24 年(1891)の濃尾地震後に撤去された。 ・ 西、南両面には、鬼瓦などに菊花紋がみられる。 ・ 南面と西面に「石落し」を張り出して、入母屋を二重目屋根と交差するように設けている。南面の張り出し部の屋根は唐破風を設けた二重破風構造となっている。 ・ 文化 8 年(1811)まで、徳川家康や歴代藩主の具足が納められていた（『金城温古録』より）。
A02	名古屋城東南隅櫓	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。本丸辰巳櫓ともいわれる。 ・ 本丸の東南に位置する隅櫓で、南及び東は内堀に面する。 ・ 当初は北面及び西面の石垣上に梁間三間の多門櫓が接続していたが、明治 24 年(1891)の濃尾地震後に撤去された。 ・ 南面と東面に「石落し」を張り出して、南面は切妻屋根を、東面は入母屋屋根を二重目屋根と交差するように設けている。 ・ 二重目屋根の東側は唐破風となっている。 ・ 天保 12 年(1841)まで御具足奉行の役所であった（『金城温古録』より）。
A03	名古屋城西北隅櫓	・ 元和 5 年(1619)頃完成。 ・ 御深井丸戌亥櫓ともいわれ、江戸時代から清須城小天守の転用という伝承があり清須櫓ともいわれる（『金城温古録』より）。 ・ 御深井丸の西北に位置する隅櫓で、北及び西は外堀（水堀）に面する。 ・ 北面と西面に「石落し」を張り出して、入母屋屋根を一重目屋根と交差するように設けている。 ・ 南面と東面の一重目屋根上に千鳥破風を設けているが、破風内へ入れない装飾破風である。 ・ 江戸時代は御鉄炮玉薬奉行が管轄していた（『金城温古録』より）。 ・ 明治時代には陸軍省の弾薬庫として使用された。
A04	名古屋城表二の門	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。 ・ 南二之門ともいわれ、本丸南側にある表門枳形の外門である。 ・ 江戸時代は本丸の正門として使用された。
A04'	名古屋城表二の門 附属土塀	・ 表二の門と同時期の慶長 17 年(1612)頃完成。 ・ 門の両脇に出枳形に合わせて屈曲して続く形状をもち、「狭間」を備える。 ・ 背面には控柱がつき、当初あった雁木は大正時代に撤去された。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	・ 慶長 17 年(1612)頃完成。 ・ 西鉄門ともいわれ、二之丸の西側にある二之丸大手門枳形の外門である。 ・ 江戸時代は三之丸から二之丸へ入る大手門として使用された。 ・ 明治時代には第六連隊の営門として使用された。 ・ 愛知県体育館建設のため昭和 38 年(1963)に解体したが、昭和 42 年(1967)に保

		管していた部材を用いて再建された。
A06	名古屋城旧二之丸東二之門	・慶長 17 年(1612)頃完成。 ・東鉄門ともいわれ、二之丸の東側にある二之丸東門枳形の外門であった。愛知県体育館建設のため昭和 38 年(1963)に解体したが、昭和 47 年(1972)に保管していた部材を用いて、現在地の本丸東二之門跡に移設して再建された。
登録有形文化財(建造物)		
番号	名称	
B01	乃木倉庫	・明治 13 年(1880)に名古屋鎮台の弾薬庫として建設。予備弾薬庫、第二弾薬庫とも呼ばれる。 ・離宮期に入り、明治 42 年(1909)の陸軍からの移管時は第二弾薬庫、のちに第一倉庫と呼ばれる。 ・名古屋市営期に入り、昭和 5 年(1930)の宮内省からの移管時は第一倉庫、昭和 6 年(1931)以降は乃木倉庫と呼ばれる。 ・入口上部や床下にアーチ構造がみられるほか、小屋組は洋小屋トラスとなっており、入口扉には銅板が張られる。 ・昭和 20 年(1945)の空襲の際には旧本丸御殿障壁画を保管していた。

2. 創立沿革（資料編「名古屋城内建造物関連年表」参照）

(1) 近世(藩政期：慶長 5 年(1600)～明治 5 年(1872))

慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、同年に四男・松平忠吉に尾張一国を与え、忠吉は清須城に入ったが、慶長 12 年(1607)に 28 歳の若さで死去した。その後、家康は九男・義直に忠吉の遺領を継がせ、義直が尾張藩主となった。しかし義直は当時若干 8 歳と幼少であったことから、家康の居城である駿府城で養育され、義直の傳役だった平岩親吉が国政を代行した。

家康は、清須城の規模、水害などの危険性などの面から、新城の築造が妥当であるとの上申を山下氏勝から受け、名古屋台地に新たに城を築造することを決定し、慶長 14 年(1609)名古屋台地上への遷府を決定した。関ヶ原の戦い以降、家康は各地における城の整備の大部分を公儀普請によって進めており、名古屋城築城開始前後では丹波篠山城、丹波亀山城、伊賀上野城の改修・築城を行った。こうして、名古屋城は濃尾平野における東海道の防御の拠点として築城されることとなった。

名古屋城は慶長 15 年(1610)2 月に起工し、加藤清正、福島正則ら、西国・北国の諸大名 20 家を動員して築城が開始された。城の縄張りは、方形で直線状とシンプルながらも、馬出や土橋、枳形門を駆使した巧妙な曲輪配置によって、強固な防衛力を兼ね備えた造りとなっている。石垣を含む土木工事(普請)は、動員された諸大名に割り当てられた。天守台石垣は、加藤清正が自ら申し出て担当し、3 ヶ月を経ずに完成させた。主要部分の石垣も慶長 15 年(1610)9 月中には完成した。

天守以下、建築工事(作事)は石垣が完成した後に始められ、天守の作事奉行には小堀政一(遠州)、大工棟梁には中井正清が任命された。天守は慶長 15 年(1610)に造営が始められ、他の櫓・門・堀等もほぼ同様に工事が進められたと考えられている。その後慶長 17 年(1612)末に、日本最大級の建築規模を誇る五層五階地下一階、層塔型の天守が完成した。大天守大棟には金鯱が上げられ、建物規模のみならず、尾張徳川家の城を象徴するにふさわしい天守となった。同年に本丸御殿の建設が着工され、慶長 20 年(1615)に完成したと考えられる。名古屋城は縄張・普請・作事におい

て、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。本丸御殿完成の年、藩主義直と紀伊和歌山藩主・浅野幸長の娘である春姫との婚儀が本丸御殿で行われた。元和 2 年(1616)に義直は正式に尾張に入国し、それまで居としていた駿府城から名古屋城へ移り本丸御殿へ入った。

義直の入国後、二之丸御殿の整備が本格化し、元和 3 年(1617)に完成した。元和 7 年(1621)には、藩主義直が本丸御殿から二之丸御殿に住まいを移し、以後二之丸御殿は歴代藩主の生活の場兼政務の中心である政庁の役割を担った。この頃、義直は御庭造営にも着手し、寛永 6 年(1629)には二之丸北御庭がひと通り完成したといわれる。その後は現存する史資料から、少なくとも二代藩主光友、十代藩主^{なりとも}齊朝の時代に御庭の改修が行われたと考えられている。他方、本丸御殿は寛永 11 年(1634)の将軍家光の上洛に際して、その前年から御成書院（上洛殿）・湯殿書院が増築され、家光の宿泊所として使用されたが、その後は藩政期を通してほとんど使用されることはなかった。また、下御深井御庭^{したおふけおにわ}は元和期には整備されたと考えられている。さらに寛文 3 年(1663)以降、二之丸南には馬場や矢場で構成される向^{むこう}屋敷が整備された。

寛文 9 年(1669)には、第一回目となる天守の修理が行われ、全ての壁の下地取り替え・壁塗り替え、全ての屋根の土居葺・瓦土・瓦葺き直しと漆喰塗り直しなどが行われた。その後、元文 5 年(1740)に至るまで 13 回にわたって大小の修繕が行われたが当面の繕いにすぎなかった。経年により天守台石垣が沈下し、天守が北西方向に傾いてしまったため、宝暦 2 年(1752)には大規模な修理を実施することとなり、天守台北面・西面の積み直しから、天守の一部解体、二・三・四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺き替えるなどして、宝暦 5 年(1755)に工事が完了した(宝暦の大修理)。

慶応 3 年(1867)10 月、大政奉還により 15 代将軍徳川慶喜が朝廷に政権を返上すると、12 月に王政復古の号令が発せられ新政府が発足した。当時、尾張藩では 14 代藩主であった徳川慶勝が隠居後も実権を握っており、新政府で議定の役職に就いた。こうした中、朝廷は慶勝に尊皇派への藩論の統一と周辺大名等の誘引を命じた。これにより明治元年(慶応 4 年(1868)) 正月、慶勝は渡辺新左衛門ら重臣 3 名とその他計 14 名を佐幕派とみなして処刑し、強引に藩論の統一を図った(青松葉事件^{あおまつば})。

(2) 近代(陸軍期：明治 5 年(1872)～明治 26 年(1893))

明治 2 年(1869)の版籍奉還によって尾張藩は名古屋藩と改称し、明治 4 年(1871)7 月廃藩置県によって名古屋藩は名古屋県となり、同 11 月に犬山県と合併した後、明治 5 年(1872)4 月に愛知県と改称した。明治 5 年(1872)6 月に名古屋城本丸に陸軍の東京鎮台第三分営が置かれ、9 月には二之丸、明治 7 年(1874)には三之丸が陸軍省の所管となった。

明治 6 年(1873)政府は全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方(廃城令)を発令し、陸軍用地として使用する以外の城郭は、大蔵省所管の普通財産に移し、大蔵省において処分することとした。すでに陸軍省所管となっていた名古屋城は、引き続き陸軍用地として使用されることとなった。同年、東京鎮台第三分営は名古屋鎮台と改称し(さらに明治 21 年(1888)に第三師団に改称)、天守を仮兵舎、本丸御殿を名古屋鎮台本部として利用した。翌明治 7 年(1874)から二之丸及び三之丸に兵舎等が整備され、仮兵舎としての機能は天守から移転していったが、本丸御殿は明治 20 年(1887)に三之丸に司令部建物が新築されるまで、名古屋鎮台本部として利用された。

この頃、城内には陸軍の施設が建設されると同時に、二之丸御殿をはじめとする多くの建造物

が撤去された。しかし名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことで、明治 12 年(1879)に陸軍省・内務省・大蔵省は、名古屋城を姫路城と共に「全国中屈指の城」として永久保存する方針を出した。これにより、各建造物には保存修理が施されることとなった。並行して明治 11 年(1878)末には、御深井丸に弾薬庫の建設が決定され、明治 13 年(1880)10 月に「予備弾薬庫（後の乃木倉庫）」が完成した。工事を担当したのは鹿児島生まれの氏族で名古屋近辺の陸軍工事を監督した名古屋鎮台工兵方面工役長・基太村不二^{きたむらふじ}であった。また、明治 14 年(1881)には、二之丸御庭の一部、東南中央の溪谷及び溪流の庭を原形のまま、三之丸南東にあった陸軍将校クラブ偕行社内に移築したと伝えられている(三之丸庭園)。

名古屋に市制が施行された明治 22 年(1889)には、下御深井御庭^{したみふけおにわ}が徳川家から陸軍省所管となり、後に練兵場として利用されることとなった。この頃、明治 12 年(1879)の名古屋城の永久保存の決定によって、建造物等の保存修理の費用及び人員の負担が重荷となったことが要因の一つとなり、名古屋城を陸軍省から宮内省へ移管することが協議され、明治 24 年(1891)に議決された。しかし同年に濃尾地震が発生し、本丸多門櫓の大破、石垣の崩壊など、甚大な被害を受けた。地震による被害の修復では、陸軍省が費用を負担し、宮内省が実務を行ったが、本丸多門櫓などは撤去された。

震災直後、陸軍の依頼を受けて被災状況の調査と併せて修理方法の検討のため名古屋城を訪れたのが、宮内省の建築技師であった木子清敬^{きこきよよし}であり、その折に陸軍から入手したとみられる図面が、現在木子文庫として東京都都立中央図書館に残る。また、イギリス人建築家ジョサイア・コンドル(1852-1920)は、被災調査のため名古屋城を訪れ、建物を見分した。この時実施された調査内容は後に“AN ARCHITECT'S NOTES ON THE GREAT EARTHQUAKE OF OCTOBER, 1891.”として発表され、報告の中で“a large Powder Magazine”として紹介された建物が現在の乃木倉庫であると考えられている。

(3) 近代(離宮期：明治 26 年(1893)～昭和 5 年(1930))

明治 26 年(1893)名古屋城を永久に保存するため、本丸・西之丸は陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となり、本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。明治 30 年・31 年(1897・1898)には二之丸の東、南の堀は、堀底に溝渠を設けて排水したため空堀と化した。明治 41 年(1908)には御深井丸^{おみふけまる}が宮内省に移管となり、第三師団が建てた武器庫・弾薬庫の大半が破却され更地となったが、「予備弾薬庫（後の乃木倉庫）」はその特殊かつ強固な構造から破却をまぬがれ、「第一倉庫」という名称のもと宮内省によって管理されるようになった。また、明治初期に撤去されたいた榎多門一之門の場所に、明治 43 年(1910)に榎多門櫓形石垣を北側に拡張して旧江戸城蓮池門を移築し、翌年に完成させて離宮の正門とした。また、同年に本丸大手馬出の西側堀が埋め立てられた。明治 44 年(1911)には、三之丸の南堀及び東堀に瀬戸電気鉄道外堀線^{とくしん}(土居下駅～堀川駅間)が開通し、この外堀線は「お堀電車」と呼ばれ、市民に親しまれていたが、昭和 51 年(1976)瀬戸線^{さかえ}の栄町乗り入れにより廃線となった。

名古屋城本丸御殿は、大正 4 年(1915)に京都御所で大正天皇の即位式が行われた際、天皇の御宿泊所となったため、御深井丸には宮中三殿の一つである神器を祀る仮賢所^{かりきんじょ}が造営された。このため御深井丸は大々的に整備されたが、仮賢所は第一倉庫(後の乃木倉庫)を避けるようにしてその脇に造営された。昭和 3 年(1928)年の昭和天皇大礼時にも御深井丸に仮賢所が置かれたが、

第一倉庫はそのまま存置された。大正 8 年(1919)前後、名古屋城建造物等の保存修理に向けて、宮内省内匠寮は詳細な建物調査を実施し、名古屋離宮の実測図作成に着手した。大正 10 年(1921)暴風雨により崩壊した西南隅櫓の修復整備が開始され、大正 12 年(1923)に完了した。このとき、漆喰塗であった白壁を白モルタル仕上げへ変更した。

(4) 近代(市営期：昭和 5 年(1930)～昭和 20 年(1945))

昭和 5 年(1930)名古屋離宮が廃止となり、名古屋市へ下賜されたことで、本丸・西之丸・御深井丸^{おふけまる}が名古屋市所管となった。また、国宝保存法施行(昭和 4 年(1929))により、天守・本丸御殿を始めとする城内建造物 24 棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。また昭和 6 年(1931)には名古屋城(名古屋市所管部分)を「名城公園」として一般公開した。この頃から市民にとって名古屋城が身近な存在となり、天守をはじめ名古屋のシンボルとして親しまれる存在となった。この一般公開がきっかけとなり、明治天皇に殉死した陸軍大将・乃木希典^{まれのすけ}の名が第一倉庫に冠され「乃木倉庫」として知られるようになったと考えられる。

昭和 7 年(1932)には本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等、約 39 万㎡が史跡に指定された。名古屋市は同年から旧国宝建造物 24 棟の実測調査を開始し、図面等を作成した(「昭和実測図」)。また、昭和 15 年(1940)からは写真撮影も開始し、残されたガラス乾板は 700 枚以上にものぼる(「ガラス乾板写真」)。これらは、後に太平洋戦争による空襲で被害を受ける以前の名古屋城の姿を伝える貴重な記録となっている。名古屋城が史跡指定を受けた昭和 7 年(1932)、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、この頃に三之丸では名古屋市庁舎(昭和 8 年(1933)築)を始め、愛知県庁舎(昭和 13 年築(1938))などの帝冠様式の公共建築が立ち並び、官庁街が形成されていった。

昭和 17 年(1942)には、旧本丸御殿障壁画 345 面附 16 面が旧国宝に指定された。太平洋戦争終戦間近の昭和 20 年(1945)5 月、空襲によって天守、本丸御殿等主要な建造物が焼失し、本丸の東南隅櫓・西南隅櫓・表二の門、二之丸の二之丸東二之門・二之丸大手二之門、御深井丸の西北隅櫓の 6 棟のみが辛うじて残された。旧本丸御殿障壁画は、同年 3 月に御深井丸の乃木倉庫に襖・杉戸絵が移され、天井板絵は「ガラス乾板写真」・「昭和実測図」と共に西南隅櫓に移転されており焼失を免れた。それら障壁画は、焼失を免れた他の県内の旧国宝とともに灰宝神社(現在の愛知県豊田市)に疎開し終戦を迎え、戦後の昭和 21 年(1946)に疎開先から名古屋城に戻された。

(5) 現代(市営期：昭和 20 年(1945)～)

戦災により名古屋城は甚大な被害を受けたが、終戦翌年の昭和 21 年(1946)には一般公開を再開した。その後、昭和 25 年(1950)の文化財保護法の施行により、戦災を免れた西南隅櫓・東南隅櫓・西北隅櫓・表二の門の 4 棟及び旧本丸御殿障壁画 183 面 附 16 面が重要文化財に指定され、昭和 27～28 年(1952～1953)に東南隅櫓の解体修理、昭和 37～39 年(1962～1964)に西北隅櫓の解体修理が行われた。さらに昭和 30 年(1955)には、旧本丸御殿障壁画 149 面が追加指定され、同 31 年(1956)には、旧本丸御殿天井板絵 331 面 附 369 面が重要文化財に指定された。

昭和 27 年(1952)には史跡指定地一帯は特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。昭和 34 年(1959)には市民の機運の高まりにより、市制 70 周年記念事業として、大天守・小天守及び正門(榎多旧江戸城蓮池門)^{えのきだ}を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建し、昭和 53 年(1978)には不明門の復元を行った。二之丸では、昭和 28 年(1953)に二之丸庭園の北御庭の一部と前庭が名勝に指定

され、昭和 42 年(1967)には名勝名古屋城二之丸庭園の一般公開を開始した。名勝指定範囲外では、戦後に旧兵舎を名古屋大学校舎や名古屋学生会館として利用していたが、昭和 38 年(1963)に名古屋大学が移転し、二之丸南には愛知県体育館が建設された。

愛知県体育館建設に伴い、二之丸大手二之門及び二之丸東二之門を解体撤去した後、昭和 42 年(1967)には解体後保管されていた部材をもとに二之丸大手二之門を原位置へ復原した。また、昭和 47 年(1972)には二之丸東二之門を本丸東二之門跡へ移築し、昭和 50 年(1975)には両門とも重要文化財に指定された。昭和 48・49 年(1973・1974)には名古屋学生会館で火災が起こったため、建物を撤去して跡地を二之丸東庭園として整備し、昭和 54 年(1979)に一般公開を開始した。なお、二之丸内及び三之丸北東土塁は、昭和 52 年(1977)に文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。さらに平成 9 年(1997)には、御深井丸おふけまるにある乃木倉庫が国の登録有形文化財に登録された。

平成 21 年(2009)1 月には、適切に遺構を保護したうえで、江戸時代の記録や焼失前の実測図、古写真をもとにした本丸御殿の復元整備に着手し、平成 30 年(2018)に完成、同年には全体の一般公開を開始した。平成 22 年(2010)から平成 25 年(2013)にかけて、旧二之丸東二之門の解体修理を実施し、平成 22 年から平成 27 年(2015)にかけては西南隅櫓の半解体修理を行った。また、平成 30 年(2018)には二之丸庭園の東御庭などが名勝に追加指定され、二之丸庭園全体が名勝となった。

重要文化財「旧本丸御殿障壁画・天井板絵」及び「昭和実測図」・「ガラス乾板」といった名古屋城所蔵文化財の保存・公開施設とするため、令和 3 年(2021)には西之丸御蔵構にあった三番蔵と四番蔵を外観復元した。

3. 文化財(建造物)の指定経緯

文化財(建造物)の指定経緯については表 4 に示す通りである。

表 4 文化財(建造物)指定の経緯

和暦	西暦	事 項
昭和 4 年	1929 年	古社寺保存法に代わって国宝保存法が制定される
昭和 5 年	1930 年	名古屋城城内建造物 24 棟が国宝(国宝保存法による旧国宝)に指定される
昭和 24 年	1949 年	焼失した名古屋城天守などの建造物 20 棟の国宝指定が解除される
昭和 25 年	1950 年	国宝保存法に代わる文化財保護法の施行に伴い、西北隅櫓、西南隅櫓、東南隅櫓、表二の門が国の重要文化財(建造物)に指定される
昭和 50 年	1975 年	二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門が重要文化財に指定される
平成 8 年	1996 年	文化財保護法の改正によって、文化財登録制度が設けられる
平成 9 年	1997 年	乃木倉庫が国登録有形文化財に登録される

4. 指定説明

(1) 国宝(旧国宝)指定 元離宮名古屋城内城郭建造物 24 棟

[文部省告示第 239 号(昭和 5 年(1930)12 月 13 日)]

名古屋城

名古屋城ハ徳川家康ガ其子義直ノタメニ經營セシモノニシテ慶長十五年二月起工前田利光(利常)毛利秀就、黒田長政、細川忠興、山内康豊(忠義)、蜂須賀至鎮、鍋嶋勝茂、加藤清正、福島正則、池田輝政、浅野幸長等ノ諸大名ヲシテ役ヲ助ケシメタ 清正特ニ請フテ獨力天守ヲ築造シテ八月二十七日竣功シタ 其他ノ工事モ其前後ニ成リ翌十六年中略残工事ヲ終ツタ

本丸内ノ御殿ハ慶長十七年正月ノ頃ヨリ着手十八年表向御殿大概竣功シ十九年大奥向ノ御殿落成シ翌廿年正月城主義直此ニ居ヲ定メタ 右御殿ノ建造物ノ中黒木書院及ヒ對面所ハ清州城ヨリ移建シタモノトイハレテキル 元和六年二月義直ニノ丸ノ新殿ニ移リ住スルニ及ヒ悉ク大奥ノ御殿ヲ毀チ寛永年中徳川家光上洛ノ際新タニ上洛殿及上臺所ヲ増築シタ

明治六年一月名古屋ニ鎮臺ヲ置カレシヨリ同廿年十一月マテ本丸ヲ以テ司令部ニ宛テタ廿六年五月九日宮内省ノ所管トナリ名古屋離宮ト稱セラレシガ昭和五年十二月十一日全離宮ヲ挙ケテ名古屋市ニ下賜サルルコトナツタ

今回國寶ニ指定サラレタル建造物ハ旧離宮ニ属セシ本丸ノ諸建造物及ヒ御深井丸ノ西北櫓並ヒニ西ノ丸ニアル正門ニシテ本丸ノ諸建造物ノ建築年代ハ前記ノ如ク 御深井丸ノ西北櫓ハ清州城ヨリ移築セシモノ西ノ丸ニアル正門ハ明治四十三年旧江戸城ノ蓮池門ヲ移シ建テタノデアル

要スルニ本丸ニ於ケル天守小天守を始メ諸隅櫓諸櫓門等ハ桃山時代ニ於ケル城郭建築ノ最も発達セル代表的遺構ニシテ規模ノ宏壮建築ノ嚴麗現存我國城郭建築ノ稱首ト稱スベキモノデアル 又御深井丸西北櫓并ヒニ西ノ丸正門亦ソレソレ桃山時代ノ初期及ヒ江戸時代ニ於ケル此種建造物ノ形式ヲヨク代表シテキル

現存御殿ハ専ラ表向ニ属セシモノニシテ主トシテ慶長寛永両期ノ經營ニ成リ後世多少ノ補修アレドモヨク當初ノ構造裝飾ヲ保存シ桃山時代及ヒ江戸時代初期ニ於ケル最も華麗ナル書

院造ノ實例トナツテキル

(2) 重要文化財指定 二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門

[文部省告示第 103 号(昭和 50 年(1975)6 月 23 日)]

名古屋城は慶長十五年(一六一〇)から同十八年にかけて徳川家康が子 義直のために築城したものであって、大天守等二十四棟が昭和五年(旧)の指定を受けていた。その大部分は今次大戦により失われたが、西南、東南、西北の各隅櫓と表二の門は残存し、現在重要文化財となっている。二之丸の大手二之門と東二之門はこれらの指定から除外されていたものである。両門は昭和十八年二之丸内に県立体育館を建設するにあたり、一旦解体して保管されていたが、同四十七年に特別史跡の現状変更許可を得て^{注一}、修理再建された。

そのさい、東二之門は本丸東二之門跡に^{注二}、移建され、また大手二之門は多少地上げされている。

大手二之門は二之丸の西側、東二之門は二之丸の東側にある櫓形の外門を形成していたもので、両門とも慶長創建時の遺構と思われる。高麗門、本瓦葺で、軒廻りは漆喰塗り込めとし、柱、冠木や扉などには帯鉄を打ち付けている。規模も大手二之門が本柱間四・三七メートル(一四・四尺)、東二之門が四・二六メートル(一四・〇五尺)と、ほとんど変わらない。

両門はすでに指定されている四棟と共に築城当初の一連の建物として重要である。修理再建時の取替材も少い。

※1 両門の再建については昭和四十六年六月三日付けで現状変更が許可、通知されている。

委保第四の四二五号「特別史跡名古屋城跡の現状変更(二之丸東西鉄門再建等)について工事に当っては文化庁による技術指導が行われた。

なお、一般には東二之門は東鉄門、大手二之門は西鉄門と呼ばれている。

※2 本丸の東二之門は戦前国宝に指定されていたが昭和二十年五月二十四日戦災で焼失したため同二十四年十月十三日付けで指定が解除された。正しくは五月十四日。

圖8 元離宮名古屋城内城郭建造物24棟 国宝(旧国宝)指定告示(右)、二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門 重要文化財指定告示(左)

4. 文化財(建造物)の価値

〔西南隅櫓(A01)、東南隅櫓(A02)、西北隅櫓(A03)〕(表5・6)

(1) 名古屋城築城から現存する建造物としての価値

名古屋城に現存する隅櫓は慶長・元和期の城郭建築が最も発達した時代の代表的な建造物であり、規模も大きい。建築時期が概ね特定できる三階建ての隅櫓として、本丸には慶長期の3棟、御深井丸には元和期の1棟が残っていたが、戦災により1棟焼失した。よって、名古屋城築城期に4棟創建された三階櫓のうち3棟が現存する。

(2) 架構形式の発展過程

西南隅櫓及び東南隅櫓については1・2階が同規模で、側柱および入側柱を通柱とし、柱長を変えることで入側の屋根を形成する構法を用いる。

これに対し、西北隅櫓には通柱が無く、側柱から入側柱に掛けられた投掛梁の上に柱踏を置いて上階の柱を建てる層塔型天守と類似した架構をもつ。投掛梁を用いる架構は小天守にも共通するが、小天守では投掛梁の上に上階柱を建てず、入側柱の上に上階柱を載せていることから、小天守に採用された投掛梁の架構が進化し、西北隅櫓で投掛梁の上に上階柱を建てたと考えられる。

この投掛梁の上に上階柱を建てる架構形式は建築時期とも関係する。西南隅櫓及び東南隅櫓は天守と同じ慶長17年(1612)頃、西北隅櫓は墨書から元和5年(1619)創建の可能性が指摘されており^{※1}、の、これ以降に建てられたと考えられる大坂城千貫櫓(1620)や二条城の西南隅櫓(1625-1626)などにも採用されている。これら二つの形式の櫓が名古屋城に現存することは、城郭建築における架構の発展過程を知るうえで重要な意味をもつ。

この架構形式を用いることから、西北隅櫓では通減率に自由度が増している。1階から2階では梁間桁行共に1間=6尺5寸落とすことで上階柱は下階柱の中間に建つ。2階から3階では梁間桁行共に9尺7寸落している。この通減率の調整により、外観の軒先位置が概ね一直線に配列する。このとき、通減した3階の梁間・桁行寸法の入側巾は6尺5寸のままとしていることから、身舎の柱間(8.1尺、7.6尺)がイレギュラーとなり、他では見ない平面寸法で出来上がっており、層塔式の架構形式の発展を考える上で貴重な事例と考えられる。

(3) 柱の仕上げに使用する工具の変化

西南隅櫓・東南隅櫓ともに、多くは細刃の台鉋仕上げの柱であり、最上階は特に精緻に加工されている。

西北隅櫓の1階柱では、蛤刃や平刃のチョウナ仕上げが多く、転用材が一本置きに配置される。西北隅櫓でも上階へ上がるほどに細刃の台鉋仕上げの柱が増え、転用材は用いられなくなる。

また、これらに共通することとして、最上階は格式が高く、細刃の台鉋に加えヤリガンナ仕上げの柱が多くなる。このように1棟の建築のなかでも使用工具を変え、格の違いを表現している。

(4) 清須城の転用である可能性

西北隅櫓は別名清須櫓とも呼ばれ、『金城温古録』(『ぶんいひつじょう聞惟筆乗』より引用)には「清須櫓と云ふは御城乾角の櫓をいふ。清須の小天守のよし」とあり、古くから清須城を転用したものと伝えられてきている。部材に着目したとき、西北隅櫓よりも早くに創建された西南隅櫓・東南隅櫓の両

櫓の柱は櫓材を細刃の台鉋で仕上げているものが多くみられるにも関わらず、それらよりも後に建てられた西北隅櫓の柱は転用された松材も多くみられ、さらにこれらの部材表面には蛤刃や平刃のチョウナで仕上げられている。

西南隅櫓・東南隅櫓と比べて西北隅櫓は建築時期が新しく、架構形式も新しいにも関わらず、加工に用いられた大工道具が古式であるというねじれが生じており、清須城からの転用材の可能性は大いにあるといえる。清須から名古屋への遷府の痕跡の可能性を含む部材が現存していることは大変貴重である。

（５） 西北隅櫓の位置付け

西北隅櫓の特異点として前述の通り建築時期が遅れていること、架構形式が他の櫓と異なることが挙げられる。さらに構造の細部に着目したとき、外観では三重の屋根を設え、本丸側にも千鳥破風を設けること、内部においては１、２階には敷居・鴨居が無く、内壁が漆喰塗りを主としていること、３階では敷居・鴨居は付くが辺付が付かないことや、開口廻りでは窓敷居に敷鉄が入らないことなどが挙げられる。また、１階に石落しが付くことは他の櫓と著しく異なる仕様で建てられているといえる。なお、軒に力垂木を用いていることなども鑑みると、西北隅櫓は城内で櫓の仕様が一律ではないことが読み取れる事例として重要である。

（６） 本丸の東と西の櫓で異なる設え

西南隅櫓は３階に長押を廻らし釘隠を打ち天井を張り、軒には桔木を用いているが、これらの仕様は小天守と同様である。

東南隅櫓と焼失した東北隅櫓の保存図を比較した場合、どちらも桔木を持たず、天井も張らず、長押もなく、３階に至っては桁行に大きな梁を掛け、本丸側の身舎柱を抜く架構を持っている。

東側に並ぶ東北隅櫓と東南隅櫓はごく質素な設えであるのに対し、西側に並ぶ西南隅櫓と小天守では、居室としての設えを持っている。その設えの違いは、機能の違いによって生じていると考えられ、名古屋城の各櫓が多様な用途と格式を持つことを示すものと考えられる。

（７） 最大級の三階櫓が３棟現存する価値

櫓の規模としては三階櫓が最大級で格式が高い。現存する三階櫓を見ていくと、全国に１２棟存在し（表７）、そのうち３棟が名古屋城に現存する。明治６年（１８７３）の廃城令や戦災をくぐり抜け、慶長・元和期の三階櫓が名古屋城に３棟揃って保存されていることは、大変貴重である。

※１ 昭和 39 年(1964)の解体修理工事の際に、１階中仕切内法員の壁下地に隠れる面で墨書が確認された。報告では当初材と断定する柱と同質で、仕上面等が一致することから当初材と認定している。墨書で書かれた文章末尾に「未九月十一日 庄左工門 二十五才」（報告書の翻刻による）とあり、未年が元和 5 年(1619)にあたるため、西北隅櫓の創建年の根拠として用いられている（『重要文化財名古屋城西北隅櫓修理工事報告書』）

表 5 櫓・小天守仕様比較表

●：あり ×：なし

	A01.西南隅櫓	A02.東南隅櫓	A03.西北隅櫓	東北隅櫓 (昭和実測図あり)	小天守 (昭和実測図あり)
創建年	慶長 17(1612)	慶長 17(1612)	元和 5(1619)	慶長 17(1612)	慶長 17(1612)
基礎	外周部：石垣 内周部：布石	外周部：石垣 内周部：布石	外周部：石垣 内周部：石垣	外周部：石垣 内周部：石垣	石垣
架構	柱上に上階柱	柱上に上階柱	投げ掛け梁上に 上階柱	柱上に上階柱	柱上に上階柱
樹種	ヒノキ	ヒノキ	マツ、ヒノキ、 クリ等	(不明)	(不明)
木部 仕上げ	主に細刃台鮑 仕上げ	主に細刃台鮑 仕上げ	主にチョウナ 仕上げ 転用材含む	(不明)	(不明)
1 階造作					
規模	7 間× 6 間	7 間× 6 間	8 間× 7 間	7 間× 6 間	13 間× 9 間
一間寸法	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸
壁仕上	堅板張り	堅板張り	漆喰塗	堅板張り	堅板張り
内法材	敷居鴨居● 長押×	敷居鴨居● 長押×	敷居鴨居× 長押×	敷居鴨居● 長押×	敷居鴨居● 長押●
窓形式	片引き	片引き	石落し：引違い 一般部：片引き	片引き	片引き
窓格子	●	●	石落し張出部： × 一般部：●	●	●
石落し	×	×	●	×	●
2 階造作					
規模	7 間× 6 間	7 間× 6 間	7 間× 6 間	7 間× 6 間	3 階(最上階)造作 にて比較
一間寸法	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	
壁仕上	堅板張り	堅板張り	漆喰塗	堅板張り	
内法材	敷居鴨居● 長押×	敷居鴨居● 長押×	敷居鴨居× 長押×	敷居鴨居● 長押×	
窓形式	片引き	片引き	片引き	片引き	
窓格子	●	●	●	●	
石落し	●	●	×	●	
3 階(最上階)造作					
規模	5 間× 4 間	5 間× 4 間	5 間× 4 間	5 間× 4 間	9 間× 5 間
一間寸法	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 8 尺 1 寸 5 分 桁行： 7 尺 6 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸	梁間： 6 尺 5 寸 桁行： 6 尺 5 寸
壁仕上	堅板張り	堅板張り	漆喰塗	堅板張り	堅板張り
内法材	敷居鴨居● 長押●	敷居鴨居● 長押×	敷居鴨居● 長押●	敷居鴨居× 長押×	敷居鴨居● 長押●
天井	●	×	×	×	●
窓形式	引違い 一部片引き	片引き	一般部：引違い 隅 部：片引き	片引き	北・西側：片引き 南・東側：引違い
窓格子	×	●	×	●	×

表 6 櫓・小天守屋根形式比較表

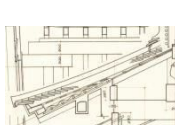
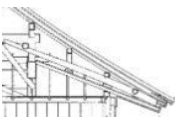
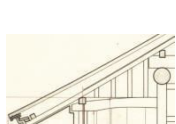
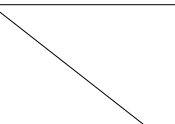
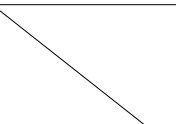
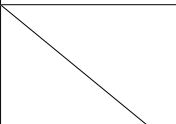
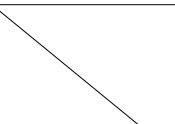
	A01.西南隅櫓	A02.東南隅櫓	A03.西北隅櫓	東北隅櫓 (昭和実測図あり)	小天守 (昭和実測図あり)
1 重屋根					
野屋根	×	×	×	×	×
出桁	×	×	●	×	×
桔木	×	×	×	×	×
チカラ垂木	×	×	×	×	×
石落し上破風形状	西側：入母屋型千鳥破風 南側：千鳥破風 軒唐破風	南側：切妻型千鳥破風 東側：入母屋型千鳥破風	入母屋型千鳥破風	切妻型千鳥破風	据え破風(千鳥破風)
2 重屋根					
屋根形式	入母屋	唐破風付入母屋	入母屋	入母屋	入母屋
野屋根	●	×	×	×	●
出桁	×	×	●	×	×
桔木	●	×	×	×	●
チカラ垂木	×	×	×	×	×
3 重屋根					
屋根形式	—	—	入母屋	—	—
野屋根	—	—	●	—	—
出桁	—	—	×	—	—
桔木	—	—	×	—	—
チカラ垂木	—	—	●	—	—

表 7 重要文化財(建造物)指定を受けている隅櫓(多聞櫓・渡櫓・櫓門などは除く)

番号	名 称	所在地	年 代	構造及び形式	指定年月日
1	弘前城二の丸辰巳櫓	青森県弘前市	慶長 16(1611)	三重三階櫓、 とち葺形銅板葺	昭 12 (1937).07.29
2	弘前城二の丸未申櫓	青森県弘前市	慶長 16(1611)	三重三階櫓、 とち葺形銅板葺	昭 12 (1937).07.29
3	弘前城二の丸丑寅櫓	青森県弘前市	慶長 16(1611)	三重三階櫓、 とち葺形銅板葺	昭和 12 (1937).07.29
4	新発田城旧二の丸隅櫓	新潟県新発田市	江戸中期 (1661-1750)	二重二階隅櫓、 入母屋造、本瓦葺	昭和 32 (1957).06.18
5	金沢城石川門櫓	石川県金沢市	天明 8(1788)	二重二階隅櫓、 鉛瓦葺	昭和 10 (1935).05.13
6	名古屋城西南隅櫓	愛知県名古屋市	慶長 17(1612)頃	二重三階、本瓦葺	昭和 5 (1930).12.11
7	名古屋城東南隅櫓	愛知県名古屋市	慶長 17(1612)頃	二重三階、本瓦葺	昭和 5 (1930).12.11
8	名古屋城西北隅櫓	愛知県名古屋市	元和 5(1619)頃	三重三階、本瓦葺	昭和 5 (1930).12.11
9	彦根城西の丸三重櫓 及び続櫓	滋賀県彦根市	慶長頃 (1596-1614)頃	三重三階櫓、 本瓦葺 東北及び東南続櫓 各一重櫓、本瓦葺	昭和 26 (1951).09.22
10	二条城東南隅櫓	京都府京都市	慶長 7～8 及び 寛永 2～3 (1625-1626)	二重二階櫓、 入母屋造、本瓦葺	昭和 14 (1939).10.28
11	二条城西南隅櫓	京都府京都市	慶長 7～8 及び 寛永 2～3 (1625-1626)	二重二階櫓、 入母屋造、本瓦葺	昭和 14 (1939).10.28
12	大阪城千貫櫓	大阪府大阪市	元和 6(1620)	二重二階、本瓦葺	昭和 28 (1953).06.13
13	大阪城乾櫓	大阪府大阪市	元和 6(1620)	矩折二重二階、 本瓦葺	昭和 28 (1953).06.13
14	大阪城一番櫓	大阪府大阪市	寛永 7(1710)	二重二階、本瓦葺	昭和 28 (1953).06.13
15	大阪城六番櫓	大阪府大阪市	寛永 5(1708)	二重二階、本瓦葺	昭和 28 (1953).06.13
16	明石城巽櫓	兵庫県明石市	江戸前期 (1615-1660)	三重三階櫓、 本瓦葺	昭和 32 (1957).06.18
17	明石城坤櫓	兵庫県明石市	江戸前期 (1615-1660)	三重三階櫓、 本瓦葺	昭和 32 (1957).06.18
18	姫路城木の櫓	兵庫県姫路市	慶長 6～14 (1601-1609)	二重二階櫓、 本瓦葺	昭和 6 (1931).12.14
19	姫路城子の櫓	兵庫県姫路市	慶長 6～14 (1601-1609)	二重二階隅櫓、 本瓦葺	昭和 6 (1931).12.14
20	姫路城口の櫓	兵庫県姫路市	慶長 6～14 (1601-1609)	折曲り一重櫓、 本瓦葺	昭和 6 (1931).12.14
21	姫路城ルの櫓	兵庫県姫路市	慶長 6～14 (1601-1609)	二重二階櫓、本瓦葺	昭和 6 (1931).12.14
22	姫路城ヲの櫓	兵庫県姫路市	慶長 6～14 (1601-1609)	二重二階櫓、本瓦葺	昭和 6 (1931).12.14
23	姫路城ワの櫓	兵庫県姫路市	慶長 6～14 (1601-1609)	二重二階隅櫓、 本瓦葺	昭和 6 (1931).12.14
24	姫路城力の櫓	兵庫県姫路市	慶長 6～14 (1601-1609)	二重二階隅櫓、 本瓦葺	昭和 6 (1931).12.14
25	岡山場月見櫓	岡山県岡山市	元和元～寛永 9 (1615-1632)	二重二階隅櫓、 一部地階、本瓦葺	昭和 8 (1933).01.23
26	岡山城西丸西手櫓	岡山県岡山市	文禄 3～慶長 2 (1594-1597)	二重二階隅櫓、 本瓦葺	昭和 8 (1933).01.23
27	備中松山城二重櫓	岡山県高梁市	天和元～3 (1681-1683)	二重二階櫓、 本瓦葺	昭和 16 (1941).05.08
28	福山城伏見櫓	広島県福山市	桃山 (1573-1614)	三重三階櫓、 本瓦葺	昭和 8 (1933).01.23
29	高松城北之丸月見櫓	香川県高松市	延宝 4(1676)	三重三階隅櫓、 入母屋造、本瓦葺、 南面続櫓一重櫓、南 端入母屋造、本瓦葺	昭和 22 (1947).02.26

30	高松城旧東之丸長櫓	香川県高松市	延宝 5(1677)	三重三階隅櫓、 入母屋造、本瓦葺	昭和 22 (1947).02.26
31	松山城乾櫓	愛媛県松山市	江戸前期 (1615-1660)	矩折二重二階隅櫓、 一部一重、 本瓦葺	昭和 10 (1935).05.13
32	松山城野原櫓	愛媛県松山市	江戸前期 (1615-1660)	二重二階隅櫓、 一部一重、本瓦葺	昭和 10 (1935).05.13
33	大洲城高欄櫓	愛媛県大洲市	文久元(1861)	二重二階櫓、 本瓦葺	昭和 32 (1957).06.18
34	大洲城芋綿櫓	愛媛県大洲市	天保 14(1843)	二重二階櫓、 本瓦葺	昭和 32 (1957).06.18
35	大洲城三の丸南隅櫓	愛媛県大洲市	明和 3(1766)	二重二階櫓、 本瓦葺	昭和 32 (1957).06.18
36	福岡城南丸多聞櫓 (隅櫓付)	福岡県福岡市	嘉永 7(1854)	一重櫓、南端二重二 階隅櫓、本瓦葺	昭和 46 (1971).12.28
37	熊本城宇土櫓	熊本県熊本市	慶長 6-12 (1601-1607)	三重五階櫓、地下一 階付、続櫓一重櫓、一 部二階、総本瓦葺	昭和 8 (1933).01.23

※ 1 文化庁：国指定等文化財データベースによる。

※ 2 太字は三階櫓を示す。

〔表二の門(A04)、二之丸大手二之門(A05)、旧二之丸東二之門(A06)〕

(1) 名古屋城築城時の門としての価値

表二の門は築城時から現在位置に、大手二之門は二之丸の西側、東二之門は二之丸の東側にある枡形の外門を形成していた。二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門は昭和 38 年(1963)二之丸内に県立体育館を建設するにあたり、一旦解体して保管されていたが、同 47 年(1972)に特別史跡の現状変更許可を得て※1、修理再建された。

すべての門が名古屋城築城時の創建で、現存する数少ない名古屋城築城時の建造物であり、貴重である。

(2) 現存する高麗門としては最古級の価値

現存する高麗門のうち、最も古いものは慶長期である。この頃創建された高麗門としては、姫路城いの門、ろの門、への門、との二門、との四門、りの門(1601-1610)、旧膳所城遺構2例(1596-1615)、そして名古屋城があげられる。よって、名古屋城の高麗門は国内現存の最古級であり、貴重である。

(3) 高麗門の構法の技術的發展を考えるうえでの価値

高麗門の構法に着目すると柱と冠木の関係にふたつの形式が見えてくる。一つ目は鏡柱上に冠木が載る構法、二つ目は冠木等の横架材で鏡柱が止まらず棟木まで延びる構法がある。

前者は柱に対して冠木勝ちとなり、鏡柱と冠木で矩形に組まれた構造の上に腕木を載せ、桁・棟木を配置し垂木を勾配に据えている。慶長期創建の高麗門はすべてこの構法が用いられており、名古屋城の高麗門もこの形式をとる。その他、姫路城、金沢城、大阪城等にもみられる。

それに対し、後者では柱は冠木に対して柱勝ちになり、棟木まで一本でのぼり、桁は柱から出した腕木に載せる。この形式は旧江戸城、丸亀城に見ることが出来る。

名古屋城に現存する高麗門はすべて鏡柱に冠木を載せる古式な構法を用いており、その後に造られた高麗門と構法を比較することで技術的發展過程を知る貴重な事例である。

※ 1 門の再建については昭和 46 年(1971)6 月 3 日付けで現状変更が許可、通知されている。

【乃木倉庫(B01)】**(1) 旧日本陸軍軍事施設のうち煉瓦造建築としての価値**

乃木倉庫は、陸軍省の工兵第三方面によって建築設計と工事監督が行われ、明治 12 年(1879)7 月に着工、明治 13 年(1880) 10 月に名古屋鎮台予備弾薬庫として竣工したことが史料から判明している。

国内に現存する旧日本陸軍軍事施設のうち、最初期のものとしては、明治村に移築保存されている「歩兵第六聯隊兵舎」(明治 6 年(1873)、木造二階建、国登録有形文化財)や「名古屋衛戍病院」(明治 11 年(1878)、木造平屋建、愛知県指定有形文化財)があるが、煉瓦造建築あるいは倉庫建築としては乃木倉庫が最も古い事例である(表 8)。

また六鎮台時代以降の旧日本陸軍の施設は城郭内あるいは城郭に隣接して建設されることが多かったが、大半は現存しない。現在も城郭内に確認できる旧日本陸軍の遺構としては、大阪城内の第四師団司令部庁舎(昭和 6 年(1931))や旧大阪砲兵工廠化学分析場(大正 8 年(1919))、広島城内の中国軍管区司令部跡(旧防空作戦室)などがあるが、明治期の六鎮台時代における遺構としては乃木倉庫が唯一の現存事例である。

よって乃木倉庫は国内の旧日本陸軍軍事施設の中でも現存最古の煉瓦造建築であり、明治期の旧日本陸軍が城郭内に建設した施設が現存している唯一の事例としても注目される。また、建設年代や明治初期の陸軍営繕体制が特定できるものとしても貴重な事例である。

(2) 火薬倉庫の規範としての価値

乃木倉庫は旧日本陸軍が建設した弾薬ないし火薬の格納庫として初期のものである。一般的な火薬庫の構造を規定した火薬取締規則は、明治 17 年(1884)12 月に制定された。「火薬庫は皇陵社寺公園家屋火を取扱う場所宅地国道県道鉄道電信柱汽船の通すべき河湖及他の火薬庫境界との中間に 50 間以上の距離を有つ可し」(第 17 条)、「火薬庫は土蔵又は煉瓦造にして家根は軽量の不燃質物を用い内部には鉄釘石瓦を露わさず窓には透明の硝子を用ゆべからず又避雷針を設け庫外の周囲に 2 間以上を隔てて高さ 6 尺以上の土堤を築き入口に火薬庫と書したる標木(曲尺 6 尺以上にして 5 寸角以上のもの)を建つ可し」(第 18 条)と定めている。乃木倉庫は本規則以前に造営されたもので、土塁が築かれていないなど、日本における火薬庫の過渡期の様相を呈している。

そもそも火薬庫は、鉱山運営にも不可欠な建築であり、明治期日本の近代化に密接に関わっていた。乃木倉庫は、現存最古の火薬庫建築であり、火薬庫の構造形式、築造技術からみて、日本の近代化遺産史上貴重な建造物である。

(3) 煉瓦造倉庫の技術的發展を考えるうえでの価値

明治初期、日本国内における倉庫の構造として主には旧来の土蔵造(米蔵や酒蔵等)が多かったが、産業の近代化に伴い倉庫の規模や構造に変化が見られ、明治 5 年(1872)に木骨煉瓦造で建設された富岡製糸場繭倉庫(東置繭所、西置繭所)が煉瓦を用いた倉庫として最も早い例として知られる(表 9)。また保税倉庫では、明治 11 年(1878)に神戸税関において、同 13 年(1880)に横浜税関において、煉瓦造倉庫が建設された。一方、民間商社が近代倉庫業を設立し始めるのもその頃からで、同 13 年に仏人レスカスの設計によって三菱倉庫の元となる煉瓦造倉庫(2 階建、7 棟)

が東京江戸橋に建設された。乃木倉庫の建設もまた同年代であり、煉瓦造倉庫として早い時期といえる。

また乃木倉庫は、建築から 11 年後の明治 24 年(1891)10 月に濃尾地震に遭遇した。震度 6 相当の強烈な揺れに見舞われながらも、被災地の調査を行ったジョサイア・コンドルが「全く無傷で、小さなヒビ一つなかった。」と報告するほど、乃木倉庫の被害状況は最小限に抑えられていた。濃尾地震で名古屋城内も本丸多門櫓が大破したほか、市内では煉瓦造の多くが壊滅的な被害を受けた一方で、唯一無傷で残った煉瓦造建築として、乃木倉庫はその耐震的な特性を評価されている。

乃木倉庫は、煉瓦造倉庫における建築技術的発展や煉瓦造建築における耐震技術史を考えるうえで貴重な事例であると言える。

(4) 総括

乃木倉庫は、名古屋鎮台の予備弾薬庫として明治 13 年(1880)10 月に建築され、旧日本陸軍軍事施設の中でも現存最古の煉瓦造建築である。弾薬格納の専用倉庫としての機能を備え、当時最新式の建築構造や工法を採用し、煉瓦造建築として、建築技術史的にも価値が認められる。また、濃尾地震による強い揺れにも耐え、無傷で残った煉瓦造建築としても大きな評価を受けたことは、耐震技術の歴史上でも貴重な事例である。

その後、第二次世界大戦時の昭和 20 年(1945)には、その強固さから本丸御殿障壁画などが避難のために搬入され、戦災から貴重な文化財を無事に守った。こうした歴史的背景をもつ乃木倉庫は名古屋城の文化財として重要であり、国内をみても明治期の旧日本陸軍の施設が城郭内に現存している希少な存在である。

表 8 国内に現存する明治前半期に建設された主な旧日本陸軍関連施設

明治前半期：明治維新(1868)から日清戦争集結(1895)までの期間

番号	名 称	所在地	構造及び形式等 (太字：煉瓦造)	竣工年	文化財 区分	種別	指定理由 登録基準	指定 登録年
1	旧歩兵第六聯隊 兵舎(明治村旧歩兵 第六聯隊兵舎)	愛知県	木造二階建、 瓦葺、建築面積 389 m ²	明治 6 (1873) /1965 移築	国登録	その他 /建築物	②造形の規範	2004
2	旧陸軍第二師団歩兵 第四連隊 兵舎(仙台 市歴史民俗資料館)	宮城県	木造二階建、 瓦葺	明治 7 (1874) /1972 移築	県指定	—	—	2023
3	旧歩兵第五連隊 兵舎(陸上自衛隊広 報資料館：防衛館)	青森県	木造二階建、 寄棟屋根	明治 9 (1876) /1968 移築	—	—	—	—
4	旧歩兵第六連隊 弾薬庫(乃木倉庫)	愛知県	煉瓦造平屋建、 瓦葺、建築面積 91 m ²	明治 13 (1880)	国登録	その他 /建築物	③再現する ことが容易 でない	1997
5	皇宮警察坂下護衛署 別館(明治村近衛局 本部付属舎)	愛知県	木造平屋建、 瓦葺、建築面積 197 m ²	明治 21 (1888) /1977 移築	国登録	官公庁舎 /建築物	②造形の規範	2003
6	旧陸軍宇治火薬製造 所 第三予乾燥実験 工場(京都大学化研 窯業化学実験工場)	京都府	煉瓦造、平屋建	明治 28 (1895)	—	—	—	—

7	旧陸軍宇治火薬製造所 第四予乾燥実験工場（京都大学化学研 窯業化学実験工場）	京都府	煉瓦造、平屋建	明治 28 (1895)	—	—	—	—
8	旧陸軍宇治火薬製造所 第二煮洗工場（京 都大学実験倉庫）	京都府	煉瓦造、平屋建	明治 28 (1895)	—	—	—	—

表 9 国内に現存する明治前半期に建設された主な倉庫建築

明治前半期：明治維新(1868)から日清戦争集結(1895)までの期間

番 号	名 称	所在地	構造及び形式等 (太字：煉瓦造)	竣工年	文化財 区分	種別	指定理由 登録基準	指定 登録年
1	旧富岡製糸場 東置 繭所	群馬県	木骨煉瓦造、建 築面積 1,486.60 ㎡、二階建、北面 庇・西面及び南 面 ヴェランダ 付、棧瓦葺	明治 5 (1872)	国宝	産業 2 次	—	2014
2	旧富岡製糸場 西置 繭所	群馬県	木骨煉瓦造、建 築面積 1,486.60 ㎡、二階建、東面 及び南面 ヴェラ ンダ付、棧瓦葺	明治 5 (1872)	国宝	産業 2 次	—	2014
3	國陣酒造有限会社 醸造蔵	島根県	土蔵造二階建	明治 7 (1874)	—	産業 2 次	—	—
4	酒持田本店旧蔵	島根県	土蔵造二階建、 瓦葺、建築面積 493 ㎡	明治 10 (1877)頃 /大正・ 昭和増築	国登録	産業 2 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	2017
5	旧升金商会事務所兼 倉庫	長崎県	木造二階建、 瓦葺、建築面積 133 ㎡	明治 10 (1877)頃	国登録	産業 3 次	②造形の規範	2016
6	旧歩兵第六連隊 弾薬庫(乃木倉庫)	愛知県	煉瓦造平屋建、 瓦葺、建築面積 91 ㎡	明治 13 (1880)	国登録	軍事	③再現する ことが容易 でない	1997
7	旧土崎湊御蔵 7号倉庫	秋田県	土蔵造平屋建、 建築面積 449 ㎡	明治 13 (1880)	—	産業 3 次	—	—
8	旧土崎湊御蔵 8号倉庫	秋田県	土蔵造平屋建、 建築面積 431 ㎡	明治 13 (1880)	—	産業 3 次	—	—
9	五木宗レンガ倉庫	茨城県	煉瓦造三階建	明治 15 (1882)	—	産業 3 次	—	—
10	中島酒造場主屋	佐賀県	木造二階建、 瓦葺、建築面積 513 ㎡	明治 18 (1885)	国登録	産業 3 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	2006
11	福西本店袖蔵	福島県	土蔵造二階建、 瓦葺、建築面積 46 ㎡	明治 19 (1886) /平成 28 改修	国登録	産業 2 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	2019
12	旧栗田煙草合資会社 土蔵(栗田家土蔵)	静岡県	土蔵造平屋建	明治 20 年代 (1887)	—	産業 2 次	—	—
13	旧三角海運倉庫 (三角築港記念館)	熊本県	土蔵造二階建、 瓦葺、建築面積 168 ㎡	明治 20 (1887)頃	国登録	産業 3 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	2004
14	安本酒造米蔵	福井県	土蔵造二階建及 び木造平屋建、 瓦葺、建築面積 45 ㎡	明治 21 (1888)	国登録	産業 2 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	2015
15	倉敷紡績記念館	岡山県	木造一部煉瓦造 二階建、瓦葺、建 築面積 701 ㎡	明治 21 (1888)	国登録	産業 2 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	1998
16	旧王子製紙製品倉庫	静岡県	煉瓦造平屋建、 建築面積約 166 ㎡	明治 22 (1889)	県指定	産業 2 次	—	1977

17	秋田銘醸 1号蔵	秋田県	土蔵造二階建、 建築面積約 88.6 ㎡	明治 23 (1890)	—	産業 2 次	—	—
18	秋田銘醸 2号蔵	秋田県	土蔵造二階建	明治 23 (1890)	—	産業 2 次	—	—
19	旧富士製紙株式会社 第一工場倉庫(新富士 製紙株式会社倉庫)	静岡県	煉瓦造平屋建、 建築面積約 477 ㎡	明治 23 (1890)	—	産業 2 次	—	—
20	石賀本店土蔵	鳥取県	土蔵造二階建、 瓦葺、建築面積 104 ㎡	明治 24 (1891)	国登録	産業 3 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	2009
21	両関酒造 1号蔵	秋田県	土蔵造二階建、 建築面積約 175 ㎡	明治 25 (1892)	—	産業 2 次	—	—
22	旧新町紡績所 倉庫	群馬県	煉瓦造、建築面 積 293.66 ㎡、棧 瓦葺	明治 27 (1894)	国重文	産業 2 次	(三)歴史的 価値の高い もの、他	2015
23	旧本庄商業銀行煉瓦 倉庫	埼玉県	煉瓦造二階建、 瓦葺、建築面積 279 ㎡	明治 27 (1894)	国登録	産業 3 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	1997
24	飯島商店作業所棟	長野県	木造三階建、 瓦葺、建築面積 330 ㎡	明治 27 (1894)頃	国登録	産業 3 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	2007
25	飯島商店事務所棟	長野県	木造三階建、 瓦葺、建築面積 231 ㎡	明治 27 (1894)頃	国登録	産業 3 次	①国土の歴 史的景観に 寄与	2007

5. 文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件

(1) 現存建造物等

文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件として表 10 に掲げるものが挙げられる。その他、特別史跡名古屋城跡を構成する (I)(II)(III)及び(IV)に示された建造物または工作物が一体となって城内の歴史的価値を構成している(表 11)。これら建造物及び工作物は財務省、名古屋市、一般財団法人名古屋城振興協会によってそれぞれ所有または管理されている(図 9・10)。

表 10 文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件

種 別	名 称	指定面積	指定年月日
史蹟 (追加指定) 特別史跡	名古屋城	390,056.72 ㎡	昭和 7 年(1932)12 月 12 日
	〃	390,217.48 ㎡	昭和 10 年(1935)5 月 15 日
	名古屋城跡	〃	昭和 27 年(1952)3 月 29 日
名勝 (追加指定)	名古屋城二之丸庭園	5,137.18 ㎡ 30,463.35 ㎡	昭和 28 年(1953)3 月 31 日 平成 30 年(2018)2 月 13 日

※ 二之丸内と三之丸北東の土塁は、昭和 52 年(1977)6 月 27 日の文化財保護審議会にて特別史跡に追加指定すべきと答申されたが、告示されずに現在に至っている。

種 別	名 称	員 数	指定年月日
天然記念物	名古屋城のカヤ	—	昭和 7 年(1932)7 月 25 日
重要文化財(美術工芸品) (追加指定)	旧本丸御殿障壁画	183 面 附 16 面 149 面	昭和 25 年(1950)8 月 29 日 昭和 30 年(1955)6 月 22 日
重要文化財(美術工芸品)	旧本丸御殿天井板絵	331 面 附 369 面	昭和 31 年(1956)6 月 28 日

種 別	名 称	員 数	指定年月日
市指定有形文化財 (建造物)	余芳亭	1 棟	昭和 48 年(1973)10 月 15 日

※1 市内で民間所有されていた余芳亭は平成 22 年度(2010)に名古屋市へ寄贈され、令和 6 年度(2024)に二之丸庭園の原位置へ移築再建予定。

表 11 特別史跡名古屋城跡の構成要素

地区区分	(Ⅰ) 本質的価値を 構成する諸要素	(Ⅱ) 本質的価値の理解を 促進させる諸要素	(Ⅲ) 歴史的経緯を 示す諸要素	(Ⅳ) その他の諸要素
本丸	近世：曲輪、虎口、 石垣、土塁、内堀、 地下遺構、東南隅櫓、 西南隅櫓、表二の門 (及び附属土塀)、旧二 之丸東二之門、井戸	本丸御殿、不明門、 天守閣(大天守・ 小天守)、御殿椿、御殿椿 跡地	近代：石垣、地下遺構	便益・休憩施設、管理 施設、案内・説明板、 植栽、動物
二之丸(北) (有料区域)	近世：曲輪、石垣、 土塁、地下遺構、 二之丸庭園、南蛮練 塀、井戸、埋門跡、 余芳	—	近代：石垣、地下遺 構、藩祖遺訓之碑、 尾張勤皇青松葉事件 之遺跡碑、那古野城 碑、光烈の碑、埋御 門跡の碑	現代：清正公石曳きの 像、土塁 便益・休憩施設、管理 施設、案内・説明板、 二之丸広場、植栽
西之丸	近世：曲輪、虎口、 石垣、土塁、地下遺 構、名古屋城のカヤ、 塀控柱	正門(榎多門)、 西の丸御蔵城宝館	近代：石垣、地下遺構、 恩賜元離宮名古屋城 碑、樹脂採取の松、被 熱ムクノキ	井戸、便益・休憩施 設、管理施設、案内・ 説明板、植栽

御深井丸	近世：曲輪、虎口、石垣、土塁、地下遺構、西北隅櫓、井戸、天守礎石、石垣修理碑、塀控柱	—	近代：石垣、地下遺構、乃木倉庫、仮賢所跡、金城温故録碑	現代：茶席(書院、猿面茶席、漱看茶席、茶席門、又隠茶席、織部堂)、茶席庭園、建中寺靈廟燈籠、古代寺院礎石、河内飛鳥寺塔心礎、団原古墳石室、便益・休憩施設、管理施設、案内・説明板、植栽
------	--	---	-----------------------------	---

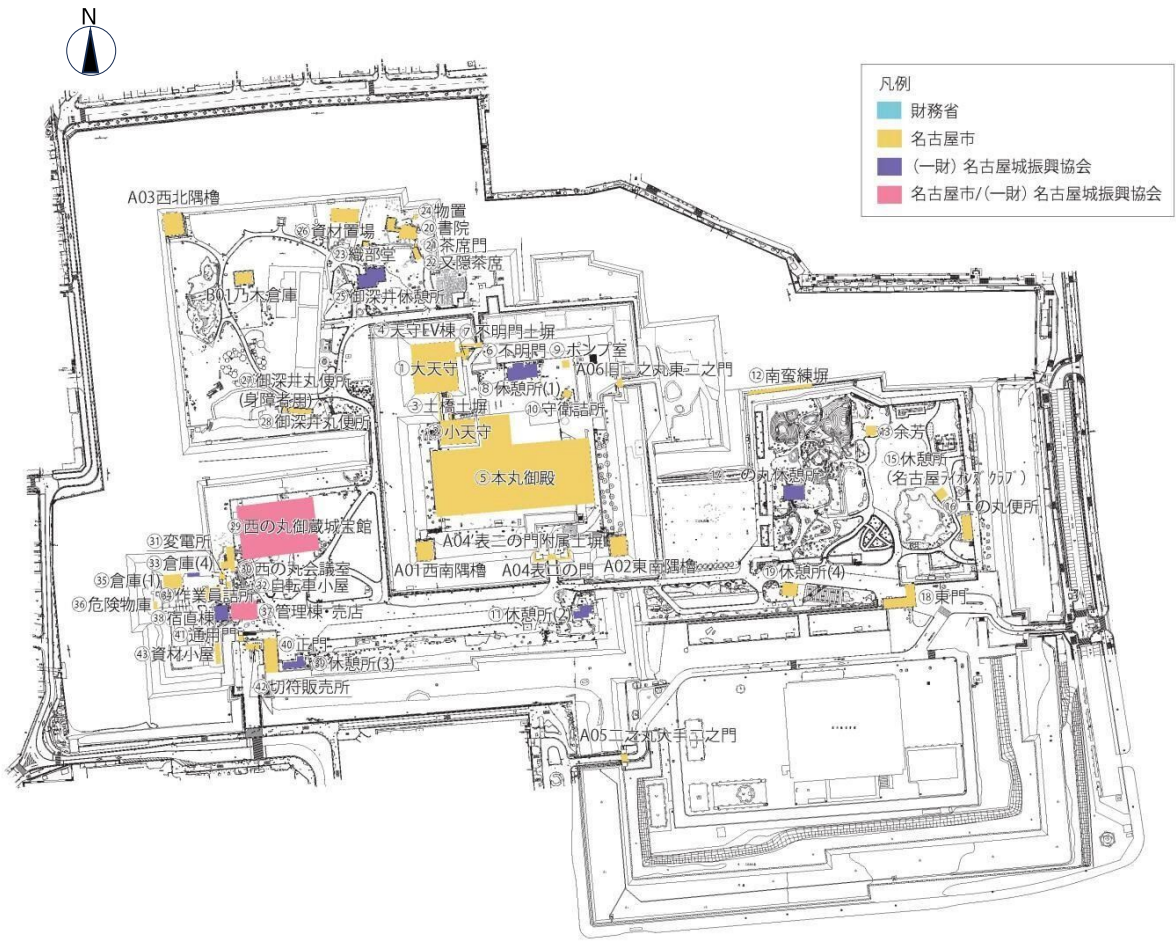
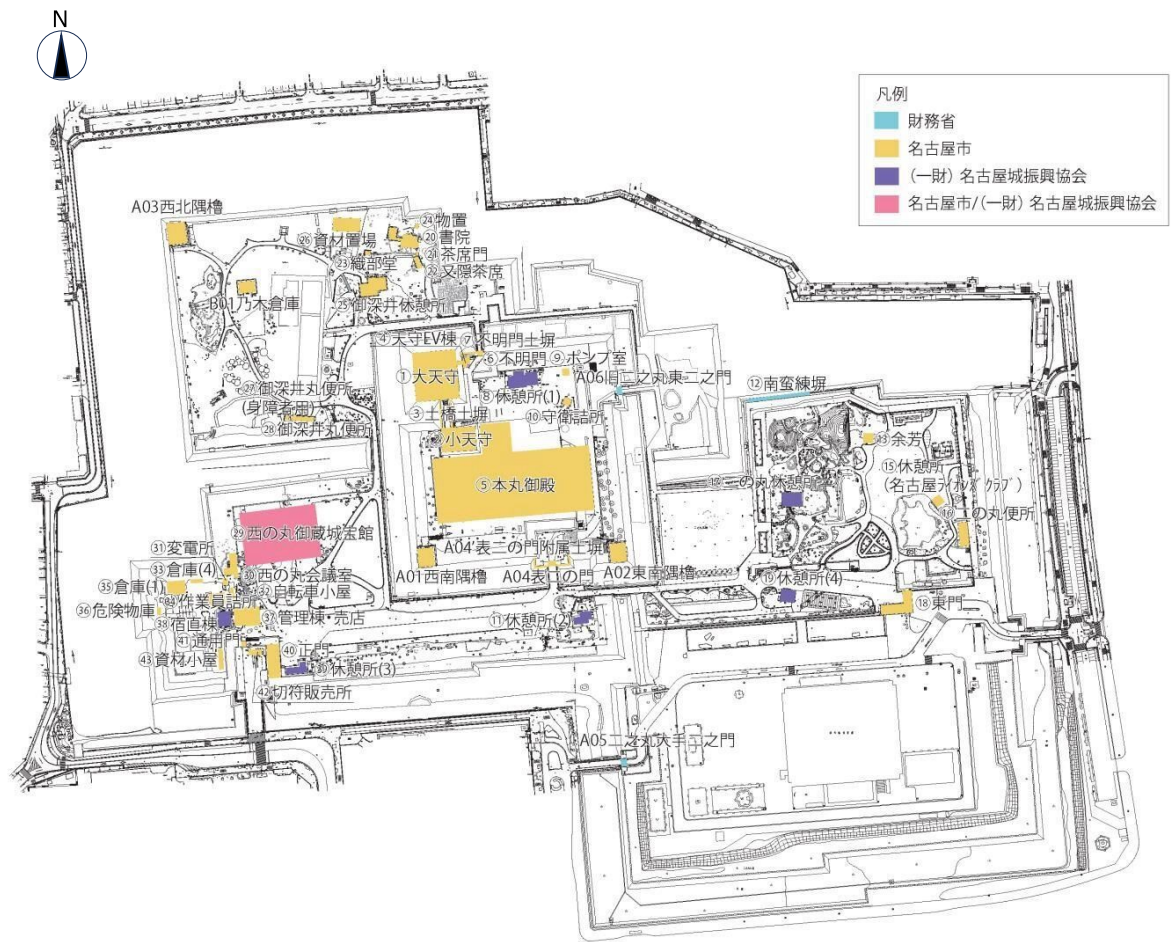


図 9 城内建造物・工作物の所有区分



(2) 非現存建造物等

築城から江戸時代を通して城内には多くの建造物が建てられたが、明治時代以降は陸軍による撤去や第二次世界大戦の空襲による焼失、他の災害等によって大半の建造物が失われている。このうち空襲によって焼失した建造物を挙げると、旧国宝に指定されていた 24 棟のうち 20 棟が一度に失われた(表 12)。ただし、これらは昭和 7 年(1932)から行われた調査記録である「昭和実測図」、昭和 15 年(1940)から撮影された「ガラス乾板写真」で詳細な記録が残されている。その他、かつて二之丸に所在し鶴舞公園に移築されていた猿面茶席(旧国宝)も空襲により焼失している。

明治時代に名古屋城が陸軍の所管となった際、城内の主要な建造物以外は競売にかけられ、一部は民間へ移築されたほか、多くは部材取りとして使用された。この時移築されて現存する建造物として、かつて二之丸庭園に所在した余芳及び風信が挙げられる。どちらも現存する茶席として昭和 48 年(1973)に名古屋市有形文化財へ指定され、余芳が平成 22 年度(2010)に名古屋市へ寄贈されている。その他、名古屋城からの移築伝承が残されている建造物を 7 棟確認している(表 13)。どれも移築時の明確な記録が残されておらず、真偽は不明である。

表 12 旧国宝名古屋城 指定文化財 24 棟

	名 称	備 考		名 称	備 考
1	大天守	昭和 34 年(1959)に復元	13	玄関	平成 29 年(2017)に復元
2	小天守		14	大廊下	
3	西南隅櫓	【現存】	15	表書院	
4	東南隅櫓	【現存】	16	対面所	
5	東北隅櫓		17	梅之間及鷺廊下	
6	西北隅櫓	【現存】	18	上洛殿	
7	表一之門		19	湯殿書院	
8	表二之門	【現存】	20	黒木書院	
9	東一之門		21	上御膳所	
10	東二之門	昭和 47 年(1972)に旧二之丸東二之門を移築	22	下御膳所	
11	不明門	昭和 34 年(1959)に復元	23	柳之間及孔雀之間	
12	正門	昭和 34 年(1959)に復元	24	上台所	

表 13 名古屋城からの移築伝承がある建造物

名称	所在地	原位置(伝承)	備 考
風信亭	名古屋市西区児玉	二之丸庭園内	名古屋市指定文化財(建造物) (昭和 48 年(1973)10 月 15 日指定)
正福寺山門	一宮市大和町	名古屋城門	一宮市指定文化財(建造物) (昭和 59 年(1984)3 月 1 日指定)
圓乗寺山門	北名古屋市石橋	名古屋城門	
泰岳寺山門	春日井市上条町	三之丸清水門	
興正寺東山門	名古屋市昭和区八事本町	本丸大手馬出柏子木門	
竹長押茶屋	弥富市前ヶ須町	下御深井御庭竹長押茶屋	弥富市指定文化財(建造物) (昭和 51 年(1976)12 月 10 日指定)
※妙興寺総門	一宮市大和町	—	一宮市指定文化財(建造物) (昭和 59 年(1984)3 月 1 日指定) ※一部で三之丸清水門とされるが、

			棟札が残っており、尾張犬山藩 5 代藩主成瀬正泰から屋敷門を譲り受けたと記されている
※個人宅茶室・門	稲沢市祖父江町	—	※名古屋城建造物の伝承があるが、調査から三之丸にあった成瀬家上屋敷の建造物の可能性がある

文化財(建造物)に付随して価値を形成する物件として、隅櫓にも掲げられている旧江戸城の銅鯨が挙げられる。名古屋離宮期の明治 43 年(1910)に宮城(旧江戸城)から銅鯨が移され、正門(旧江戸城蓮池御門)、本丸表一之門、本丸東一之門、小天守、東南・西南・東北・西北隅櫓に上げられた経緯をもつ。昭和 20 年(1945)に第二次世界大戦の空襲によって多くの建造物が焼失したが、現存する 3 つの隅櫓の銅鯨と焼失した建造物から回収された銅鯨が残されている(表 14)。銅鯨には製作年や工人名、移設時の銘などが記されており、名古屋城離宮の歴史的背景を窺うことのできる資料である。

表 14 名古屋城銅鯨(旧江戸城銅鯨)一覧

種別	名 称	製作時期	作者	銘
(旧江戸城銅鯨)	正門	明暦 3 年(1657)	正俊	「明暦三丁酉初冬 銅意入道 正俊作」
	表一之門北方	万治 3 年(1660)	正俊・正次	「萬治三年庚子二月吉日 御鑄物師 銅意法橋 同子渡辺近江大掾 源正次」「明治四十三年三月自東京城移之」 尾刻銘「宮内省御用達 野田平吉 代人 田中嘉策」
	表一之門南方	万治 3 年(1660)	正俊・正次	「萬治三年庚子二月吉日 御鑄物師 銅意法橋 同子渡辺近江大掾 源正次」「明治四十三年三月自東京城移之」 尾刻銘「宮内省御用達 野田平吉 代人 田中嘉策」
	腰鰭	不明	不明	銘なし
	小天守尾鰭	不明	不明	貼紙「慶長 宝 大修復 名 昭和二十年五月十九日灰燼二帰」
	東北隅櫓北方 右半身	不明	不明	刻銘「明治四十三年三月自東京城移之」
	東北隅櫓北方 左半身	不明	不明	銘なし
	東北隅櫓南方 右半身	不明	不明	刻銘「明治四十三年三月自東京城移之」
	東一之門東方	不明	不明	刻銘「明治四十三年三月自東京城移之」・「五十二貫目」
	東一之門西方	不明	不明	刻銘「明治四十三年三月自東京城移之」・「四十三貫目」
重要文化財(建造物)	西北隅櫓北方銅鯨	万治 3 年(1660)	正俊・正次	「萬治三庚子年二月吉日 御鑄物師銅意法橋 同子渡辺近江大掾源正次」・尾鰭「明治四十三年三月自東京城移之」
	西北隅櫓南方銅鯨	万治 3 年(1660)	正俊・正次	「萬治三庚子年二月吉日 御鑄物師銅意法橋 同子渡辺近江大掾源正次」・尾鰭「明治四十三年三月自東京城移之」
	西南隅櫓北方銅鯨	不明	不明	「明治四十三年三月自東京城移之」
	西南隅櫓南方銅鯨	不明	不明	「明治四十三年三月自東京城移之 御用達 野田平吉」
	東南隅櫓北方銅鯨	不明	不明	「明治四十三年三月自東京城移之」・「宮内省御用達
	東南隅櫓南方銅鯨	不明	不明	野田平吉 代理人田中嘉策」 ※南北の別不明

6. 立地環境

(1) 位置・地形特性

名古屋市の地形は、中央部の洪積台地、東部の丘陵地、北・西・南部の沖積平野の3つに大別され、東に高く西に低い地勢をなすものの、おおむね平坦な地形となっている。市域東部の丘陵地域は標高30～100m程度であり、北東部から南の知多半島へと直線的に連なっている。中央部の洪積台地は、標高5mから30mの極めて平坦な台地地形であり、6～9万年前に火山降灰の海底堆積物が隆起してできたといわれる。

名古屋城周辺の地形特性は、北及び西方が断崖になっており、濃尾平野の眺望が開ける絶好の佳地であるとともに、天然の要害でもあった。一方、東と南に連なる台地は、城下町の中心部を形成するのに安定した地盤が広がり、その南端には東海道と熱田湊が位置した。徳川家康が名古屋城を築くに当たっては、北及び西方の断崖を有するなど、軍事面でも好立地にあり、東西交通の要衝であることから、文化や交易の栄える都市を築くのに相応しい場所として、この地を選んだといわれる。

現在の名古屋市は東京から約260km、大阪から約140kmの位置にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっている。また、歴史的にみても、江戸時代には国内の主要な街道であった東海道及び中山道、これらの脇街道として美濃路、佐屋路などが通り、さらに木曽路(上街道)、善光寺路(下街道)、飯田街道(下街道)などが通り、交通の利便性が良い立地環境にある。

名古屋城は、市域中央部の洪積台地の北西端に位置し、市の玄関口である名古屋駅、あるいは、中心街の栄^{さかえ}から直線距離約2.5kmの位置にある。かつて武家屋敷や寺社が並んだ三之丸曲輪内には官庁街、名古屋城北には名城公園北園が広がり、西側には四間道^{しげみち}などの町並み保存地区など下町の雰囲気を残す住宅街がある。また、築城に際して必要な物資を運搬するための運河として開削された堀川が城下町の西端を南下し、伊勢湾に注いでいる。

(2) 周辺環境

名古屋城は清須越^{きよすごし}によって城下町を都市ぐるみで名古屋の地へ移転したとされることから、築城とともに城下町が形成され、名古屋城周辺には関連する多くの遺構が存在している。また、近代の産業都市の形成において大きな役割を果たした近代遺構も多数点在する。これらの遺構は、名古屋城とともに名古屋の歴史を刻んできた重要な要素であり、名古屋市の歴史を後世に伝える貴重な資産であるといえる。

このため、名古屋城周辺地区、熱田地区、志段味地区の3箇所は、名古屋市の歴史的風致を維持すべき歴史的風致地区として、『名古屋市歴史的風致維持向上計画(平成26年策定)』に掲げる重点区域に設定されている(図11)。このほか名古屋城周辺地区では、古地図に見られる城下町の範囲、若宮祭・名古屋まつり等において山車の運行経路となっている範囲など、各種の町並み保存地区(白壁・主税^{ちから}・榑木地区^{しゅもく}、四間道地区^{しげみち})が定められている。これらの地区は、名古屋城築城に伴って新たに発展した城下町であり、築城以来歴史と文化を育んできた場所として、名古屋城に関連する文化財及び遺構が多数点在している(図12)。

このように、名古屋城は築城以来の歴史を現在に伝える上記重点地区の中心に位置づけられる。なお、名古屋城周辺地区における、文化財保護法等に基づく文化財及び景観法等に基づく都市の景観形成上重要な建築物等については表15に示す通りである(令和6年(2024)3月時点)。

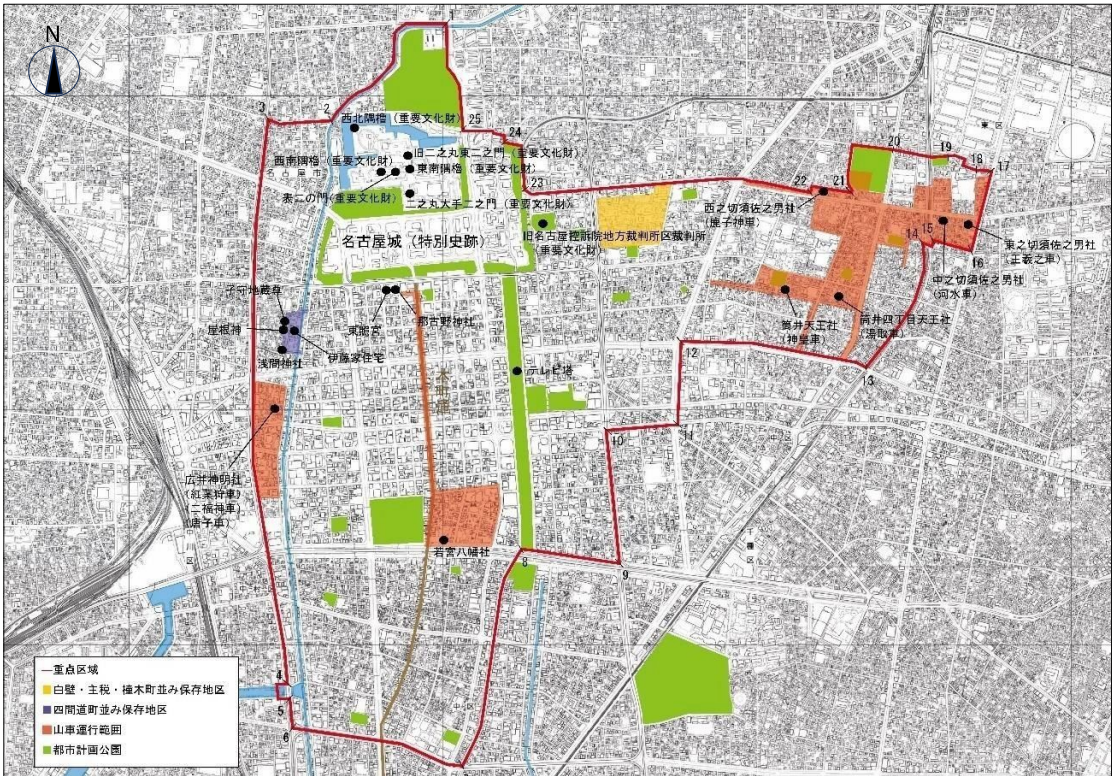


図 11 重点区域図(名古屋城周辺)



図 12 正徳 4 年(1714)尾府名古屋図(名古屋市蓬左文庫蔵)(重点区域図との重ね図)

表 15 名古屋城周辺地区における歴史資産

区 分	概 要	件 数
国指定文化財	文化財保護法により指定されたもの	建造物：4 件
県指定文化財	愛知県文化財保護条例に基づき指定されたもの	建造物：3 件
市指定文化財	名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例に基づき指定されたもの	建造物：6 件 無形民俗：9 件
国登録文化財	文化財保護法により登録されたもの	有 形：31 件
景観重要建造物	景観法及び名古屋市都市景観条例に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するもの	建造物：7 件
都市景観重要建築物	名古屋市都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値がある建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を指定	建造物：15 件 樹 木：3 件
認定地域建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 2 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が認定を行ったもの	建造物：32 件
登録地域建造物資産	名古屋市都市景観条例第 25 条の 4 に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件について、市長が登録を行ったもの	建造物：37 件

※名古屋城内の文化財を除く

7. 施設の性格及び公開状況

(1) 文化財(建造物)の公開活用状況

各文化財(建造物)の公開活用状況は、表 16 の通りである。

表 16 文化財(建造物)の公開活用状況

重要文化財(建造物)		
番号	名 称	公開活用状況
A01	名古屋城西南隅櫓	外観は常時公開。内部は期間を限定して公開している(平成 30 年(2018)～)。
A02	名古屋城東南隅櫓	外観は常時公開。内部は現状非公開。 ※保存活用計画・耐震診断を通して検討
A03	名古屋城西北隅櫓	外観は常時公開。内部は現状非公開。 ※保存活用計画・耐震診断を通して検討
A04	名古屋城表二の門	常時公開、常時開門。
A04'	名古屋城表二の門 附属土塀	常時公開。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	常時公開、常時開門。
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	常時公開、毎日開門。
登録有形文化財(建造物)		
番号	名 称	公開活用状況
B01	乃木倉庫	外観は常時公開。内部は期間を限定して公開している(令和 5 年(2023)～)。

(2) その他施設の利用状況

文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件のうち、一般公開の用途に供する建造物の利用状況については、表 17 に示す通りである。

表 17 文化財(建造物)と一体となって価値を形成する物件(建造物)の利用状況

本丸		
番号	名称	利用状況
①	大天守	耐震上の問題により、平成 30 年(2018)から閉館。
②	小天守	耐震上の問題により、平成 30 年(2018)から閉館。
⑤	本丸御殿	平成 30 年(2018)に寛永期の姿を復元、常時公開。
⑥	不明門	常時公開、毎日閉門。
西之丸		
番号	名称	利用状況
②9	西の丸御蔵城宝館	三番蔵と四番蔵の外観を再現した常設の展示収蔵施設、ミュージアムショップ、便益施設。常時公開。
④0	正門	常時公開、毎日閉門。
御深井丸		
番号	名称	利用状況
②0	書院	渡り廊下で結ばれた猿面望 ^{さるめんぼうがく} 獄茶席(猿面席と ^{よどみ} 殿看席で構成)と併せて、特別利用、期間を限定して公開。
②2	又隠茶席	特別利用、期間を限定して公開。
②3	織部堂	特別利用、期間を限定して公開。

(3) 土地利用状況

特別史跡名古屋城跡の大部分は、都市公園として都市計画決定された「名城公園」である。指定地内ではほぼ全域が、土塁、堀(空堀・水堀)、石垣などの城郭の縄張を形成する遺構及び広場や緑地で覆われている。特別史跡名古屋城跡のうち、本丸・西之丸・御深井丸は全て有料区域内にあり、二之丸は名勝二之丸庭園などが位置する北側のみが有料区域となっている。本調査で対象とする重要文化財・登録有形文化財(建造物)のうち、二之丸大手二之門以外はすべてこの有料区域内に位置する。一方、かつて向^{むこう}屋敷や二之丸御殿の一部があった二之丸南側は、昭和 39 年(1964)に愛知県体育館が建てられ現在に至っている。本調査が対象とする二之丸大手二之門は、この無料区域となっている二之丸南側の西端に位置する。

歴代藩主が公私にわたって過ごした二之丸御殿の北側には、藩主が居住した御殿の庭園としては日本一の規模を誇る名勝二之丸庭園(平成 30 年(2018)指定、面積約 3 万㎡)があり、市民の憩いの場となっている。一方、御深井丸東側部分には茶席庭園(面積約 2,000 ㎡、特別利用、期間を限定して公開)が整備され、茶会の他、結婚式などにも利用されている。

前述の通り、特別史跡指定範囲はほぼ全域にわたり都市公園区域となっているため、都市公園法により、公園管理者(名古屋市)以外の者が公園施設を設け、または管理する場合は許可が必要である。平成 29 年度(2017)に本市が都市公園法に基づく設置許可等を行ったもの(常設施設のみ)は、表 18 の通りである。その他イベントなどの開催時に一時的な設置等の許可を行っている。

表18 特別史跡名古屋城跡における設置許可等の実績(令和6年度(2024))

	施設名	用 途	申請者	許可期間	当初許可年月日
設置許可施設	事務所	理事長室・給湯室	名古屋城振興協会	令和6年(2024)4月1日～同7年(2025)3月31日	
	内苑売店 (スナックコーナー・更衣室)	商品倉庫・更衣室	同上	同上	昭和34年(1959)10月1日
	レストハウス (きしめん亭)	厨房・倉庫・飲料水販売	同上	同上	
	コインロッカー (東門)	荷物預かり	同上	同上	
	飲料水自動販売機 (深井丸展示館)	飲料水販売	同上	同上	
	正門総合案内所休憩所	荷物預かり・飲料水販売	同上	同上	
	二の丸休憩所	飲料水販売・倉庫・移動売店・ロッカー	同上	同上	
	写真部ブース	写真撮影	同上	同上	
	飲料水自動販売機 (正門横売店)	飲料水販売	同上	同上	
	西の丸御蔵城宝館	資料展示収蔵施設・土産品販売	同上	同上	
管理許可施設	事務所	事務所	同上	同上	
	正門横売店	土産品販売	同上	同上	
	正門お休み処	無料休憩所	同上	同上	
	御深井丸展示館	郷土資料展示	同上	同上	
	内苑売店	土産品	同上	同上	昭和34年(1959)10月1日
	レストハウス (きしめん亭)	飲食	同上	同上	
	二の丸茶亭	抹茶販売	同上	同上	昭和44年(1969)10月1日
	木造倉庫	倉庫	同上	同上	平成25年(2013)1月18日
	本丸御殿ミュージアム ショップ	土産品販売	(株)ノムラ メディアス	令和6年(2024)4月1日～同8年(2026)9月17日	平成28年(2016)9月18日

※常設施設のみ記載

第4節 文化財(建造物)保護の経緯

1. 文化財(建造物)保護の経緯

文化財(建造物)の主な改造・修理履歴については、表 19 に示す通りである。

表 19 文化財(建造物)の改造・修理履歴

重要文化財(建造物)		
番号	名 称	改造・修理履歴
A01	名古屋城西南隅櫓	慶長 17 年(1612) 完成 江戸中後期、揚屋を伴う修理工事(痕跡あるが記録なし)か 明治 37 年(1904) 大正 8 年(1919) 部分修理か(詳細不明) 大正 10 年(1921) 石垣崩落に伴い倒壊 大正 12 年(1923) 旧材を用いて再建 平成 20 年(2008) 耐震予備診断 平成 21 年(2009) 耐震基礎診断 平成 27 年(2015) 半解体修理工事 令和 2 年(2020) 床材部分補修工事 令和 5 年(2023) 窓漆喰部分補修工事
A02	名古屋城東南隅櫓	慶長 17 年(1612) 完成 宝永 6 年(1709) 半解体修理工事か 宝永 7 年(1710) 屋根葺き替え修理工事 寛政 11 年(1799) 屋根葺き替え修理工事 明治 43 年(1910) 屋根葺き替え修理工事 昭和 28 年(1953) 半解体修理工事 昭和 34 年(1959) 屋根葺き替え修理工事 昭和 44 年(1969) 外壁漆喰補修工事 昭和 48 年(1973) 屋根葺き替え修理工事 昭和 63 年(1988) 外壁・屋根漆喰補修工事 平成 20 年(2008) 耐震予備診断 平成 21 年(2009) 破損状況調査 平成 24 年(2012) 外壁部分補修工事 令和 2 年(2020) 床材等部分補修工事
A03	名古屋城西北隅櫓	元和 5 年(1619) 完成 寛文 3 年(1663) 元禄 7 年(1694) 部分修理か(詳細不明) 享和 2 年(1802) 大正 5 年(1916) 半解体修理工事 昭和 39 年(1964) 全解体修理工事 昭和 48 年(1973) 屋根葺き替え修理工事 昭和 63 年(1988) 屋根葺き替え修理工事 平成 16 年(2004) 窓漆喰補修工事 平成 20 年(2008) 耐震予備診断 平成 21 年(2009) 破損状況調査 平成 25 年(2013) 外壁等漆喰補修工事 令和 元年(2019) 落下屋根瓦補修工事 令和 3 年(2021) 屋根漆喰部分補修工事 令和 4 年(2022) 漏水に伴う屋根養生
A04	名古屋城表二の門	慶長 17 年(1612) 完成 明治 39 年(1906) 屋根葺き替え修理工事 大正 8 年(1919) 部分修理か(詳細不明) 昭和 25 年(1950) 壁漆喰補修・屋根葺き替え修理工事 平成 21 年(2009) 破損状況調査 平成 22 年(2010) 耐震予備調査 平成 25 年(2013) 屋根漆喰補修工事 令和 元年(2019) 耐震診断調査・破損状況調査 ※ 解体修理工事の実施記録なし

A04'	名古屋城表二の門 附属土堀	慶長 17 年 (1612) 完成 明治 39 年 (1906) 木材取替え・屋根葺替え・壁漆喰塗替え修理工事 大正 8 年 (1919) 部分修理か(詳細不明) 昭和 25 年 (1950) 壁漆喰修繕・屋根瓦補修・瓦漆喰塗替え修理工事 昭和 48 年 (1973) 屋根部分修理・部分修理工事 平成 24 年 (2012) 屋根漆喰補修・控柱取替え修理工事 令和 5 年 (2023) 屋根部分修理工事
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	慶長 17 年 (1612) 完成 昭和 38 年 (1963) 愛知県体育館建設に伴って解体撤去 昭和 42 年 (1967) 解体保管材を用いて旧位置に再建 平成 21 年 (2009) 破損状況調査 平成 26 年 (2014) 耐震基礎診断 平成 30 年 (2018) 屋根漆喰補修工事
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	慶長 17 年 (1612) 完成 寛保 3 年 (1743) 屋根葺き替え修理工事 昭和 38 年 (1963) 愛知県体育館建設に伴って解体撤去 昭和 47 年 (1972) 解体保管材を用いて現位置に移設再建 平成 21 年 (2009) 破損状況調査 平成 25 年 (2013) 全解体修理工事
登録有形文化財(建造物)		
番号	名 称	改造・修理履歴
B01	乃木倉庫	明治 13 年(1880) 完成 昭和 15・16 年(1940・1941)から同 44 年(1969) 庇撤去(戦災による破損・消 失)か ※ガラス乾板写真、国土地理院空中写真より 令和 5 年(2023) 外壁部分修繕及び屋根部分修理工事

2. 文化財(建造物)における補助事業

文化財(建造物)における昭和 25 年(1950)以降に実施した保存事業(建造物保存修理・耐震診断、防災設備等)のうち保存修理・耐震診断に係る補助事業は表 20 に示した通りである。防災設備に関しては単費と補助事業を合わせて表 21 のように整理した。

表20 文化財(建造物)の保存修理・耐震診断に係る補助事業

番号	名 称	完了事業年度	事業内容及び開始年度
A01	名古屋城西南隅櫓	平成20年度(2008)	耐震診断
		平成26年度(2014)	半解体修理 (平成22年度(2010)～)
A02	名古屋城東南隅櫓	昭和28年度(1953)	全解体修理 (昭和26年度(1951)～)
		未定	耐震診断 (令和 6 年度(2024)～)
A03	名古屋城西北隅櫓	昭和38年度(1963)	全解体修理 (昭和36年度(1961)～)
		未定	耐震診断 (令和 6 年度(2024)～)
A04 A04'	名古屋城表二の門 名古屋城表二の門 附属土堀	令和元年度(2019)	耐震診断
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	平成25年度(2013)	耐震診断
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	平成24年度(2012)	全解体修理 (平成22年度(2010)～)
B01	乃木倉庫	—	—

表21 文化財(建造物)の防災設備に係る事業

種別	事業年度	場所	事業内容	事業区分
自動火災報知設備	昭和44年(1969)	西南隅櫓・東南隅櫓・ 西北隅櫓・表二の門	差動分布型空気管式感知器・煙感知器 設置	単
	平成8年(1996)	西北隅櫓	差動分布型空気管式感知器 更新	単
	平成26年(2014)	西南隅櫓	差動分布型空気管式感知器・煙感知器 更新	補
	平成28年(2016)	東南隅櫓・西北隅櫓	差動分布型空気管式感知器 更新	単
	平成30年(2018)	西南隅櫓・西北隅櫓	自火報設備 改修 避難誘導灯 設置	単
		東南隅櫓	熱感知器 更新	単
	令和元年(2019)	東南隅櫓	自火報設備 改修 避難誘導灯 設置	単
消防設備	平成30年(2018)	西南隅櫓・東南隅櫓・ 西北隅櫓	パッケージ型消火設備設置 (1階、2階)	単
避雷設備	平成26年(2014)	西南隅櫓	避雷針 改修	補
	昭和39年(1964)	西北隅櫓	避雷針 改修	補
	平成26年(2014)	西南隅櫓	避雷針 改修	補

第 5 節 保護の現状と課題

1. 保存の現状と課題

(1) 保存管理

これまで文化財(建造物)については、必要に応じて保存修理や維持管理における小修理を実施し、定期的に破損状況調査を行いながら保存に努めてきた。今後、より良い保存管理を行っていくためには、対象となる文化財(建造物)の価値の所在をふまえたうえで保護の方針を定め、維持管理及び修理事業を実施していく必要がある。これには、3D・XR・BIM(Building Information Modeling)等の最新技術を積極的に取り入れ、維持管理や修理計画に活かしていくことが求められる。

(2) 環境保全

これまで特別史跡名古屋城跡の指定範囲の中では、文化財(建造物)の保護または管理運営上の観点から城内の植栽及び観覧環境を保全・整備してきた。今後、文化財(建造物)の保存管理に影響を与える環境的要因をより良く管理していくためには計画区域を適切に設定し、文化財(建造物)と一体となって価値を有する城内の歴史的要素及び植栽環境について適切な保全方針を定める必要がある。これには、来訪者等の安全確保を最優先としながら、状況に応じた保全策を講じていくことも含まれる。

(3) 防災対策

これまで「名古屋城消防計画」に基づき、城内の防火・防犯対策を行ってきた。文化財(建造物)を災害から守り、来訪者の安全性を確保するためには、地震、強風、落雷等の自然災害や放火等の人的被害の想定を行いながら、効果的な防災対策を進めていく必要がある。特に観覧経路にある建造物で、耐震診断が未実施のものや破損が進行中のものについては経過観察が必要であり、将来的な安定性の確保が求められる。

2. 活用の現状と課題

(1) 公開活用に向けた協働

これまで文化財(建造物)である櫓 3 棟及び乃木倉庫において、期間限定の一般公開あるいはイベント等による活用を実施してきた。今後、文化財(建造物)をより魅力的に活用していくためにも、本計画で設定する計画区域内において公開活用の基本方針を明確に示す必要がある。特に城内では木造天守の復元等をはじめとする複数の事業が並行して進行中であること、また、名勝庭園の整備等の新規事業が断続的に立ち上がることを鑑みて、関係者間における円滑な意思疎通に留意しつつ事業を進めていくことが肝要である(表 22)。

(2) バリアフリー・ユニバーサル対応

櫓の内部階段には手摺の設置等により可能な範囲でバリアフリー対策を行っているが、階段が狭く、急勾配であることから、一般公開に際しては適切な人数の案内係を配置する、あるいは観覧者の人数を制限する等、ソフト面を含めた安全対策も重要である。また、ドローンによる映像や VR、音声ガイド等を活用し、社会包摂的な公開活用の在り方を検討していく必要がある。

(3) インバウンド対策

現在ボランティアガイドによる英語の定期ガイドを実施しているが、近年増加する訪日外国人観光客に向けて、より充実した多言語解説が求められる。本丸御殿ではすでに4か国語(日・中・英・韓)による音声ガイドが導入されているものの、城内全体あるいは文化財(建造物)に関しては未整備のままである。今後さらにアプリ等を利用した多言語解説を進めていく必要がある。

表22 特別史跡名古屋城内における主な事業内容

	事業名	実施期間	備考
文化財(建造物)	表二の門・附属土塀修理工事	令和元年度(2019)～	
	事業概要		
	表二の門・附属土塀を対象に大規模修理工事を実施し、合わせて附属土塀背面の雁木を復元整備する。		
	事業名	実施期間	備考
	東南隅櫓・西北隅櫓耐震診断	令和6年度(2024)～	診断結果により検討
	事業概要		
特別史跡	大規模修理工事から年月が経つ東南隅櫓・西北隅櫓を対象に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を実施する。		
	事業名	実施期間	備考
	名古屋城天守閣整備事業	平成27年度(2015)～	未定
	事業概要		
	設備の老朽化や耐震性の確保が必要な再建天守閣を史実に忠実なかたちで木造復元する。		
	事業名	実施期間	備考
	二之丸庭園整備工事(第2次)	未定	未定
	事業概要		
	名勝二之丸庭園のうち東御庭を往時の姿に整備する。		

第 6 節 計画の概要

1. 計画区域の設定

計画区域は、特別史跡名古屋城跡として指定を受けている範囲のうち、文部科学省、財務省、名古屋市が所有する敷地にあり、有料区域として名古屋市が管理する区域及び二之丸大手二之門（枳形内）とする（図 13）。

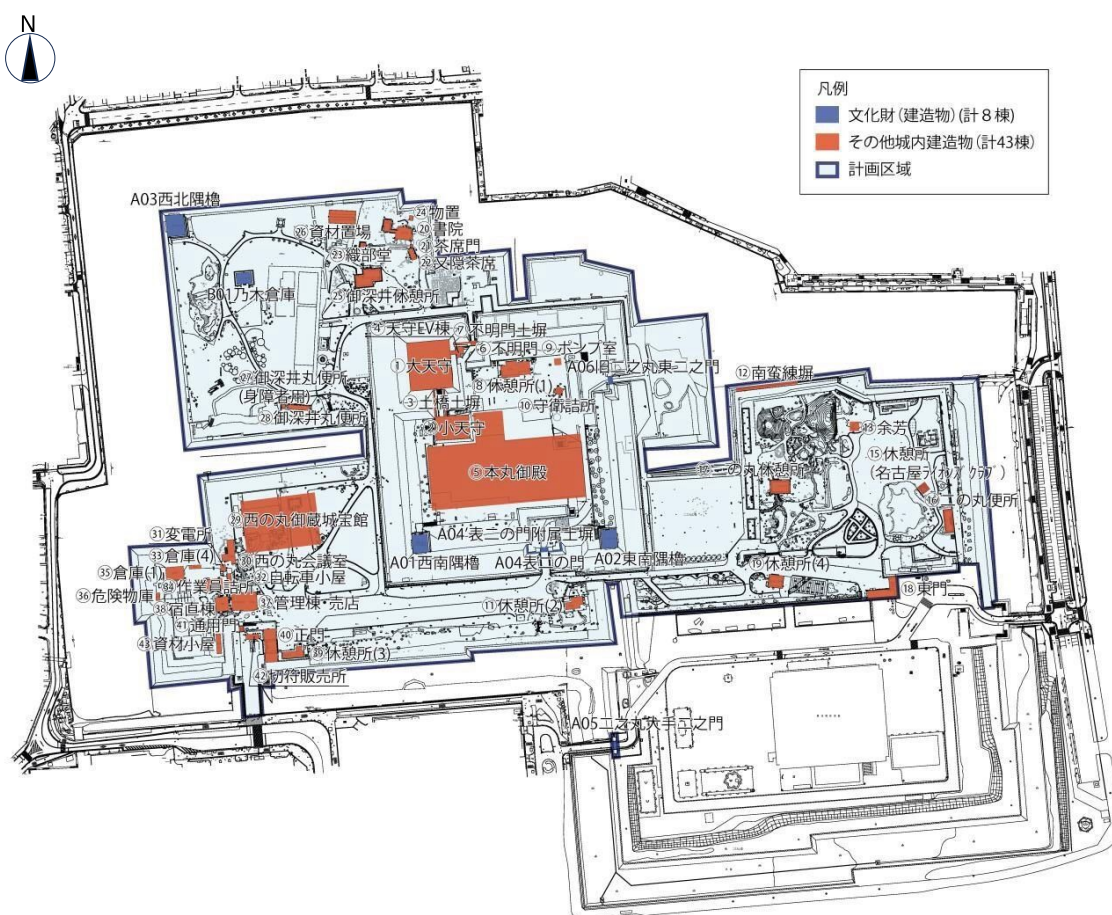


図 13 計画区域図

2. 計画の目的

名古屋城は慶長 15 年(1610)に尾張徳川家の居城として築城され、明治時代以降は様々な改変を受けたが、昭和 4 年(1929)に城内建造物 24 棟が旧国宝に指定された。第二次世界大戦の空襲によって多くが焼失したが、現存する文化財(建造物)は今も往時の姿を伝えている。その一方で、城内では本丸御殿復元整備、二之丸庭園整備、木造天守復元整備など大規模な整備事業が進められている。こうした特別史跡全体での本質的価値の向上及び理解促進の取り組みとともに、文化財(建造物)は近世城郭としての文化財的な価値を損なうことなく確実な保存・活用を行い、地域を代表する文化財として後世へ継承していく必要がある。

そこで、文化財(建造物)の価値を整理し明示するとともに、保存の観点では名古屋城全域で文化財(建造物)を災害から守るための防災対策、活用の観点では多様な来城者への対応に重点を置き、それぞれの現状と課題を把握したうえで保存・活用の今後の方針を示すことを目的として本計画を策定する。

3. 計画の基本方針

本計画は、「重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について(通知)」(平成 11 年 3 月 24 日文化庁文化財保護部長通知)及び別紙「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」に従い、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続を定める。

本計画では、「愛知県文化財保存活用大綱」や「名古屋市文化財保存活用地域計画」を上位計画として、名古屋城の文化財(建造物)に関する保存活用を重点的に取り扱う。また、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」・「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画書」・「名古屋市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」、その他名古屋市が策定した各種計画との整合性を考慮しながら策定する。

また、保存管理・防災対策・公開活用の 3 つの視点から以下の基本方針を定める。

(1) 保存管理

重要文化財(建造物)の価値を損なうことなく確実に後世へ継承していくため、現状を詳細に把握し、持続可能なメンテナンスを行う。日常的な点検のワークフローを作成し、定期的な保存修理が適切な時期・内容で実施できるように計画する。新たなデジタル技術等を積極的に取り入れつつ、学術的な調査研究を継続して行い、文化財的価値や本質的価値の向上を図る。

(2) 防災対策

重要文化財(建造物)で想定される災害が発生した際に、被害が最小限に抑えられるように名古屋城全域で一体的な防災の設備・管理方法・管理体制を構築し、来城者の安全確保を万全なものとする。

(3) 公開活用

多くの人々が訪れる観光地として、多様な来城者が重要文化財(建造物)の価値を最大限享受できるよう社会包摂的な公開活用方法を計画する。地域を代表する文化財として市民が継承してきた意義を地域のなかで積極的に発信するとともに、訪日外国人観光客に対しても価値を適切に共有することで名古屋城の国際的な魅力向上を図る。

4. 計画の概要

保存活用の基本方針(図 14・15)をもとに各計画の策定を進める。

(1) 保存管理計画

対象となる文化財(建築物)における価値の所在を確認したうえで、文化財(建築物)としてふさわしい部分・部位の設定を行い、今後の保存管理方針を定める。また、現在の保存状況を踏まえて、今後の管理計画及び修理計画を策定する。

(2) 環境保全計画

計画区域を適切に設定し、文化財(建築物)と一体となって価値を有する城内の歴史的環境について、適切な保全方針を定める。また、文化財(建築物)以外の建築物、石垣、土塁、樹木、外部保護柵、雨水排水施設、虫・獣害対策については、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」との整合性を図りながら整備計画等を策定する。

(3) 防災計画

防火管理区域を適切に設定し、区域内の建築物の燃焼特性及び現在の防火・防犯の状況を把握したうえで、防火対策、防犯対策、地震対策、耐風対策を検討する。これには、被害の想定を行いながら「名古屋城消防計画」との整合性を図りつつ防災計画を策定する。

(4) 公開活用計画

文化財(建築物)の価値を損なうことなく適切な公開・活用を進めるに当たり、関連する計画または事項を整理したうえで、今後の公開活用の基本方針を定める。これには、城内の文化財(建築物)のみならず、名古屋城を中心として形成された歴史的風致地区全体の公開活用に配慮した基本方針を示す。また、これらを実施するための課題を抽出し、適切な公開活用を行うための留意事項を記載する。

(5) 保護にかかる諸手続

文化財保護法及び関連法令に基づく必要な手続及び本計画の改正について記載する。

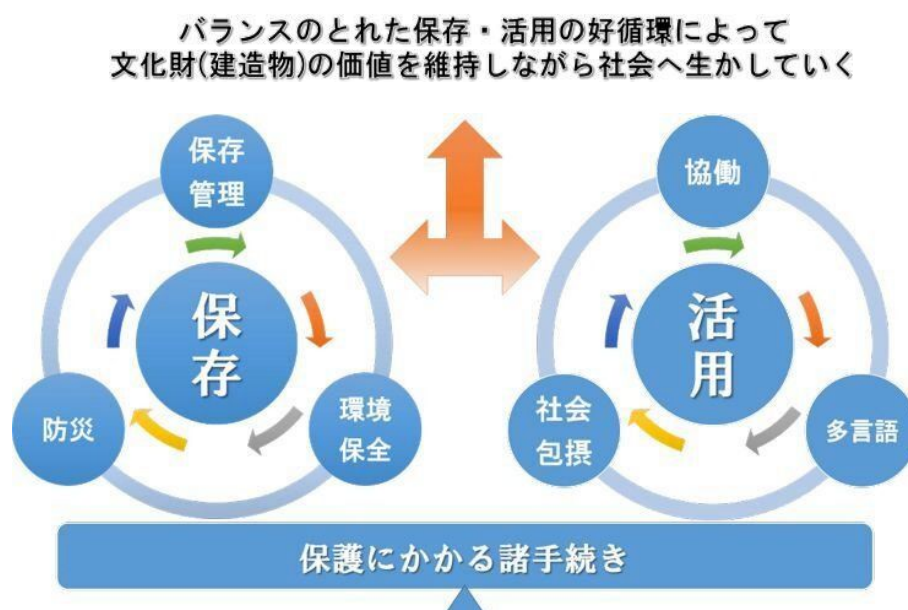


図 14 保存活用における基本方針

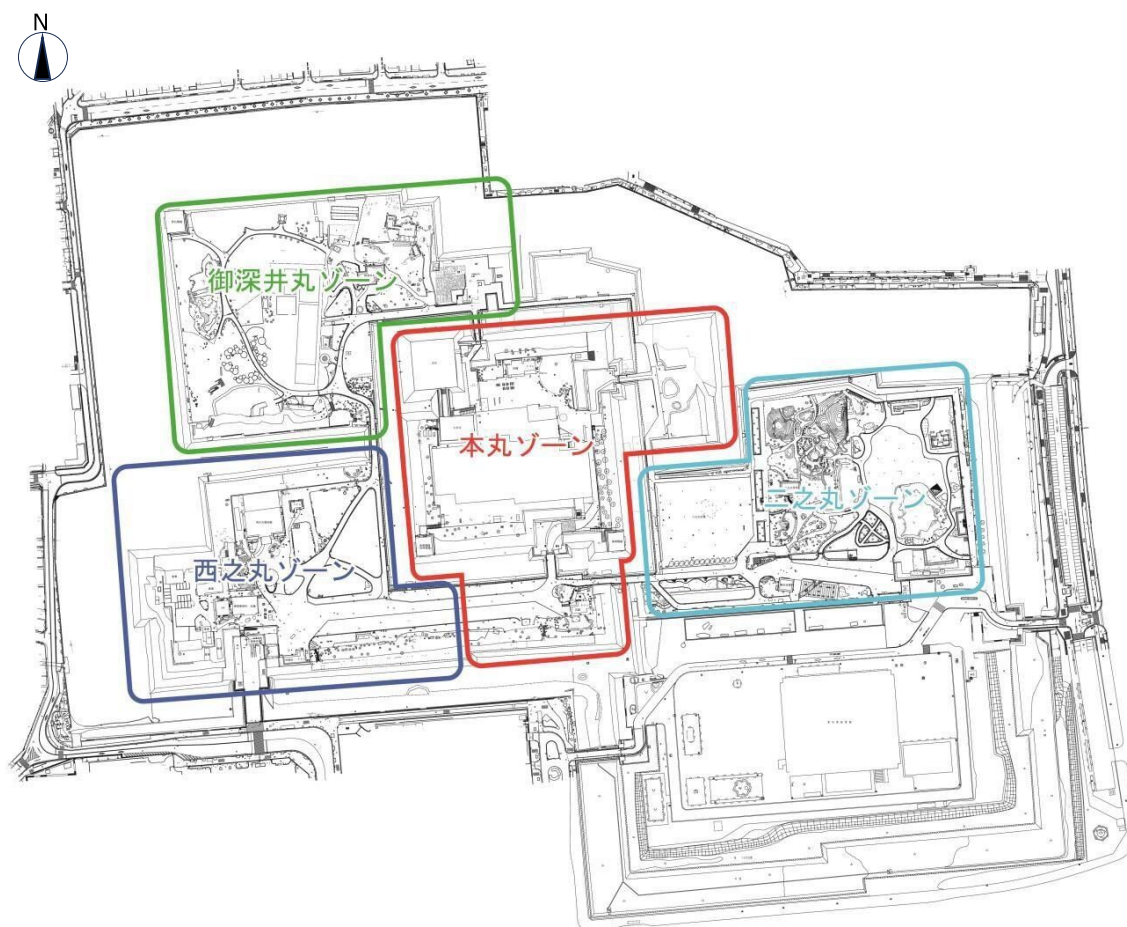


図 15 公開活用基本方針のゾーン区分

本丸ゾーン：名古屋城における文化財・活用のランドマークとして、近世城郭の歴史的景観を体感できるゾーン

二之丸ゾーン：庭園と茶室を通して殿さまの御庭の姿を学び、四季折々の美しさを見ることができるゾーン

西之丸ゾーン：名古屋城の正面玄関として来城者をもてなし、運営管理の拠点となるゾーン

御深井丸ゾーン：緑豊かな空間のなかで名古屋城の歴史的な移り変わりが感じられるゾーン

5. 計画策定に係る検討会議

名古屋市では、有識者会議として全体整備検討会議を設置している。その中に「建造物部会」等の各部会があり、そこで意見聴取しながら整備及び運営に関する専門的かつ具体的な検討を行っている（図 16）。全体整備検討会議には、各部会の構成員等が出席し、部会における協議内容等を報告のうえ、名古屋城全体として、一体的な整備及び運営を進められるよう、調整を行っている。

本計画の策定にあたっては、令和 6 年度(2024)より建造物部会で検討することとし、オブザーバーをさらに加えて検討を行った（表 23・24）。

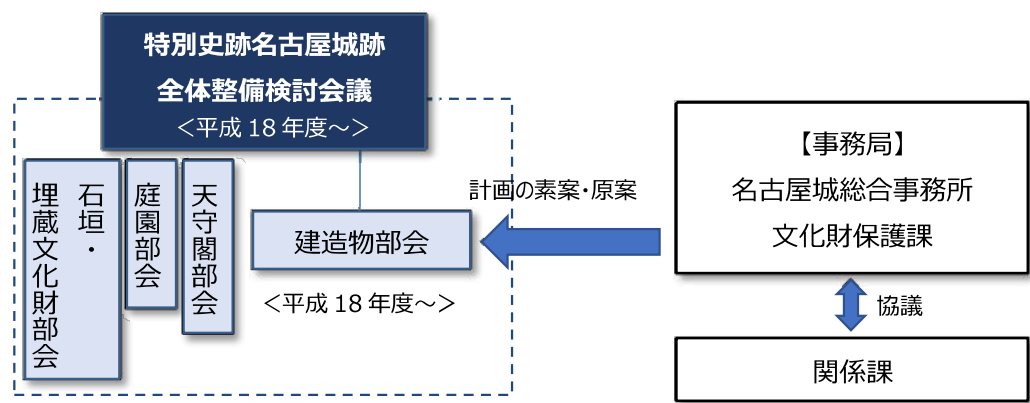


図 16 本計画の検討体制

表 23 特別史跡全体整備検討会議 建造物部会の体制

■構成員

氏 名	所 属	備 考
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	名古屋市立大学大学院教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	

■オブザーバー

氏 名	所 属
井川 博文	文化庁文化資源活用課文化財調査官
森山 修治	日本大学非常勤講師・元日本大学教授
浅岡 宏司	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主査

■事務局

	所 属
名古屋市	観光文化交流局名古屋城総合事務所
	教育委員会生涯学習部文化財保護課

表 24 保存活用計画策定の検討経過

区分	開催日	議 題	出席者
第 1 回	令和 6 年 9 月 18 日	第 1 章 計画の概要 第 2 章 保存管理計画 (保存管理の現状・保 護の方針)	○構成員 小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授 (座長) 溝口 正人 名古屋市立大学大学院教授 (副座長) 小松 義典 名古屋工業大学大学院准教授 野々垣 篤 愛知工業大学准教授 麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 ○オブザーバー 井川 博文 文化庁文化資源活用課文化財調査官〈オンラ イン参加〉 森山 修治 日本大学非常勤講師・元日本大学教授 浅岡 宏司 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室 主査
第 2 回			
第 3 回			
第 4 回			
第 5 回			

第 2 章

保存管理計画

第 1 節 保存管理の現状

第 2 節 保護の方針

第 3 節 管理計画

第 4 節 修理計画

第 2 章

保存管理計画

第 1 節 保存管理の現状

1. 現在の保存状況

各文化財（建造物）の保存状況について目視の範囲で確認し、表 1 のように整理した。

表 1 文化財(建造物)の保存状況

重要文化財(建造物)			
番号	名称	部位	保存状況
A01	名古屋城西南隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。東石は目視による確認不可。
		軸部	・漏水痕、虫害は見られるが良好に保存されている。
		組物	・わずかなクラックは見られるが良好に保存されている。
		軒回り	・良好に保存されている。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		造作	・良好に保存されている。
		鋳金具	・漏水痕は見られるが良好に保存されている。
A02	名古屋城東南隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。東石は目視による確認不可。
		軸部	・漏水痕、虫害、腐朽が見られる。
		壁	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		軒回り	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・瓦の脱落、植物定着が見られる。
		造作	・建具の開閉困難箇所が見られる。
A03	名古屋城西北隅櫓	基礎	・礎石は良好に保存されている。東石は目視による確認不可。
		軸部	・著しい漏水が見られる。
		壁	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		軒回り	・クラック、漆喰剥離、塗土剥離が見られる。
		小屋裏	・良好に保存されている。
		屋根	・瓦のズレ、脱落が見られる。
		造作	・建具の開閉困難箇所が見られる。
A04	名古屋城表二の門	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・金属被覆により確認できない。
		壁	・金属被覆により確認できない。
		軒回り	・漆喰剥離が見られる。
		屋根	・瓦のズレが見られる。
		金具	・腐食が見られる。
A04'	名古屋城表二の門 附属土塀	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・貫の腐朽、控え柱の腐朽・くさびの欠失が見られる。土壁により被覆されているため、その他の軸部は確認できない。
		壁	・漆喰剥離、汚損が見られる。
		軒回り	・軒先の傾斜、漆喰剥離が見られる。
		屋根	・冠瓦・軒丸瓦の欠失、面戸の漆喰剥離が見られる。入隅に雑草が繁殖している。
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・わずかに腐朽は見られるが良好に保存されている。
		壁	・良好に保存されている。

		軒回り	・クラックはあるが概ね良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		金具	・腐食が見られる。
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	基礎	・良好に保存されている。
		軸部	・良好に保存されている。
		壁	・良好に保存されている。
		軒回り	・良好に保存されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		金具	・わずかに鉾の欠損が見られるが良好に保存されている。
登録有形文化財(建造物)			
番号	名称	部位	保存状況
B01	乃木倉庫	基礎	・凝灰岩の表面剥離が著しい。床下の煉瓦基礎は目視による確認不可。
		壁体	・仕上げ材により隠蔽されているため目視による確認不可。
		外壁	・妻壁より下側がセメント系吹付に改変されている。
		下屋	・庇、縁台が撤去されている。
		屋根	・良好に保存されている。
		軒回り	・銅製の軒樋と鯨鯨が一部残存する。堅樋は塩ビ製に置換されている。
		軸部	・床組みは目視による確認不可。
		床	・摩耗がみとめられるものの良好に保存されている。
		内壁	・摩耗がみとめられるものの良好に保存されている。
		小屋組	・戦災により一部の部材に欠損がみられるものの良好に保存されている。
		建具	・正面入口の片引戸が欠失している。
		金具	・窓金物では一部欠失・破損がみられるものの良好に保存されている。

2. 頻度の高いき損

文化財（建造物）における現状で頻度の高いき損を表2に示す（写真1から16）。

表2 文化財(建造物)における現状で頻度の高いき損

重要文化財(建造物)		
番号	名称	内容
A01	名古屋城西南隅櫓	壁の汚損、クラック
A02	名古屋城東南隅櫓	壁の漆喰・塗土剥離、瓦のズレ・脱落、屋根の植物定着
A03	名古屋城西北隅櫓	壁の漆喰・塗土剥離、瓦のズレ・脱落
A04	名古屋城表二の門	漆喰剥離、金属腐食
A04'	名古屋城表二の門 附属土塀	壁の漆喰剥離・汚損、控え柱の腐朽、屋根瓦の欠失
A05	名古屋城二之丸 大手二之門	漆喰クラック、金属腐食
A06	名古屋城旧二之丸 東二之門	鉾の欠損
登録有形文化財(建造物)		
番号	名称	
B01	乃木倉庫	付柱の腐朽、軒樋・堅樋の欠失・折損、鯨鯨の孔食、堅樋周り・腰壁上部の汚損、腰壁部分の苔付着、窓周りの雨だれ、凝灰岩の表層剥離、換気グリルの欠失、建具金物の破損・脱落



写真 1【西南隅櫓（A01）】裏甲汚損



写真 2【西南隅櫓（A01）】壁クラック



写真 3【東南隅櫓（A02）】漆喰、塗土剥離



写真 4【東南隅櫓（A02）】植物定着



写真 5【西北隅櫓（A03）】漆喰、塗土剥離



写真 6【西北隅櫓（A03）】瓦の脱落



写真 7【表二の門（A04）】漆喰剥離



写真 8【表二の門（A04）】金属腐食



写真 9 【表二の門附属土塀 (A04')】 屋根瓦欠失



写真 10 【表二の門附属土塀 (A04')】 控え柱腐朽



写真 11 【二之丸大手二之門 (A04)】 柱脚腐朽



写真 12 【二之丸大手二之門 (A04)】 金属腐食



写真 13 【旧二之丸東二之門 (A04)】 鋳の欠損



写真 14 【旧二之丸東二之門 (A04)】 鋳の欠損



写真 13 【乃木倉庫 (B01)】 鯀鯀孔食、豎樋周り汚損



写真 14 【乃木倉庫 (B01)】 付柱腐朽、凝灰岩表面剥離

3. 管理状況

文化財（建造物）の管理状況は以下の通りである。

（１）文化財（建造物）内外の清掃

文化財（建造物）内部の公開部分の清掃は各建造物で年 1 回程度行っている。外部では樹木が近接する建造物の屋根に落葉の堆積がみられ、状況に応じた清掃が必要である。

（２）物品の整理整頓

文化財（建造物）内部に公開時に使用するための物品や備品等が置かれている箇所がある。また、非公開部分に保管材や備品等が置かれている。防火管理や避難誘導等に支障がないよう常に整理整頓が必要である。

（３）日照及び通風の確保

文化財（建造物）によっては日照や通風が十分に確保されていない。文化財（建造物）の健全な状態を維持するためにも定期的に開口部を開けて換気を行う必要がある。

4. 保存管理上の問題点

文化財（建造物）における保存管理上の問題点については以下の通りである。

（１）経年劣化による問題点

【檼】

文化財（建造物）は創建以来、数度の修理を受けているが、大規模な修理工事から 50 年以上が経過している檼については、石垣上に建つ柱と土質面に建つ柱の沈下量が異なることによって柱に傾斜や不陸が生じている。

外部では壁や軒廻りの漆喰にクラックが生じ、そこからの雨水の侵入によって剥離している箇所が散見される。屋根の谷部に堆積した落ち葉や瓦の葺き土を培土とし植物が定着している箇所があり、植物の根による木部の浸食が予想される。

内部では屋根瓦の脱落やズレによる屋根面からの漏水によって、木部が腐朽している箇所や、窓敷居に溜まった雨水が敷居から取付く柱に侵入し漏水、腐朽に及んでいる箇所も多い。

【門】

漆喰塗や金属被覆により軸部の状況を確認しにくい状況であるが、一部木部の腐朽が確認される。屋根瓦のズレが見られ雨水が浸入している可能性がある。漆喰塗の部分にはクラックや剥離が生じ、木部を被覆する金属は腐食が目立つ。

これらの経年劣化は小修理や維持修理で良好な状態を取り戻すことができる部分もあるが、柱の傾斜や不陸のように根本修理に頼らざるを得ない劣化も見られる。

（２）周辺植物による問題点

文化財（建造物）周囲の植物の成長によって、屋根に落葉の堆積や枝の落下や倒木による破損が起こる危険性がある。また石垣から延びる蔦植物によって壁面の汚損や、避雷針のケーブルに蔓が巻き付いている。これらの問題を回避するために、周辺植物の定期的な管理が必要である。

（３）動物による問題点

調査では小動物による問題は見られなかったが、虫害による木部の破損がみられた。現在では進行している破損とは考えにくいですが、経過を観察し虫害の進行が見られる場合は適切な処理を行うべきである。

(4) 周辺環境による問題点

一部の基礎及び外壁の破損は、雨落ち部からの雨水の跳ねあがりが原因として考えられることから、雨水が雨落ち部から跳ねあがらないよう雨水処理の適切な管理が求められる。

第2節 保護の方針

文化財(建築物)9棟について、以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

1. 部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観（各面毎）または各室を単位として、表3に示す標準区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

本計画が対象とする文化財(建築物)すべての屋根、壁面及び各室は文化財として高い価値を有するため、すべての部分を「保存部分」とし、部分設定の図を省略する。

表3 「部分」と「部位」の区分について

	保存部分 文化財としての価値を 特に有する部分 (主に基準1・2)	保全部分 建築体としての維持及び 保全が必要とされる部分 (主に基準3・4)	その他部分 活用又は安全向上のため の改修を行う部分 (主に基準4・5)
基準1 材料自体の保存を 行う部位	・特殊な材料又は仕様である部位 ・主要な構造に係る部位 ・復元的に整備した部位で形状・意匠・材質等を保存する部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造に係る部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造に係る部位
基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 ・材料自体に本質的価値はないが、近代以降の補強材等で主要な構造に係る部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位	・特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位
基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位	・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分との調和を旨し面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位 ・公開部分で耐震、防災、活用等のために維持・更新または復元的整備が必要な部位	・保存部分との調和を旨し面的に広がる部位 ・主たる形状及び色彩を保存する部位
基準4 修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 ・非公開部分で耐震、防災、管理運営上、維持または更新が必要な部位

2. 部位の設定と保護の方針

「部位」とは、一連の部材等（壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位として設定される区分で「部分」を構成する。表 4 に示す標準区分に準拠して「部位」の区分を基準 1～4 に設定し、部位毎に保護の方針を定める。各文化財(建築物)における部位の基準設定については、図 1 から 14 に示す通りである。

ただし、今後の修理または調査により、部材の年代及び変遷が明らかになった場合には、学識経験者等によって構成される委員会での協議をふまえて、当該部材の基準の設定及び保護の方針を見直す。

表 4 「部位」の区分について

基準	内容	具体的な部位
基準 1	材料自体の保存を行う部位	主要な構造に係る部材・当初部材： 基礎・石階・床組・軸部・床板・壁下地・壁板・小屋組・軒回り・妻飾・屋根瓦・鯨・雑作・階段・建具・金物類 復原的に整備した部位で形状・意匠・材質等を保存する部位： 建具、建具金具
基準 2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	保存部分で定期的に補修や更新が必要な部位： 漆喰塗り、障子、谷樋板金、野地板、銅製雨樋、犬走・側溝モルタル仕上げ 材料自体に本質的価値はないが、近代以降の補強材等で主要な構造に係る部位： コンクリート基礎、補強材、軸組金具、補強材金具等
基準 3	意匠上の配慮を必要とする部位	公開部分で耐震、防災、活用等のために維持・更新または復原的整備が必要な部位： （見えがかり）構造補強材、防災設備、電気・照明設備等（後補）塩ビ製雨樋・雨落ち・側溝、セメント系吹付、階段手摺、養生材等
基準 4	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	非公開部分で耐震、防災、管理運営等上、維持または更新が必要な部位： （見え隠れ）構造補強材、防災設備、電気・照明設備、雨水排水等（後補）養生柵

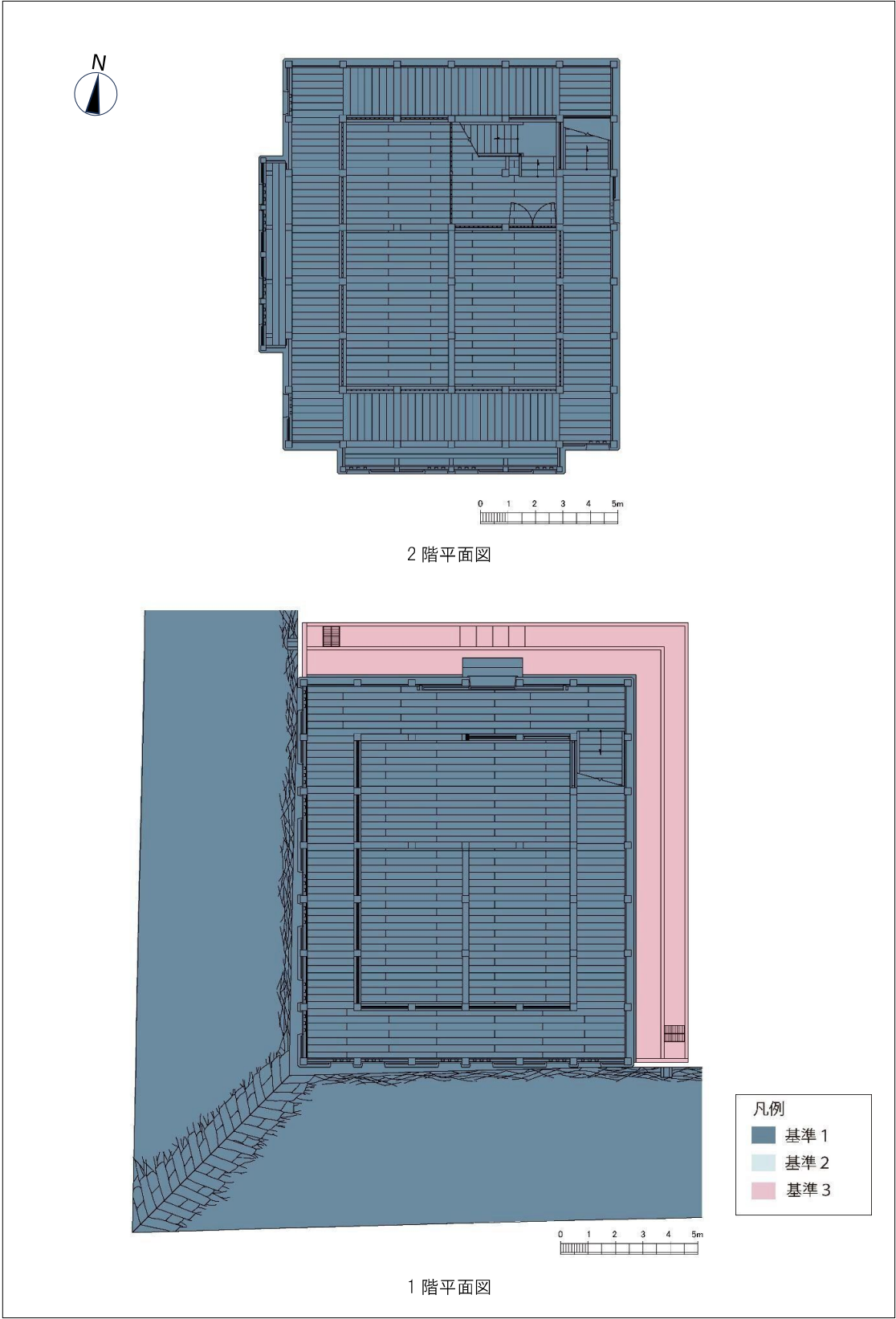
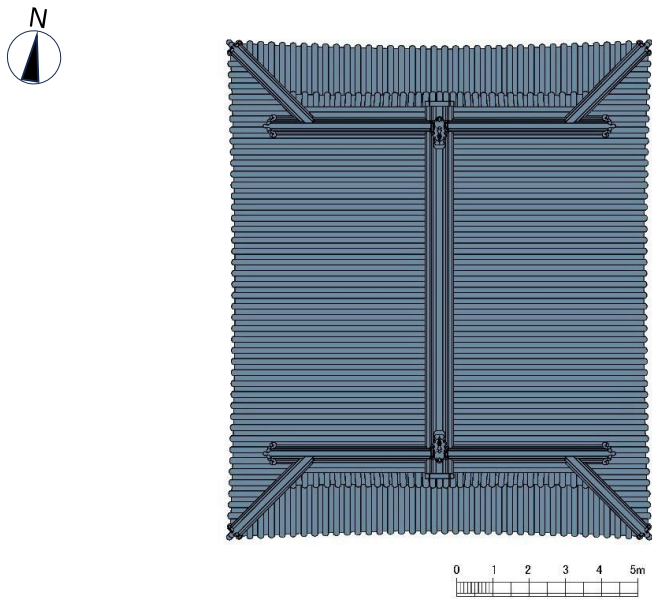
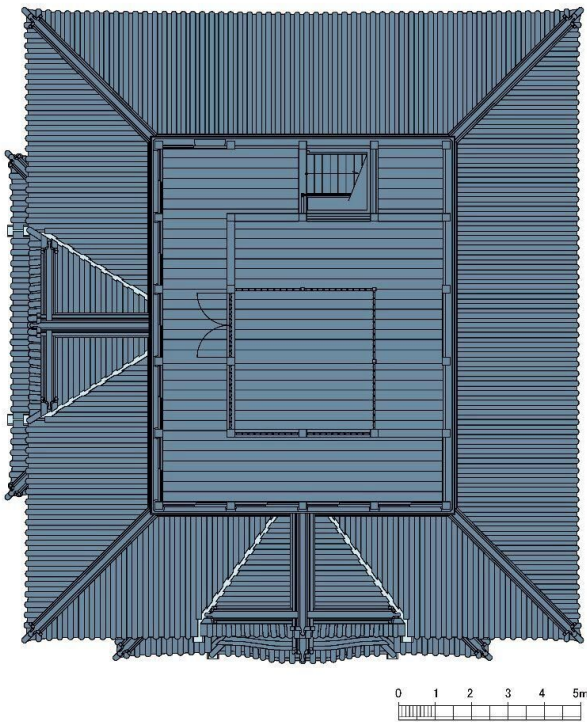


図 1 部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）1・2 階平面図】



屋根伏図



3 階平面図

図 2 部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）3 階平面図・屋根伏図】

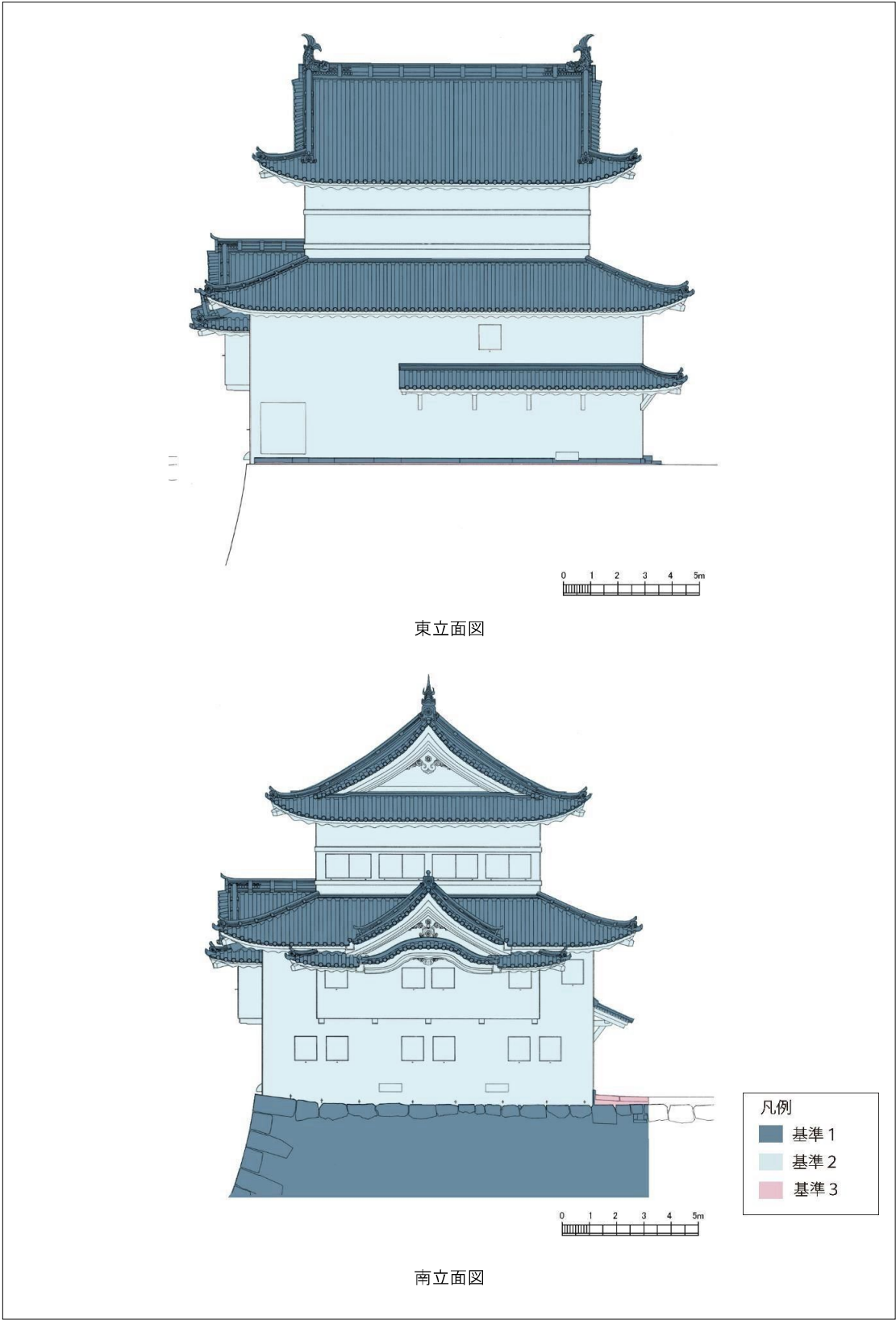
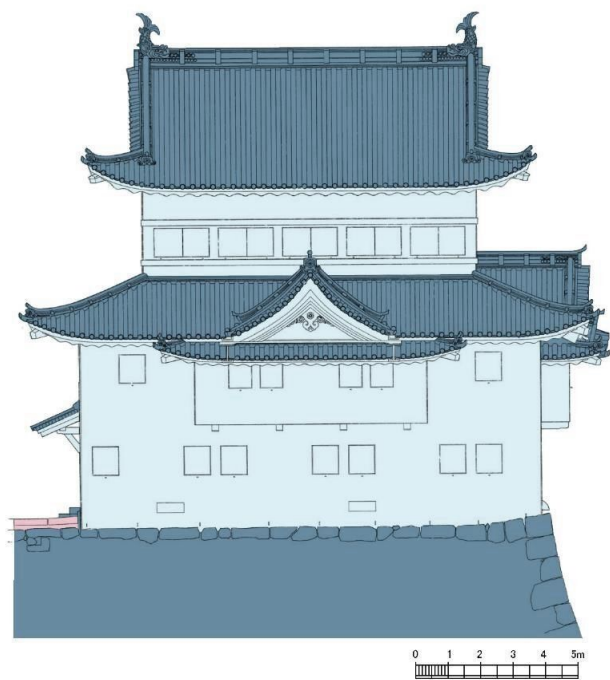
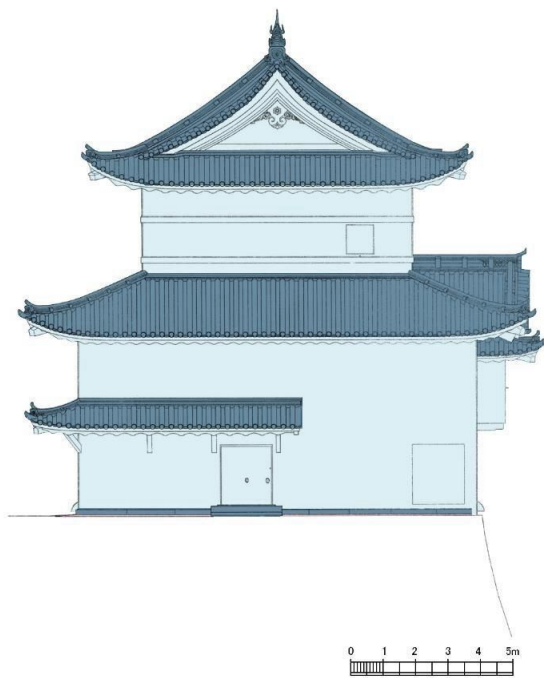


図 3 部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）東・南立面図】



西立面図

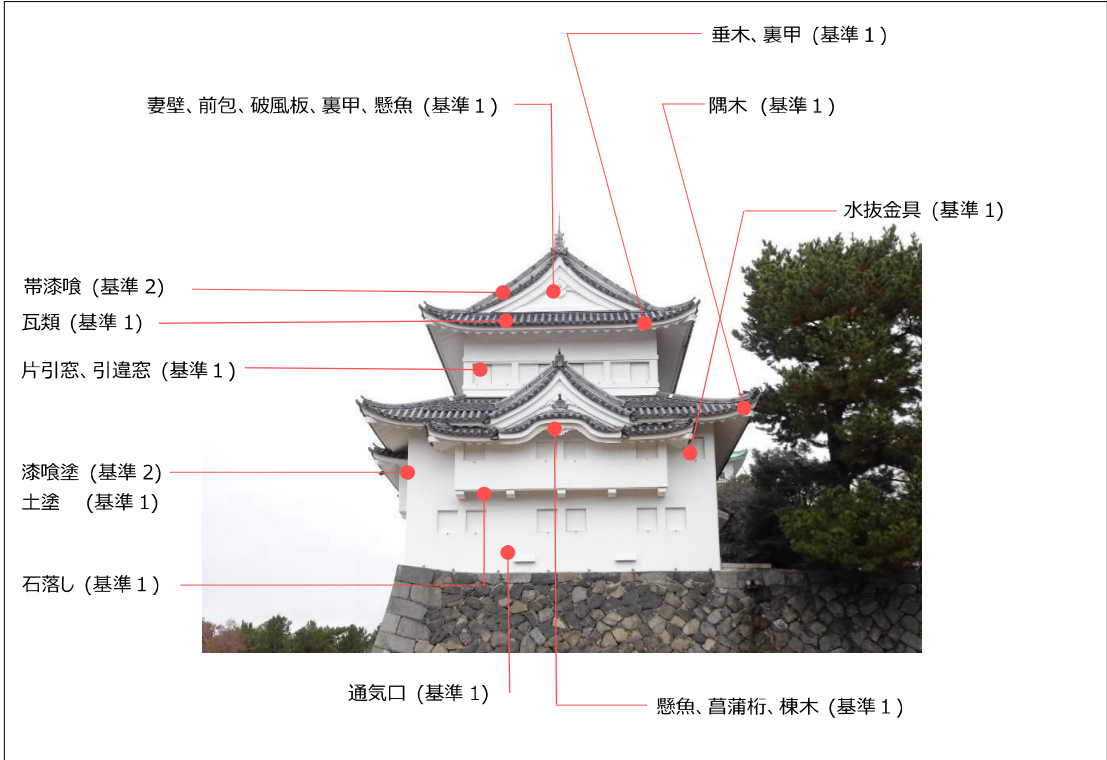


北立面図

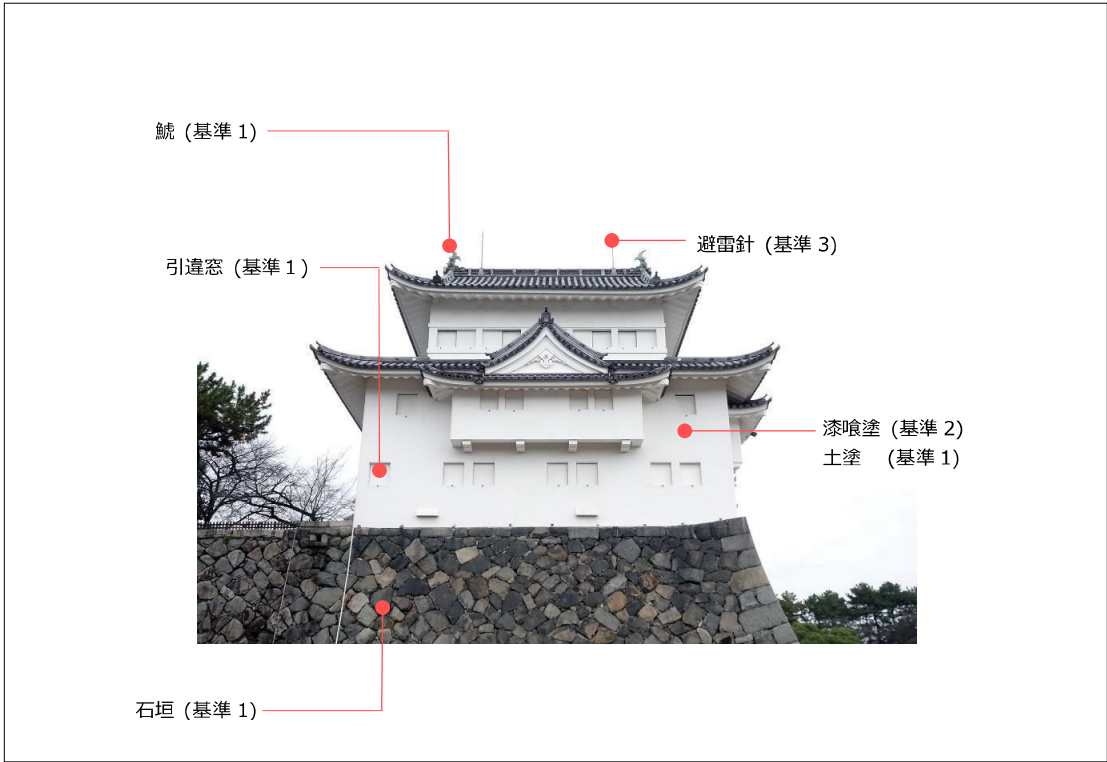
凡例	
■	基準 1
■	基準 2
■	基準 3

図 4 部分及び部位の保護方針【西南隅櫓（A01）東・南立面図】

A01 西南隅櫓（外部）				
部 位		基準	仕 様	備 考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	布石	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓、引違窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落とし	1	木材	
金具	水抜金具	1	金属	
庇	腕木、方杖、出桁、垂木、裏板、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚、菖蒲桁、棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯨	1	青銅鑄物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、敷石、葛石	1	自然石	
	犬走	1	土間叩き	
	雨落ち	2	モルタル、砂利敷	
設備	避雷針	3	銅線等	
	火災報知設備	3		



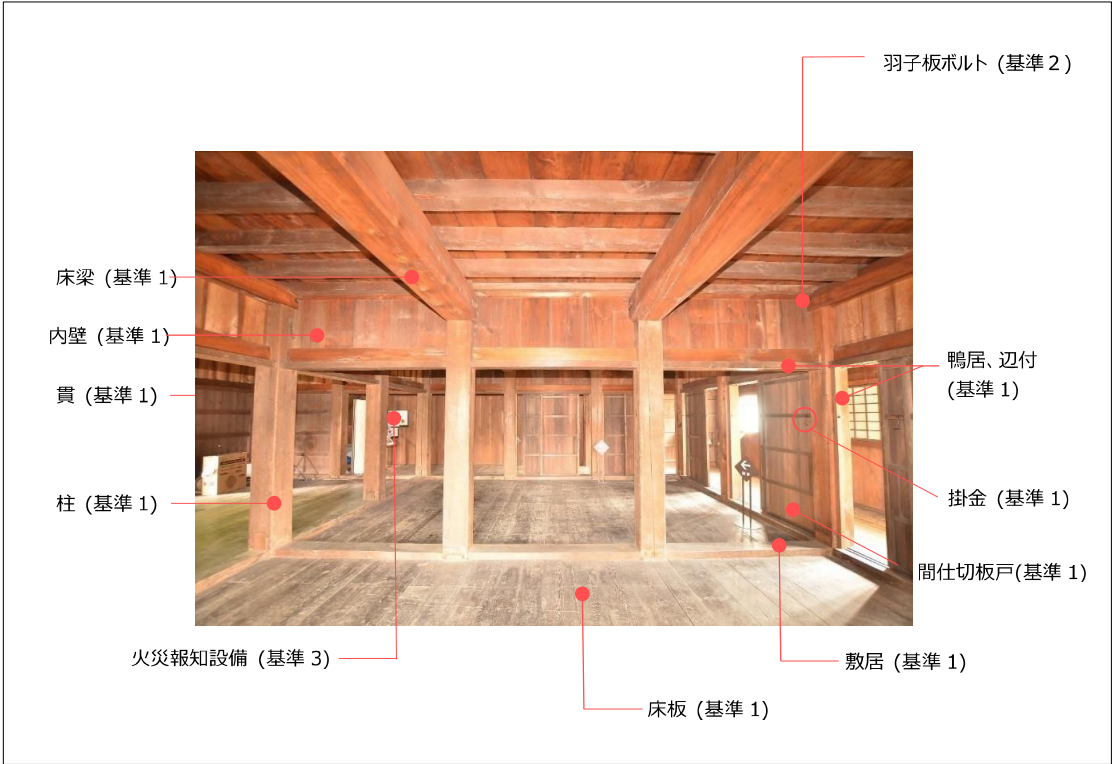
西南隅櫓外部



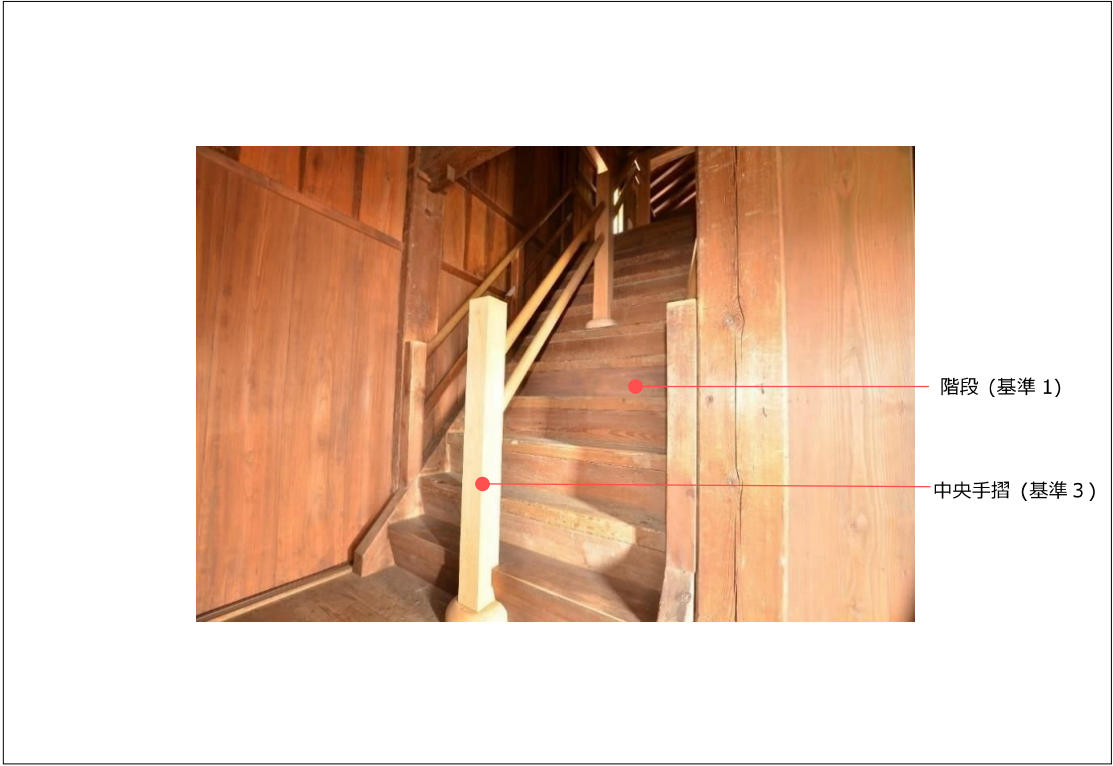
西南隅櫓外部

A01 西南隅櫓（内部1階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	基礎、土間	2	コンクリート	
	礎石	1	自然石	
軸組	土台、柱、繫梁、床梁、貫	1	木材	
軸組金具	大引アンカー、仕口接合金具、羽子板ボルト	2	金属	大正工事取付と思われる
	仕口接合金具	2	金属	平成工事取付と思われる
床組	大引、根太	1	木材	
	根太掛	1	木材	後補と思われる
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	窓障子	1	木材	
		2	紙	
	間仕切板戸	1	木材	すべて後補
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
	中央手摺	3	木材	後補
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		別途壁付木箱有
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
A01 西南隅櫓（内部2階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、床梁、貫、垂木、野地板	1	木材	
軸組金具	仕口接合金具、羽子板ボルト、火打鋼棒	2	金属	大正工事取付と思われる
補強材	舟肘木、方杖、陸梁	2	木材	大正工事取付と思われる
補強材金具	ボルト、短冊金物	2	金属	大正工事取付と思われる
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	間仕切板戸	1	木材	すべて後補

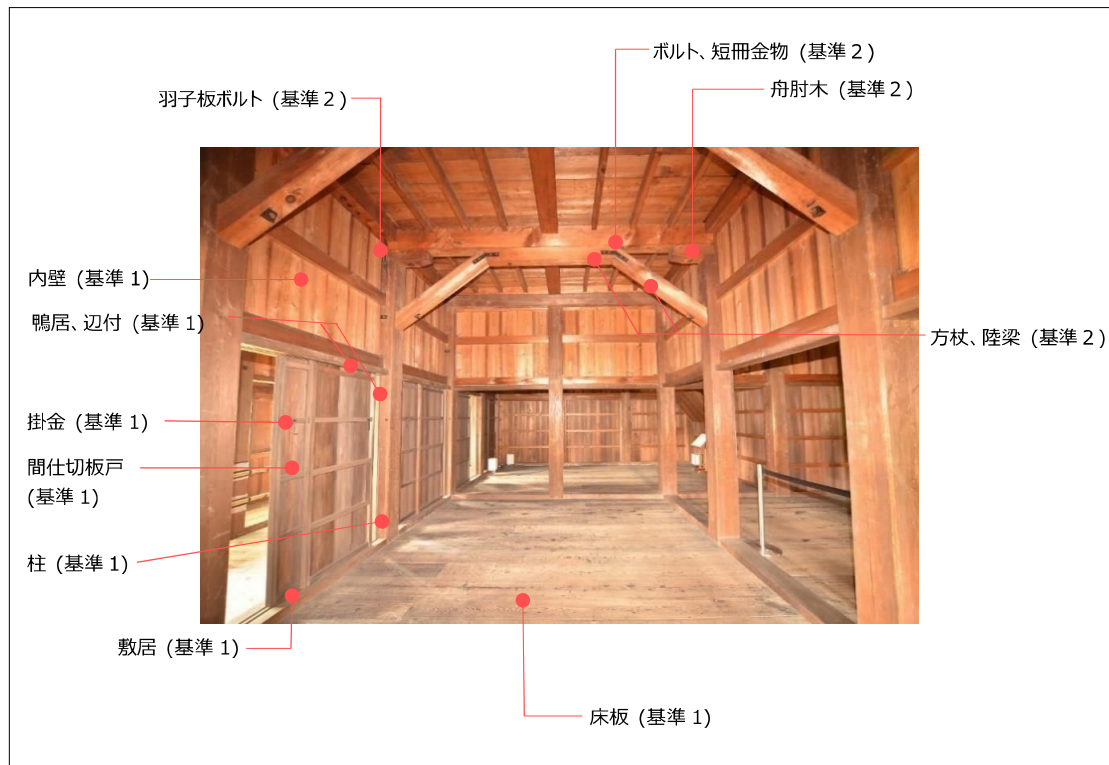
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具	1	金属	
	帯鉄	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		別途壁付木箱有
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
A01 西南隅櫓（内部3階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、貫、化粧垂木、化粧野地板	1	木材	桁反上り矧木有
軸組金具	火打鋼棒	2	金属	
小屋組	束柱、小屋梁、小屋貫、筋違、棟木、母屋、野垂木、野地板	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、長押、廻縁、竿、天井板、吊木	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具	1	金属	
	帯鉄	1	金属	
	戸車	1		
鋳金具	六葉	1	金属	平成修理による後補
設備	火災報知設備	3		別途壁付木箱有
	コンセント	3		
その他	御窓台	1	木材	



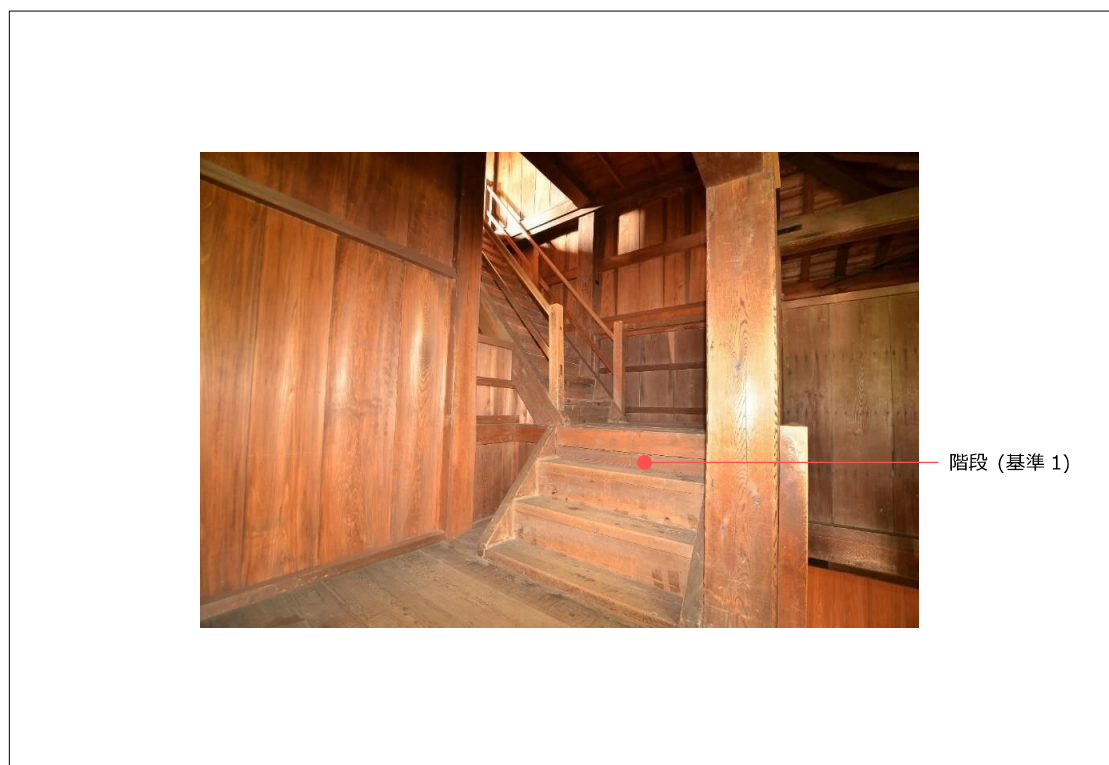
西南隅櫓 1 階内部



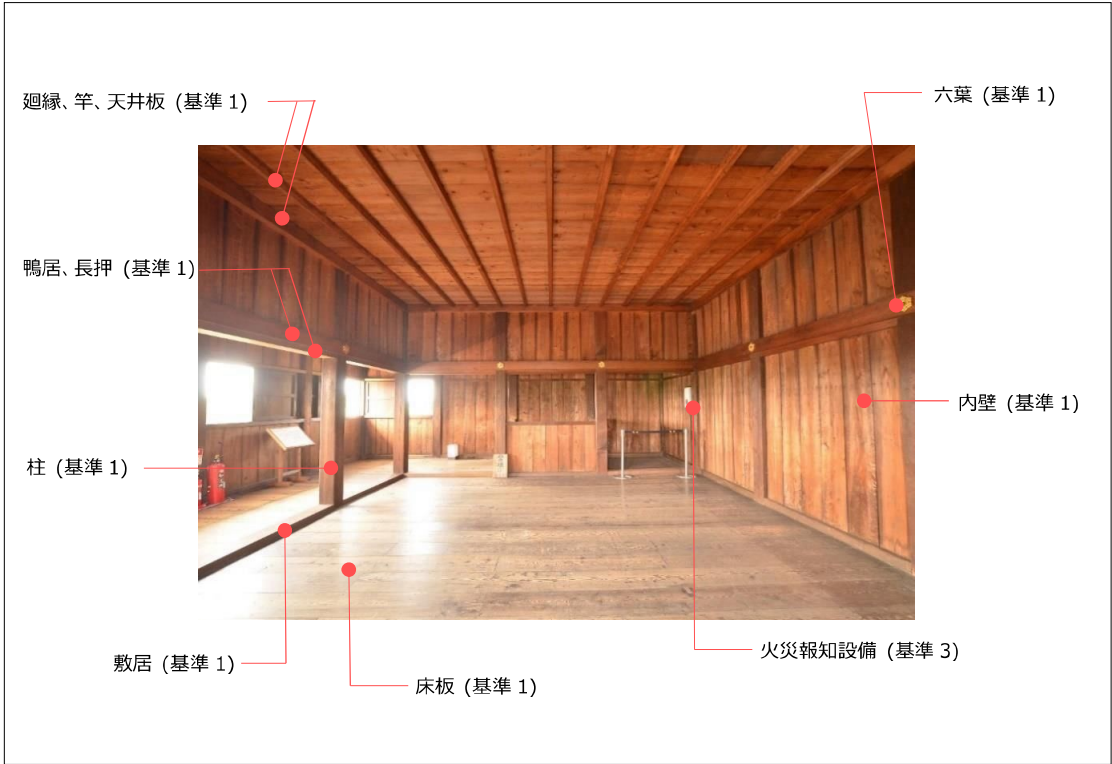
西南隅櫓 1 階内部



西南隅櫓 2 階内部



西南隅櫓 2 階内部



西南隅櫓 3 階内部

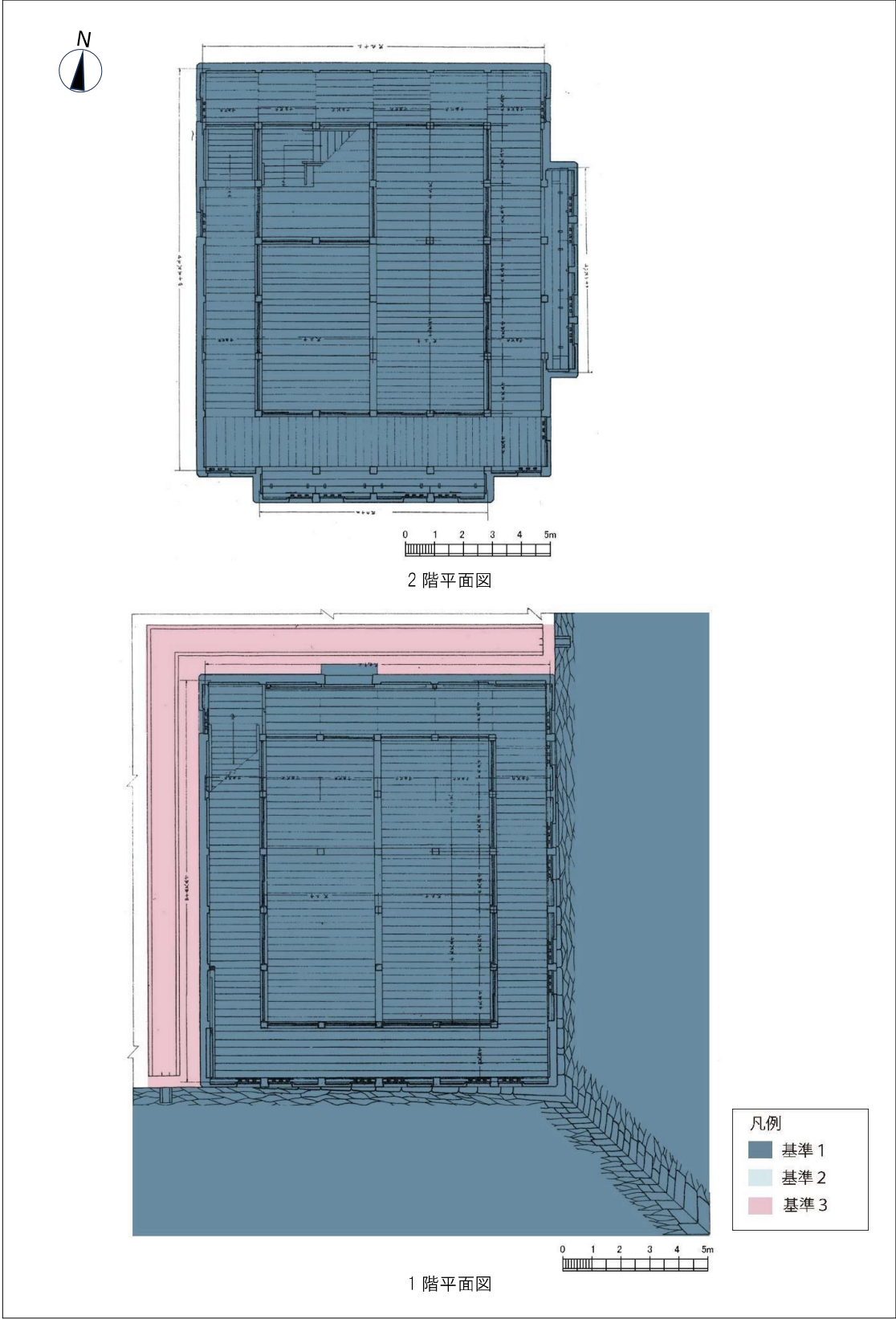


図 5 部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）1・2 階平面図】

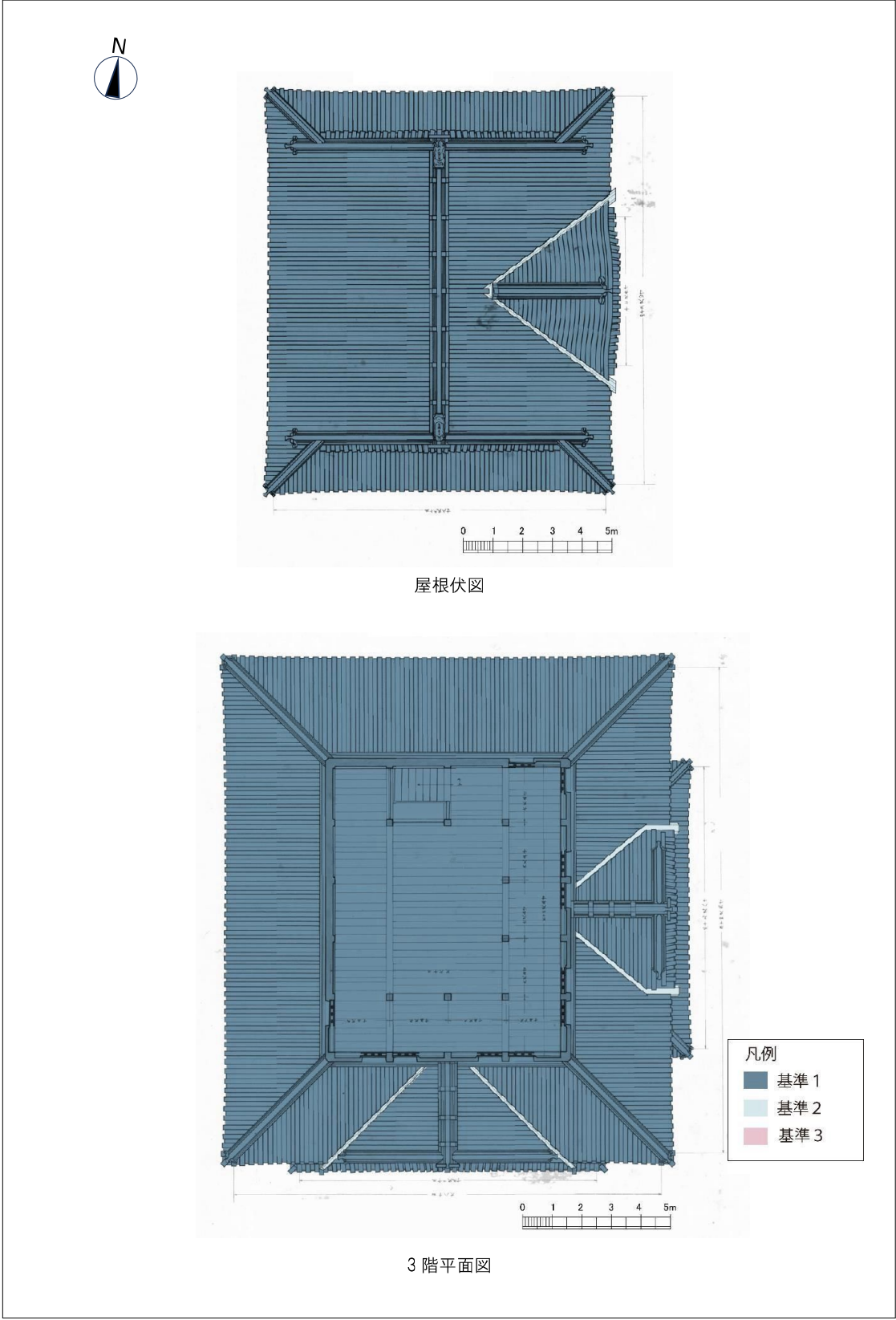
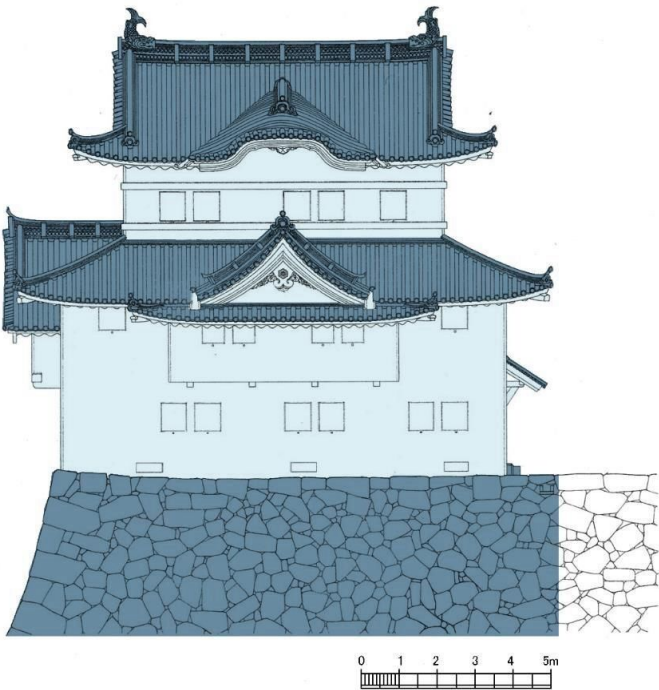
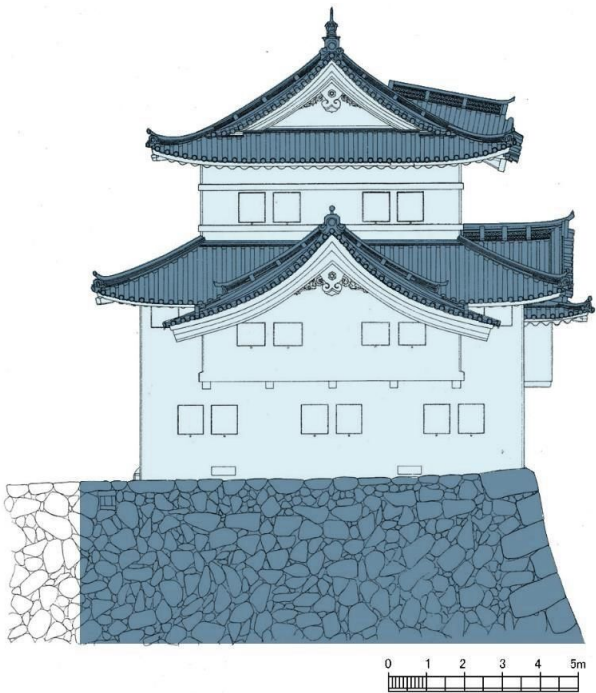


図 6 部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）3 階平面図・屋根伏図】



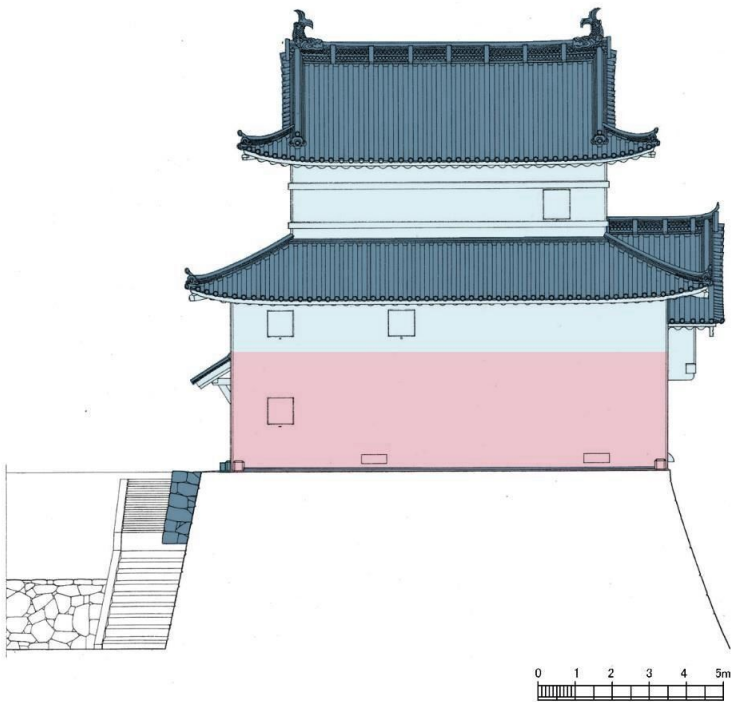
東立面図



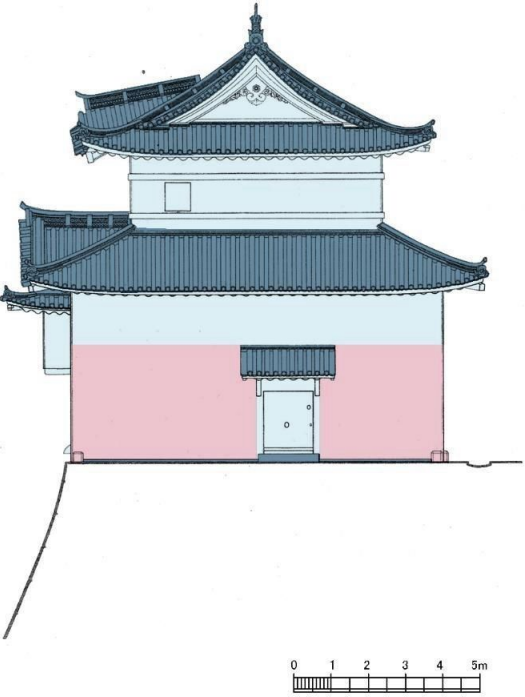
南立面図

凡例	
■	基準 1
■	基準 2
■	基準 3

図 7 部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）東・南立面図】



西立面図



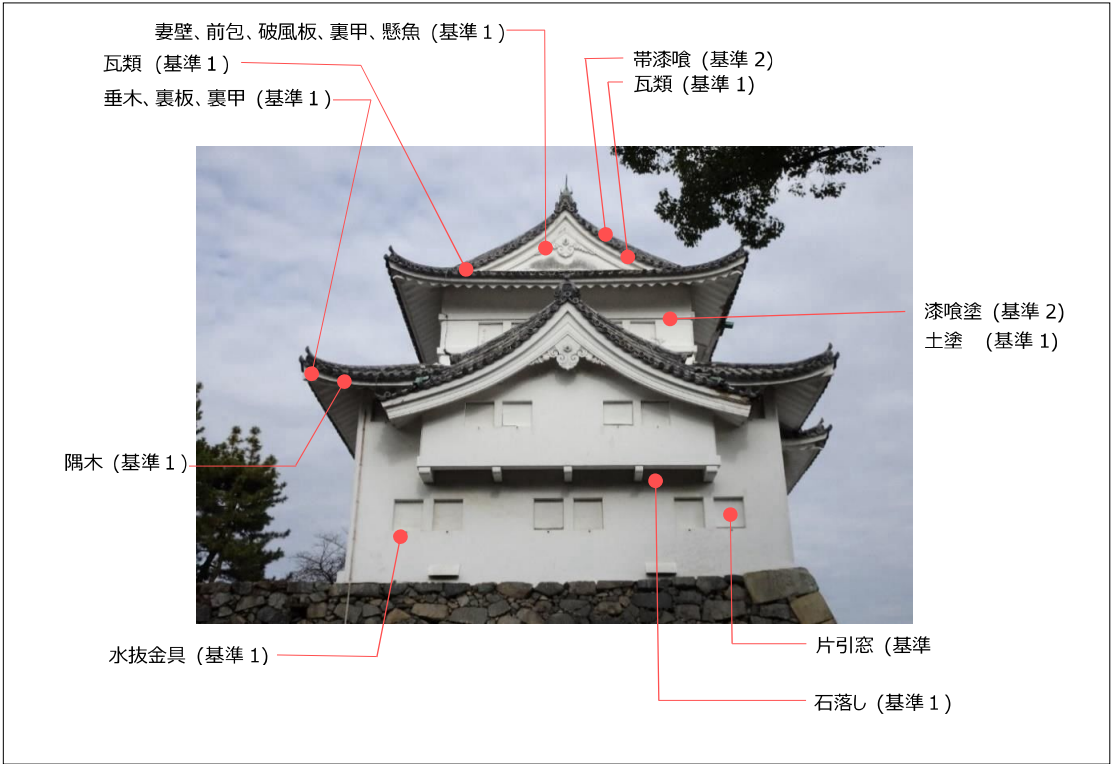
北立面図

凡例

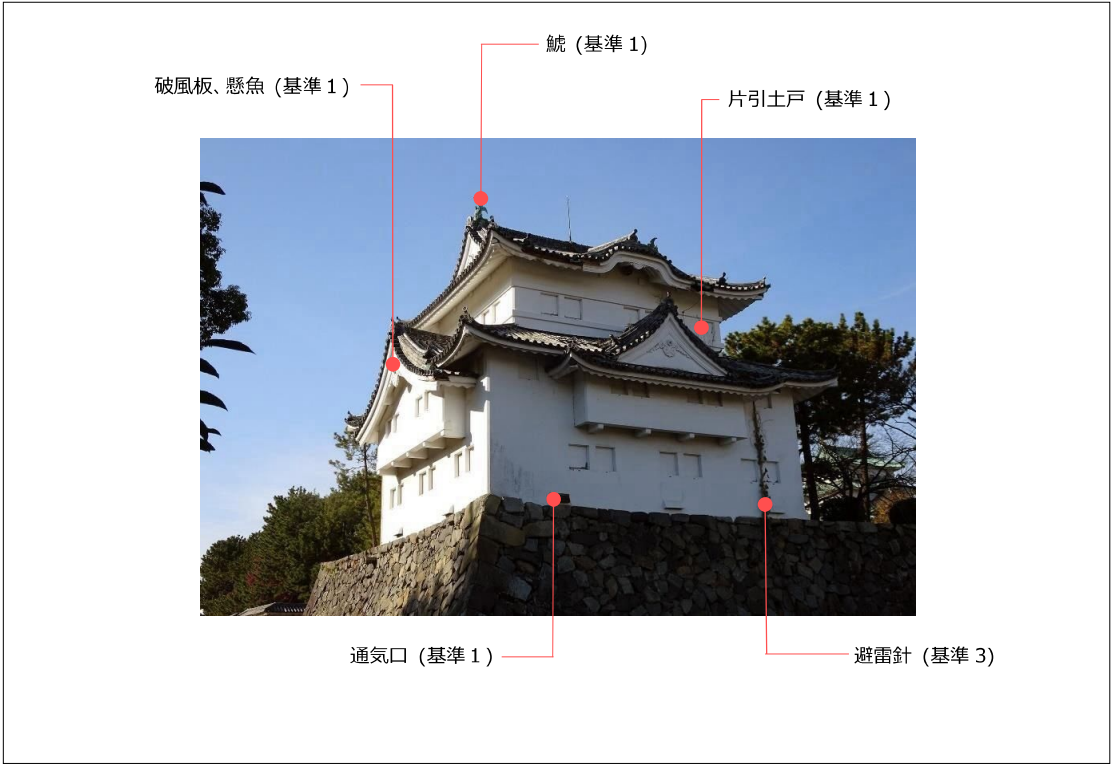
■	基準 1
■	基準 2
■	基準 3

図 8 部分及び部位の保護方針【東南隅櫓（A02）東・南立面図】

A02 東南隅櫓（外部）				
部 位		基準	仕 様	備 考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	布石	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		3	モルタル下地	
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落し	1	木材	
		2	漆喰塗	
金具	水抜金具	1	金属	
庇	腕木、方杖、出桁、垂木、裏板、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚、菖蒲桁、棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯔	1	青銅鑄物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、葛石	1	自然石	
	犬走	2	モルタル	
	雨落ち	2	モルタル	
設備	避雷針	3	銅線等	
	火災報知設備	3		



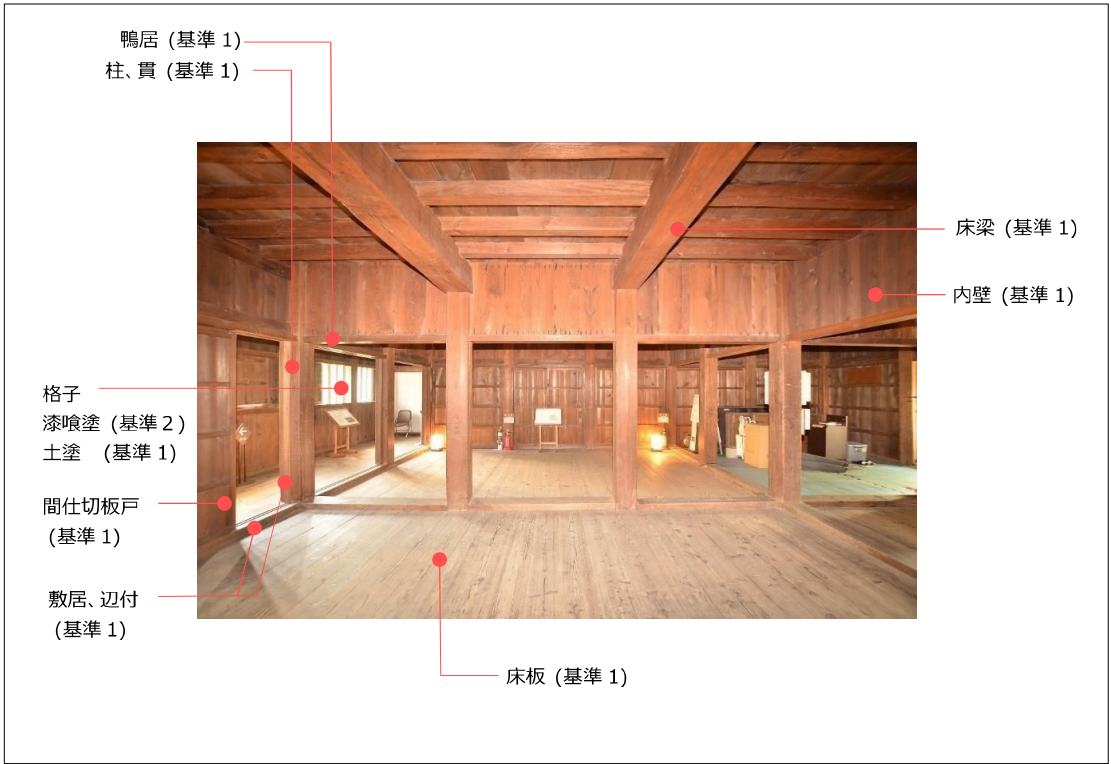
東南隅櫓外部



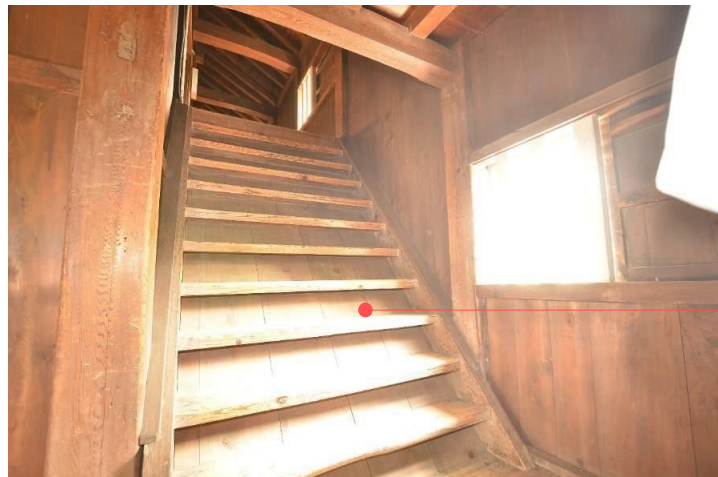
東南隅櫓外部

A02 東南隅櫓（内部 1 階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	土台、柱、繫梁、床梁、貫	1	木材	
床組	大引、根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	間仕切板戸	1	木材	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	戸車	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		別途壁付木箱有
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
A02 東南隅櫓（内部 2 階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、床梁、貫、垂木	1	木材	
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、辺付	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具	間仕切板戸	1	木材	2 枚
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		別途壁付木箱有
	避難誘導灯	3		
	コンセント	3		
A02 東南隅櫓（内部 3 階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、敷梁、貫	1	木材	
軸組金具	梁タガ	2	金属	
補強材	火打梁	2	木材	後補
小屋組	束柱、小屋貫、素棟木、棟木、母屋、垂木、野地板	1	木材	
床組	根太	1	木材	

床	床板	1	木材	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居	1	木材	
壁	内壁	1	木材	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	帯鉄（敷居溝）	1	金属	
設備	火災報知設備	3		別途壁付木箱有
	コンセント	3		

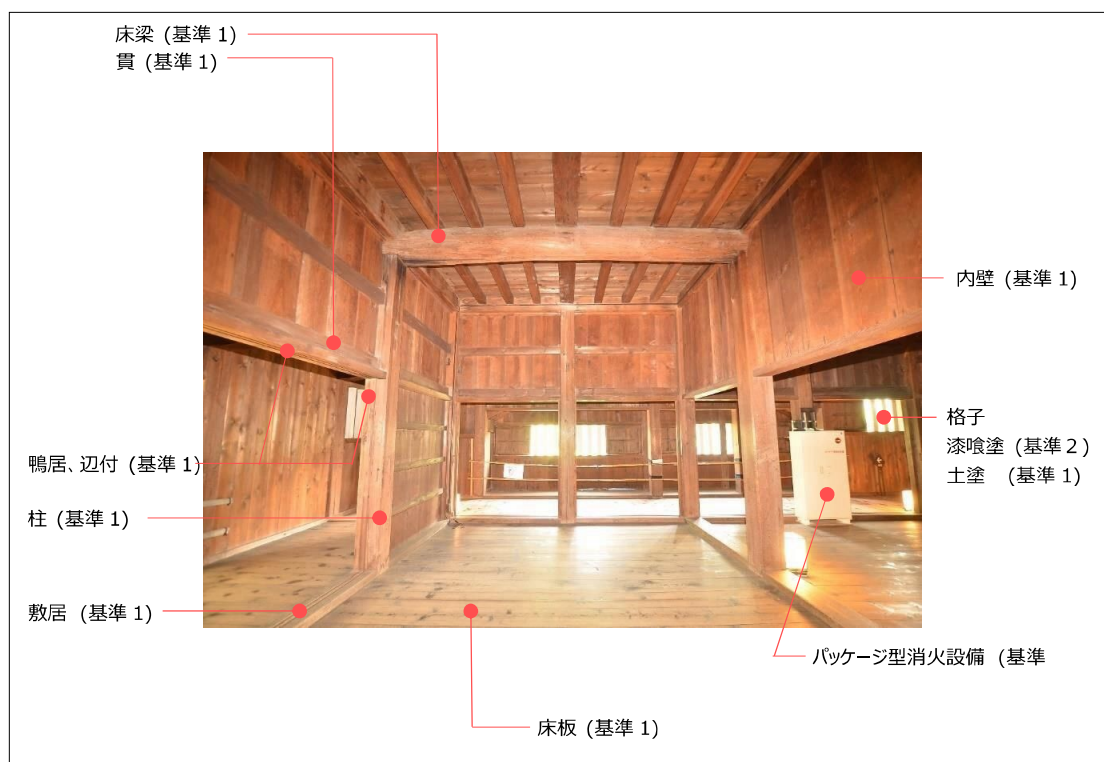


東南隅檜内部 1 階

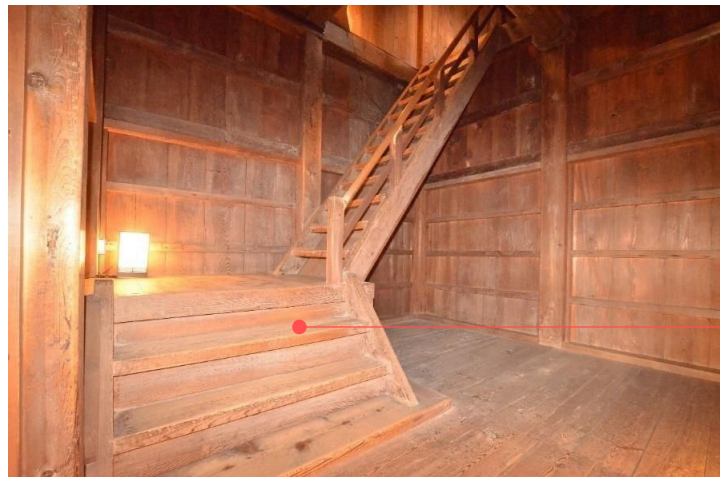


階段 (基準 1)

東南隅櫓内部 1 階



東南隅櫓内部 2 階



階段 (基準 1)

東南隅櫓内部 2 階

棟木、垂木、野地板 (基準 1)

梁タガ (基準 2)

鴨居 (基準 1)

内壁 (基準 1)

柱 (基準 1)

敷居 (基準 1)

床板 (基準 1)



東南隅櫓内部 3 階

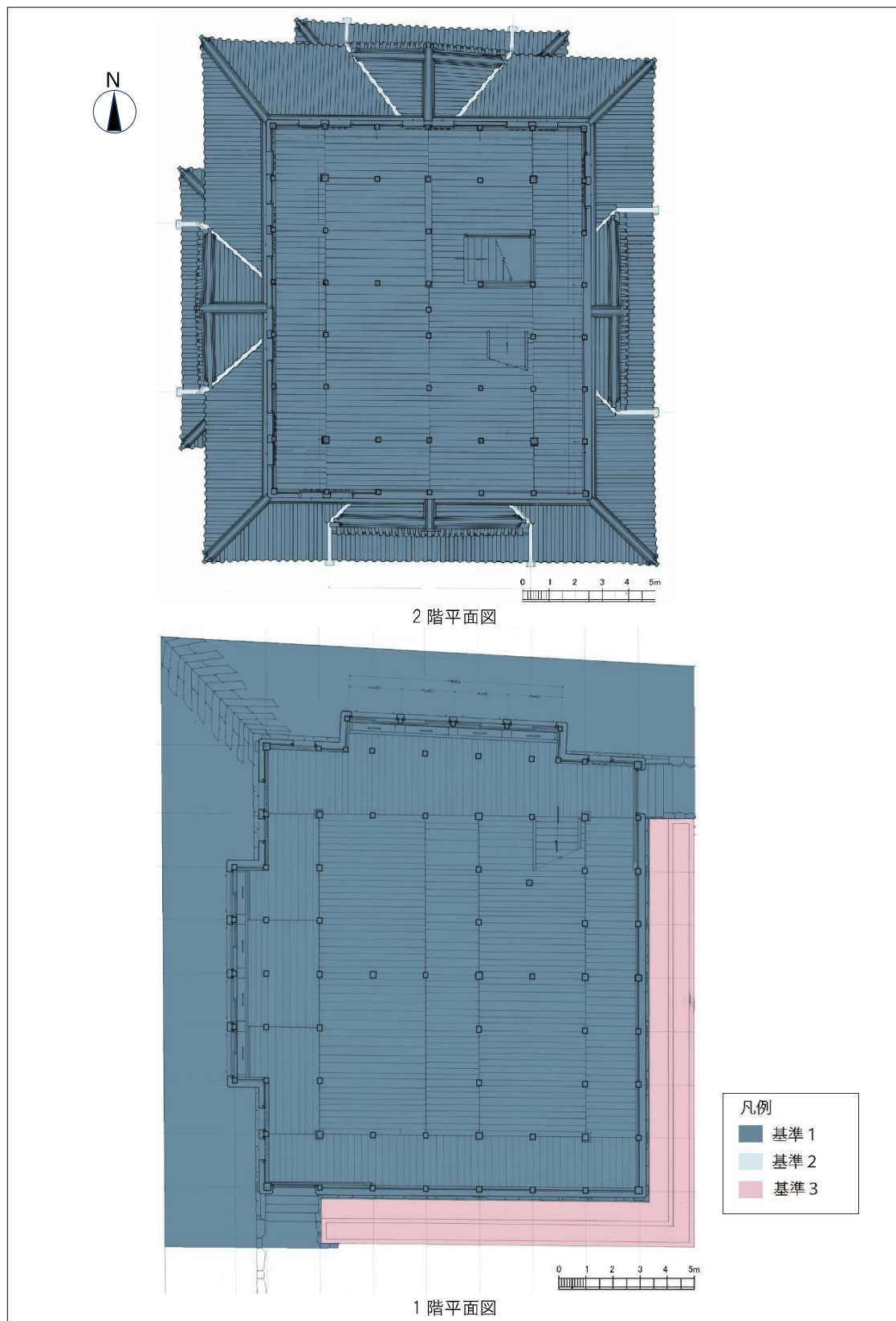


図 9 部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）1・2階平面図】

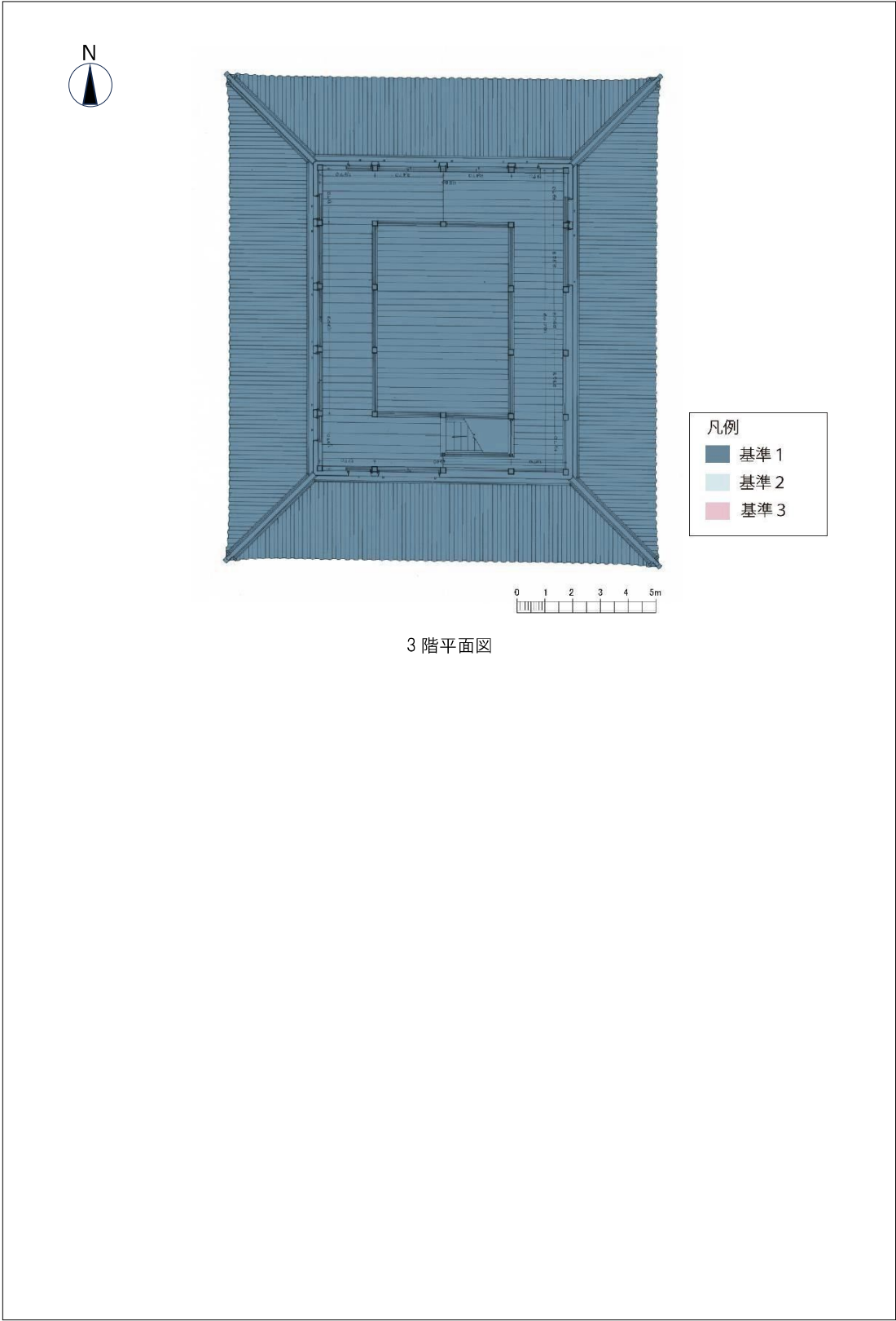
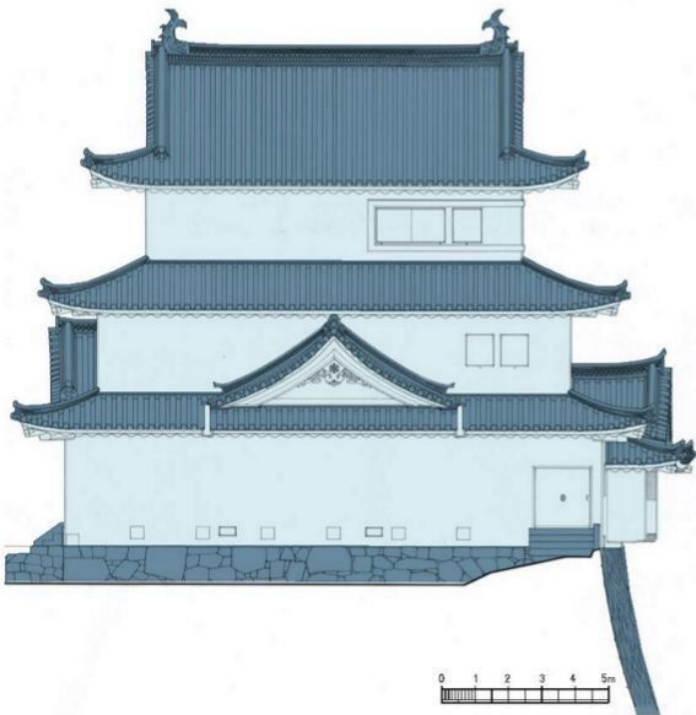
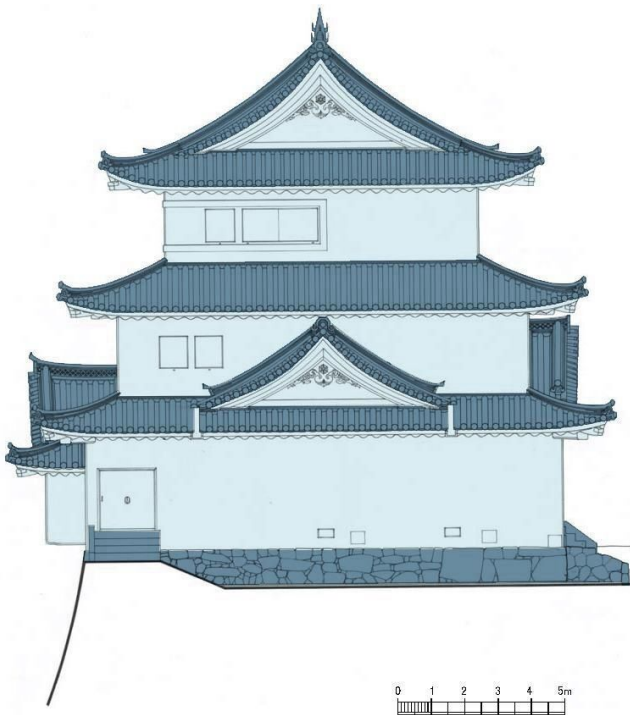


図 10 部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）3 階平面図】



東立面図



南立面図

凡例	
■	基準 1
■	基準 2
■	基準 3

図 11 部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）東・南立面図】

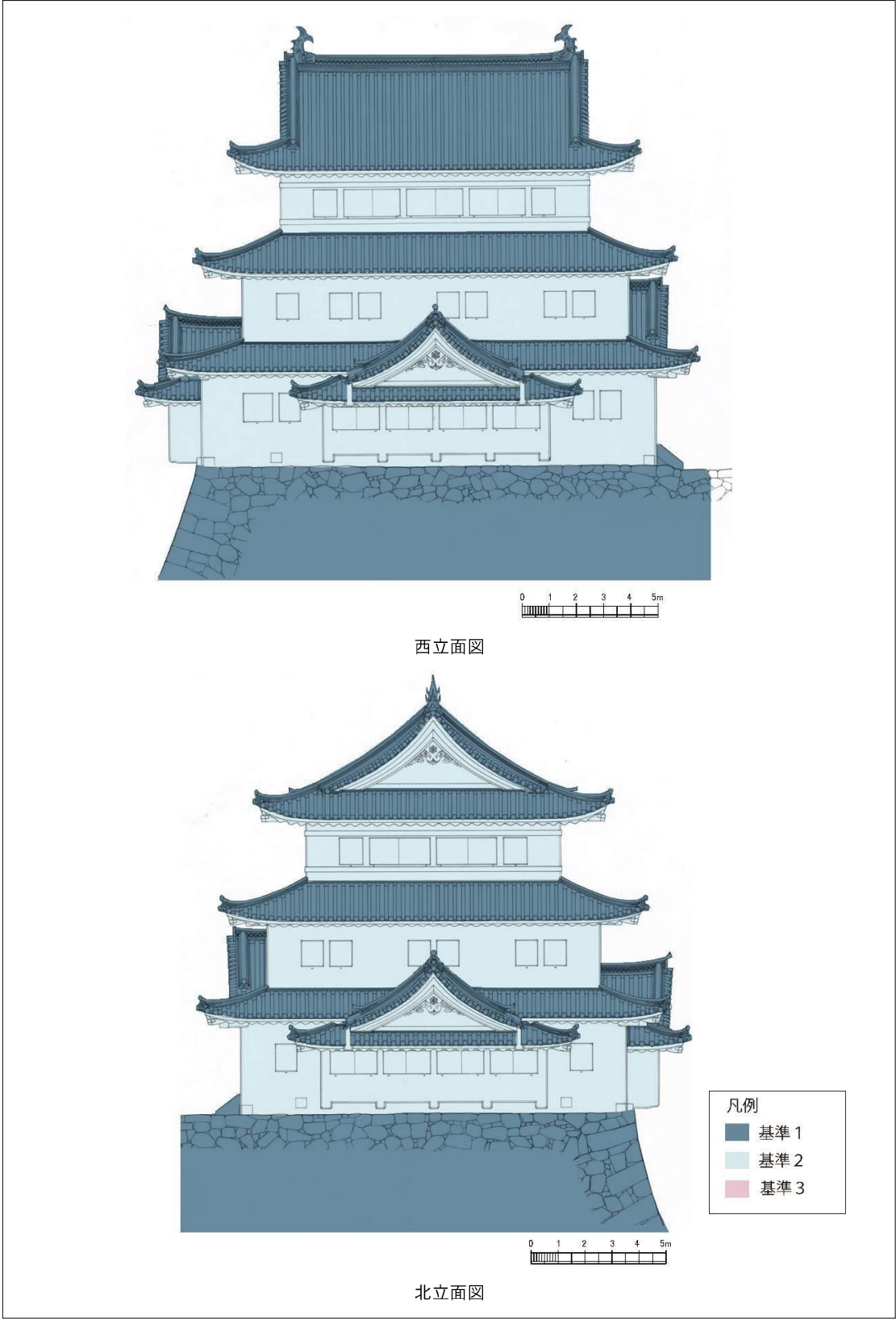
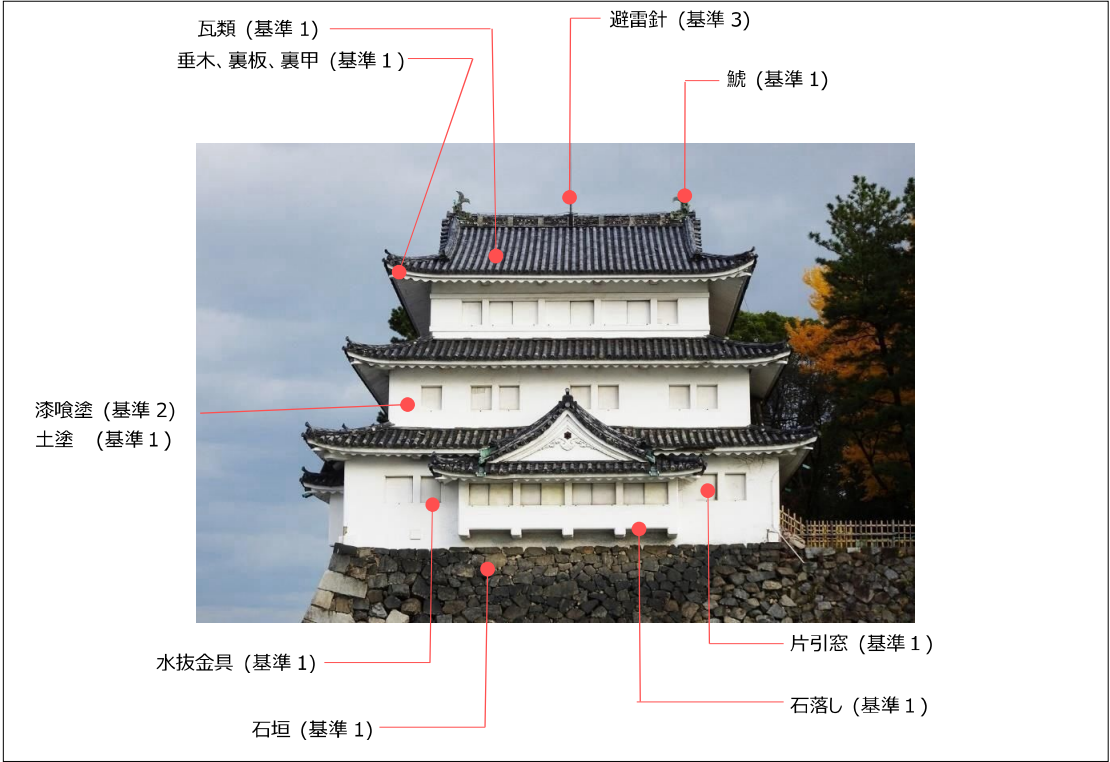


図 12 部分及び部位の保護方針【西北隅櫓（A03）東・南立面図】

A03 西北隅櫓（外部）				
部 位		基準	仕 様	備 考
石垣	石垣	1	自然石	
基礎	石積み	1	自然石	
外壁	壁、長押	1	土塗	
		2	漆喰塗	
	通気口	1	木材	
		2	漆喰塗	
建具	片引土戸（出入口）	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	片引窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	引違窓	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	石落し	1	木材	
		2	漆喰塗	
金具	水抜金具	1	金属	
軒回り	隅木、垂木、裏板、裏甲、面戸板	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	妻壁、前包、破風板、裏甲、懸魚	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	鯔	1	青銅鑄物	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
外構	石階、葛石	1	自然石	
	犬走	2	モルタル	
	雨落ち	2	モルタル	
設備	避雷針	3	銅線等	
	火災報知設備	3		



西北隅櫓外部



西北隅櫓外部

A03 西北隅櫓（内部 1 階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	土台、柱、繫梁、床梁、柱踏、貫、垂木、野地板	1	木材	
	柱補強材	1	木材	隅柱貼付材(享和)
床組	大引、根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
造作	雑巾摺、出入口鴨居、壁留	1	木材	
壁	内壁	1	土塗	
		2	漆喰塗	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	掛金、受坪	1	金属	
	引手金具（出入口扉）	1	金属	
	肘坪（石落し）	1	金属	
階段	階段	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		別途壁付木箱有
	避難誘導灯	3		
A03 西北隅櫓（内部 2 階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、床梁、束踏、貫、垂木、野地板	1	木材	柱・梁に加工痕有
	柱補強材	1	木材	後補隅柱貼付材
軸組金具	柱胴付敷鉄板、タガ、銅線	2	金属	
破風小屋組	束柱、小屋梁、棟木、母屋	1	木材	目視できず
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
造作	雑巾摺、壁留、窓敷居、鴨居	1	木材	
壁	内壁	1	土塗	
		2	漆喰塗	
柱間	格子	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
階段	階段	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
設備	パッケージ型消火設備	3		
	火災報知設備	3		別途壁付木箱有
	避難誘導灯	3		

	コンセント	3		
A03 西北隅櫓（内部3階）				
部 位		基準	仕 様	備 考
軸組	柱、桁、繫梁、貫	1	木材	
補強材	火打梁	2	木材	後補
小屋組	束柱、小屋貫、登り梁（力垂木）、素棟木、棟木、母屋、垂木、野地板	1	木材	
	小屋筋違	1	木材	後補の可能性
床組	根太	1	木材	
床	床板	1	木材	
	養生材	3	ベニヤ板	
		3	リノリウムシート	
造作	敷居、雑巾摺、鴨居、長押	1	木材	
壁	内壁（外壁廻り・窓下）	1	木材	
	内壁（内法上）	1	土塗	
		2	漆喰塗	
建具金具	受坪	1	金属	
設備	火災報知設備	3		別途壁付木箱有



西北隅櫓内部 1 階



階段 (基準 1)

養生材 ベニヤ板(基準 3)
リノウムシート(基準 3)

西北隅櫓内部 1 階



床梁 (基準 1)

漆喰塗 (基準 2)
土塗 (基準 1)

柱 (基準 1)

床板 (基準 1)

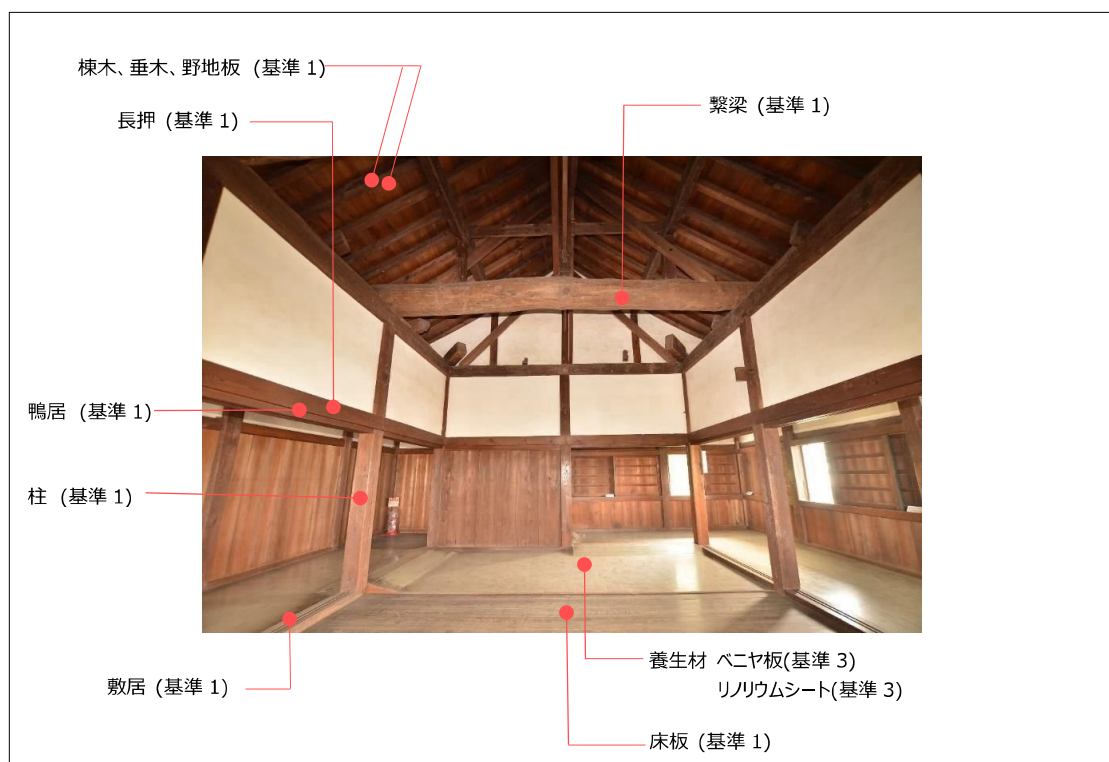
養生材 ベニヤ板(基準 3)
リノウムシート(基準 3)

パッケージ型消火設備 (基準 3)

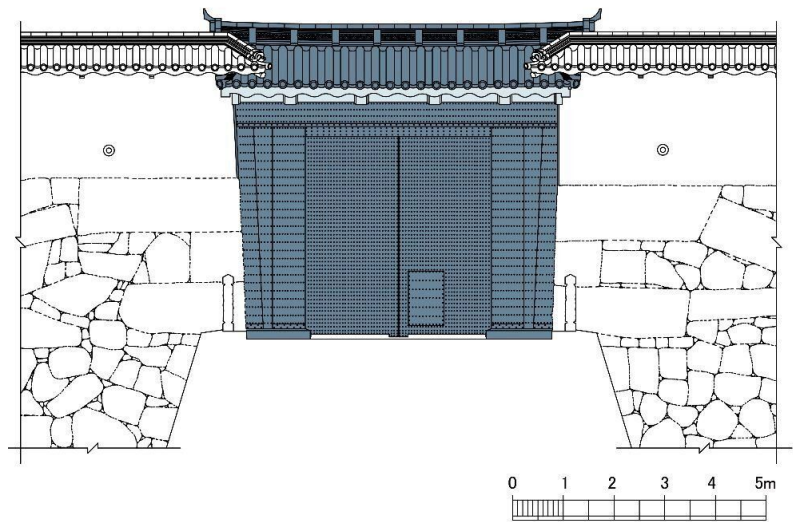
西北隅櫓内部 2 階



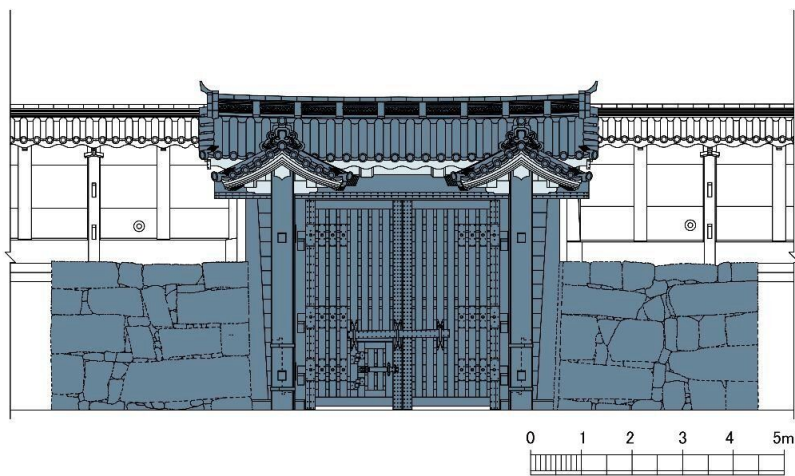
西北隅檣内部 2 階



西北隅檣内部 3 階



正面図



背面図

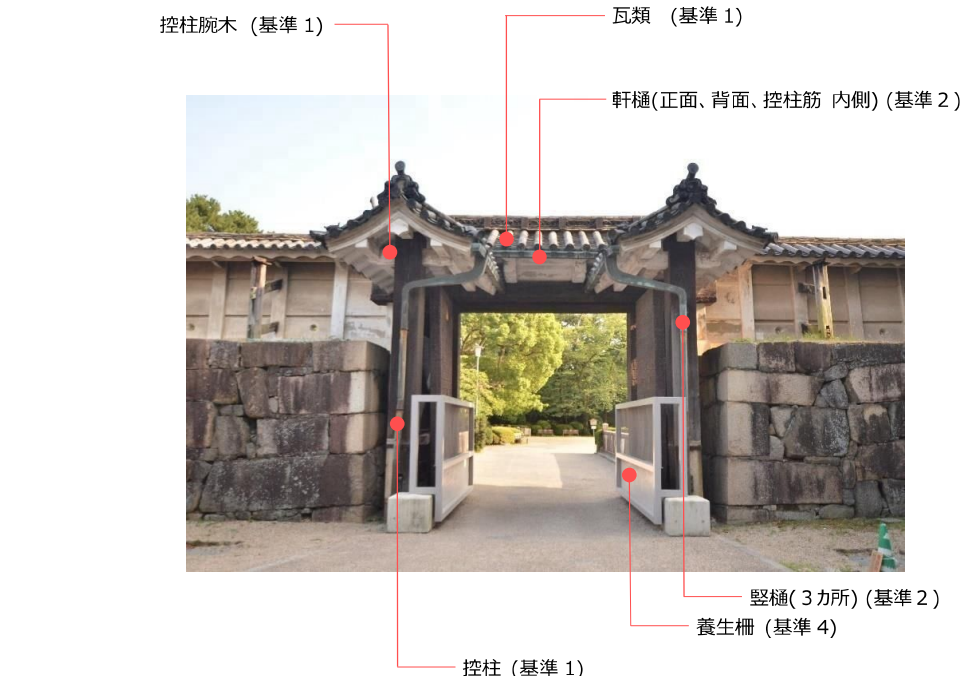
凡例	
基準 1	基準 2
基準 3	

図 13 部分及び部位の保護方針【表二の門（A04）立面図】

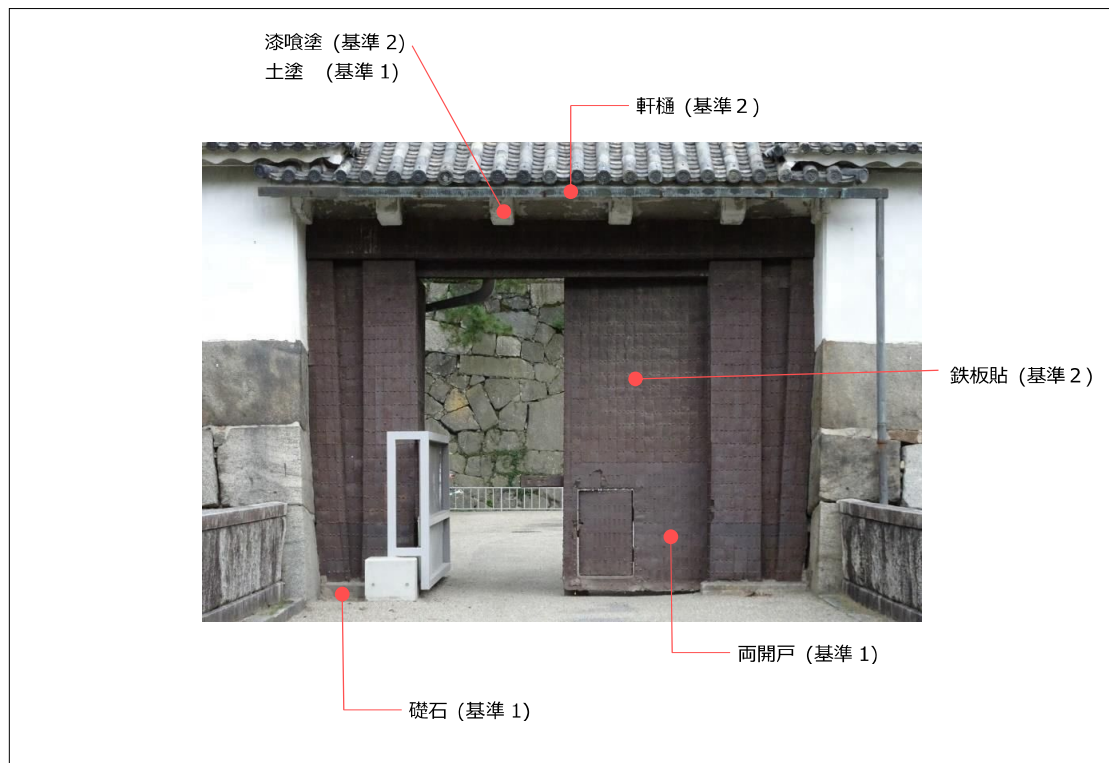
A04 表二の門				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱	1	木材	
	筋違	2	木材	濃尾地震後取付
	腕木、出桁、控柱腕木、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		2	漆喰塗	
	控柱脚部	1	自然石（金輪継）	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）、門	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸、門	2	鉄板貼（鉄打）	
	門金具	1	金属	
	タガ（控柱根継）	2	金属	
	軒樋（正面、背面、控柱筋内側）、豎樋（3カ所）	2	銅	
その他	養生柵	4	鉄製、コンクリート基礎	



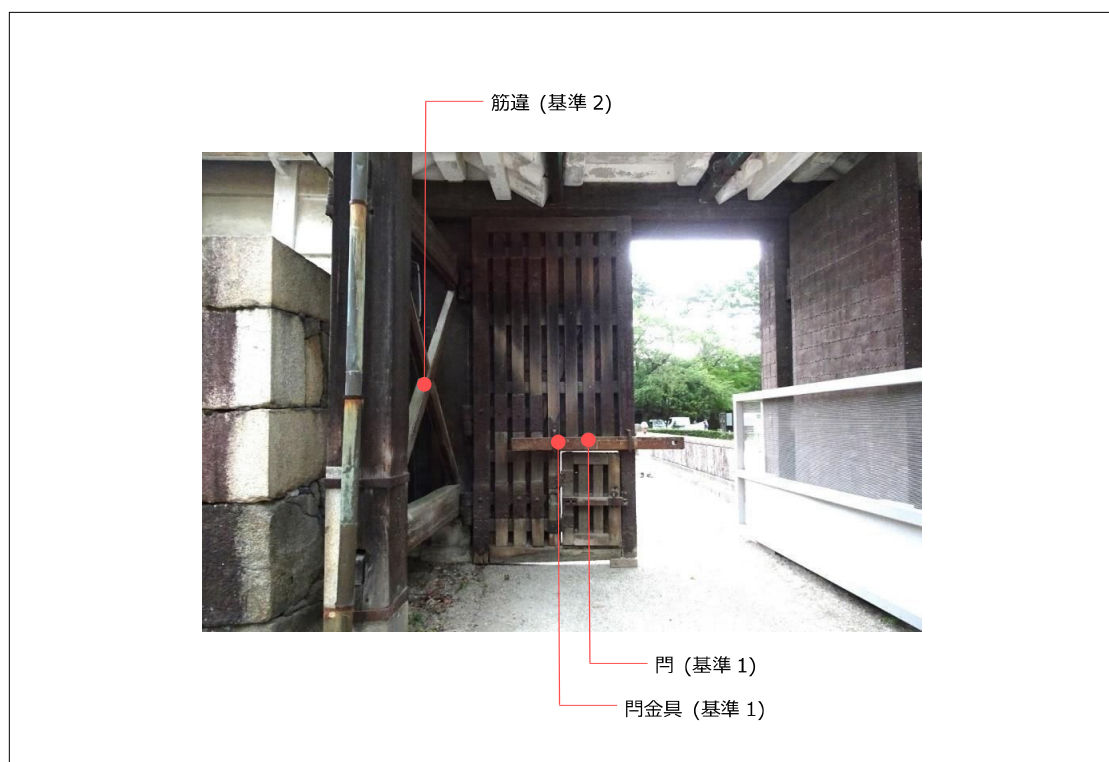
表二の門南面



表二の門北面



表二の門建具南面



表二の門建具北面

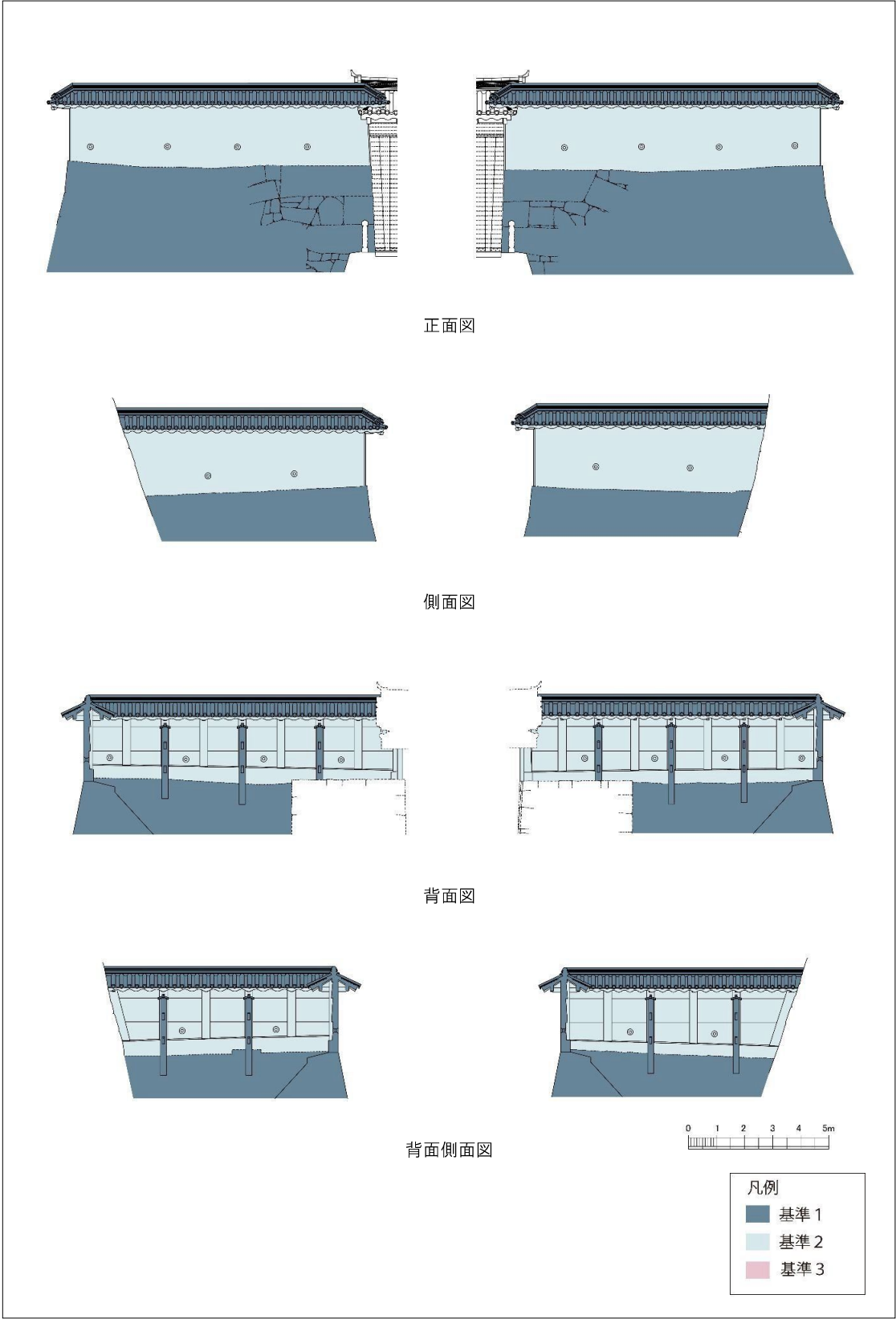


図 14 部分及び部位の保護方針【表二の門附属土塀（A04'）立面図】

A04' 表二の門附属土塀				
部 位		基準	仕 様	備 考
石垣	石垣	1	自然石	
軸部	柱、腕木、出桁、	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
	控柱、貫	2	木材	
軒廻り	垂木、隅木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	壁（狹間付）	1	土塗	
		2	漆喰塗	



表二の門附属土塀南面



表二の門附属土塀南面



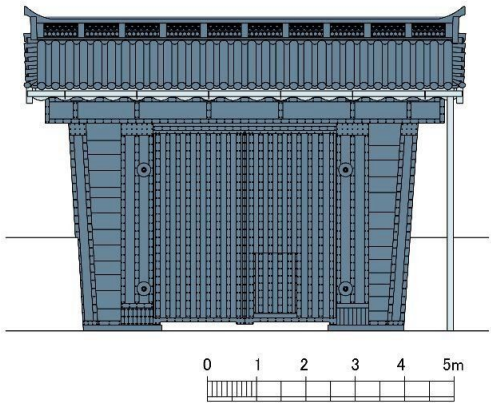
表二の門附属土塀南面



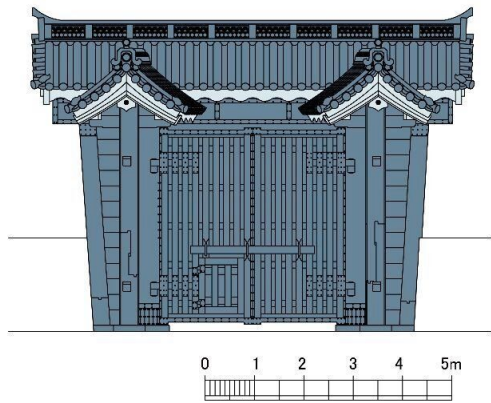
表二の門附属土塀北面



表二の門附属土塀北



正面図

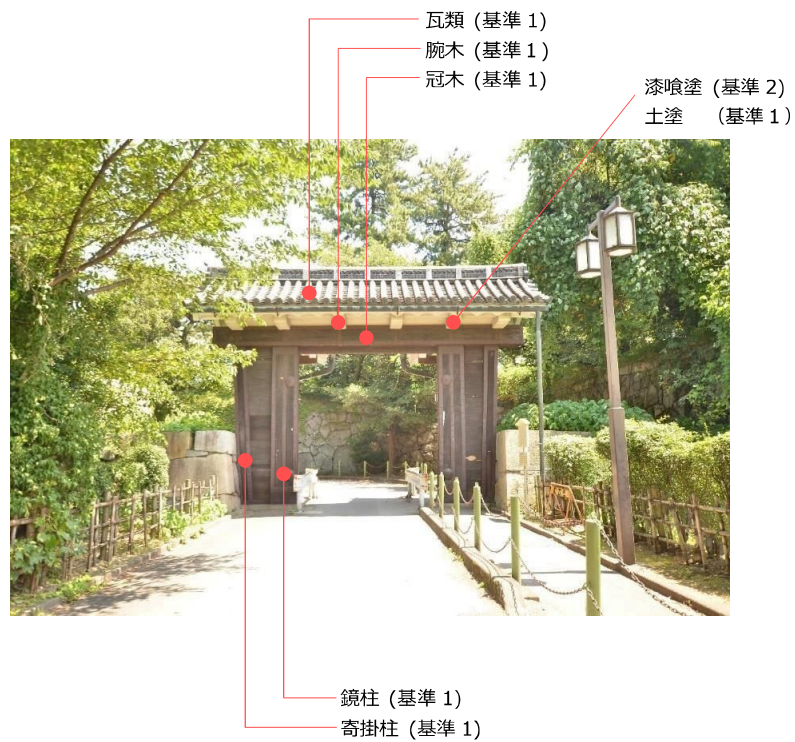


背面図

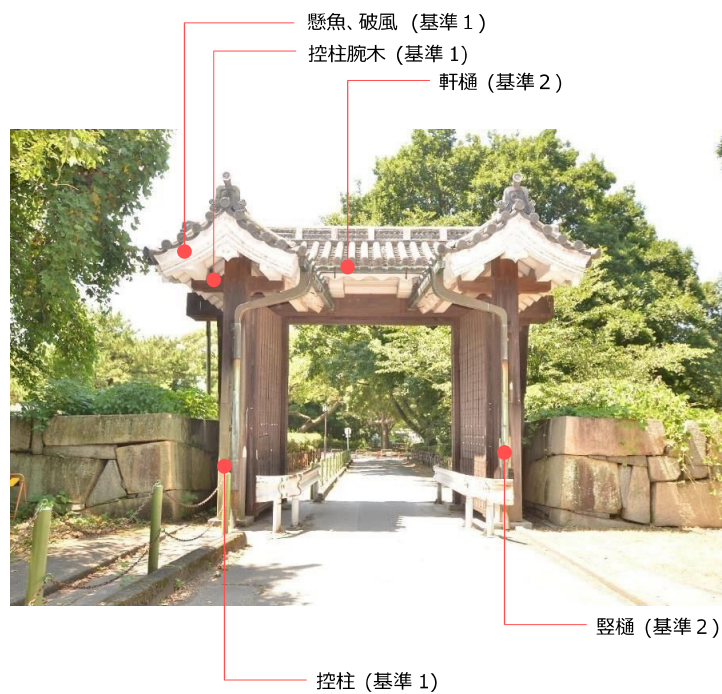
凡例	
■	基準 1
■	基準 2
■	基準 3

図 15 部分及び部位の保護方針【二之丸大手二之門（A05）立面図】

A05 二之丸大手二之門				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱、控柱腕木	1	木材	
	筋違	2	木材	濃尾地震後取付
	腕木、出桁、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸	2	筋金（鋳打）	
	肘坪、門金具、掛金、受坪、乳金具	1	金属	門無し
	軒樋（正面、背面、控柱筋内側）、豎樋（3カ所）	2	銅	



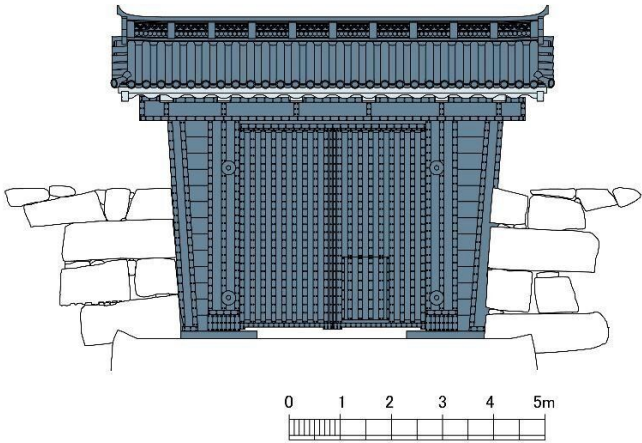
二之丸大手二之門西面



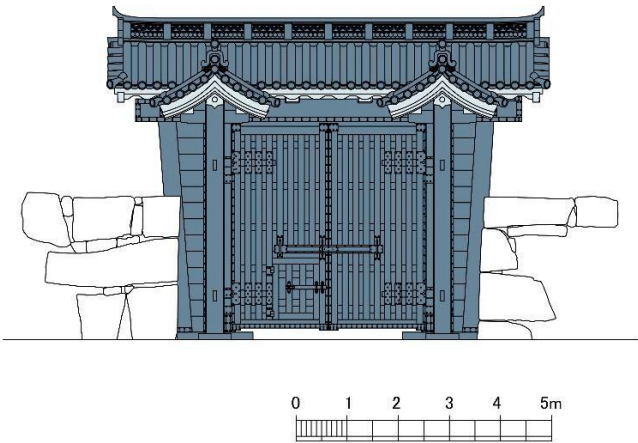
二之丸大手二之門東面



二之丸大手二之門東面



正面図

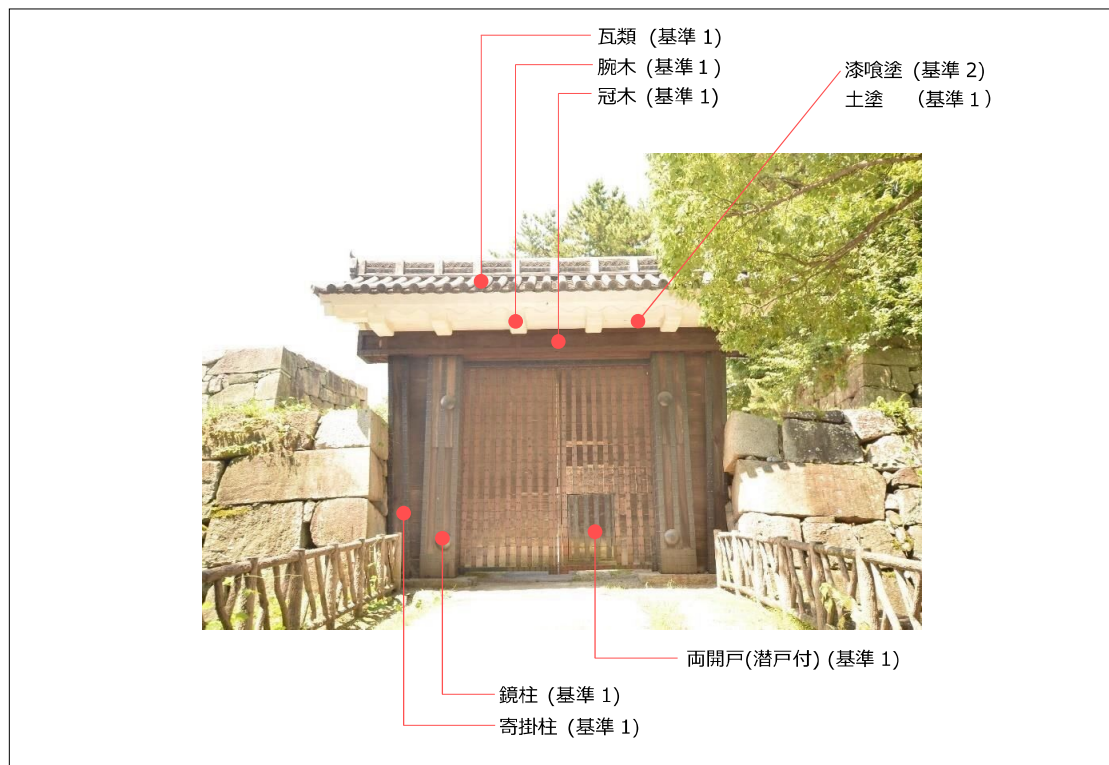


背面図

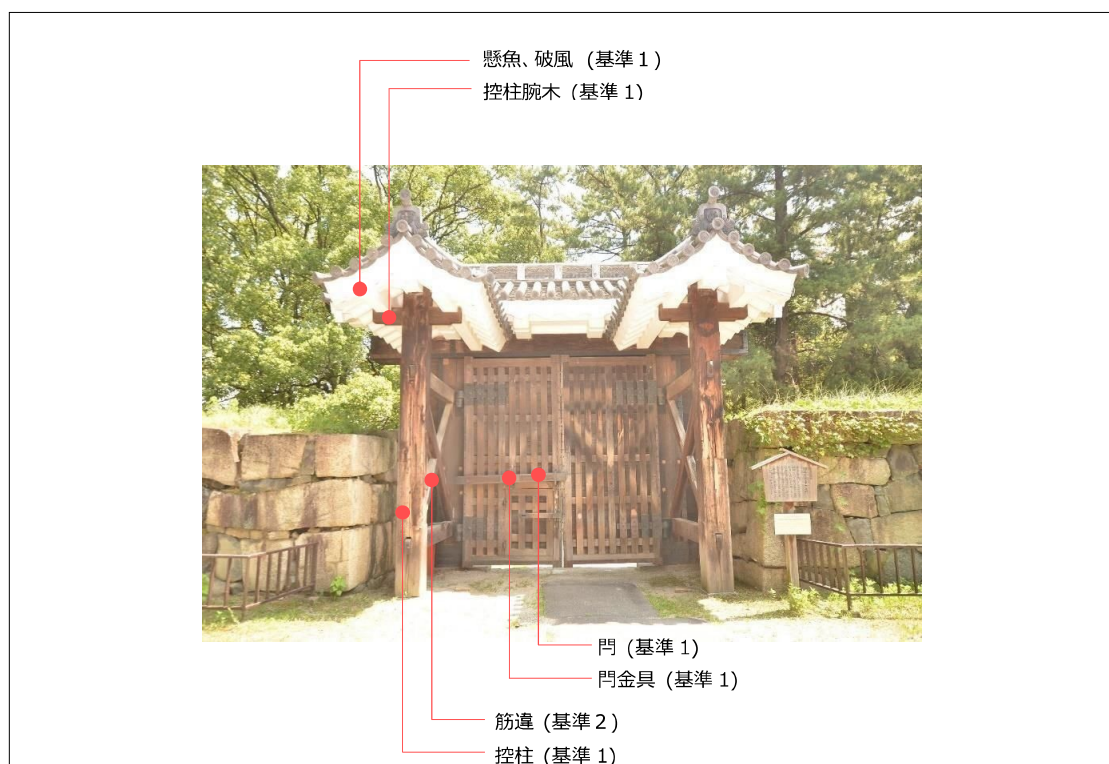
凡例	
■	基準 1
■	基準 2
■	基準 3

図 16 部分及び部位の保護方針【旧二之丸東二之門（A06）立面図】

]A06 旧二之丸東二之門				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	礎石	1	自然石	
軸部	鏡柱、寄掛柱、冠木、棟木、貫、控柱、控柱腕木	1	木材	
	筋違	2	木材	濃尾地震後取付
	腕木、出桁、控柱出桁、控柱棟木	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
軒廻り	垂木、裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
妻飾	懸魚、破風、昇り裏甲	1	木材	
		1	土塗	
		2	漆喰塗	
屋根	瓦（棟積、鬼瓦）	1	本瓦	
	帯漆喰	2	漆喰塗	
	谷銅板	2	銅	
	葺土	2	葺土	
	土居葺	2	木材	
	野地板	1	木材	
造作	まぐさ、壁	1	木材	
建具	両開戸（潜戸付）、門	1	木材	
金具	鏡柱、寄掛柱、冠木、まぐさ、壁、両開戸、門	2	筋金（鋳打）	
	肘坪、門金具、掛金、受坪、乳金具	1	金属	



旧二之丸東二之門東面



旧二之丸東二之門東面



旧二之丸東二之門東面

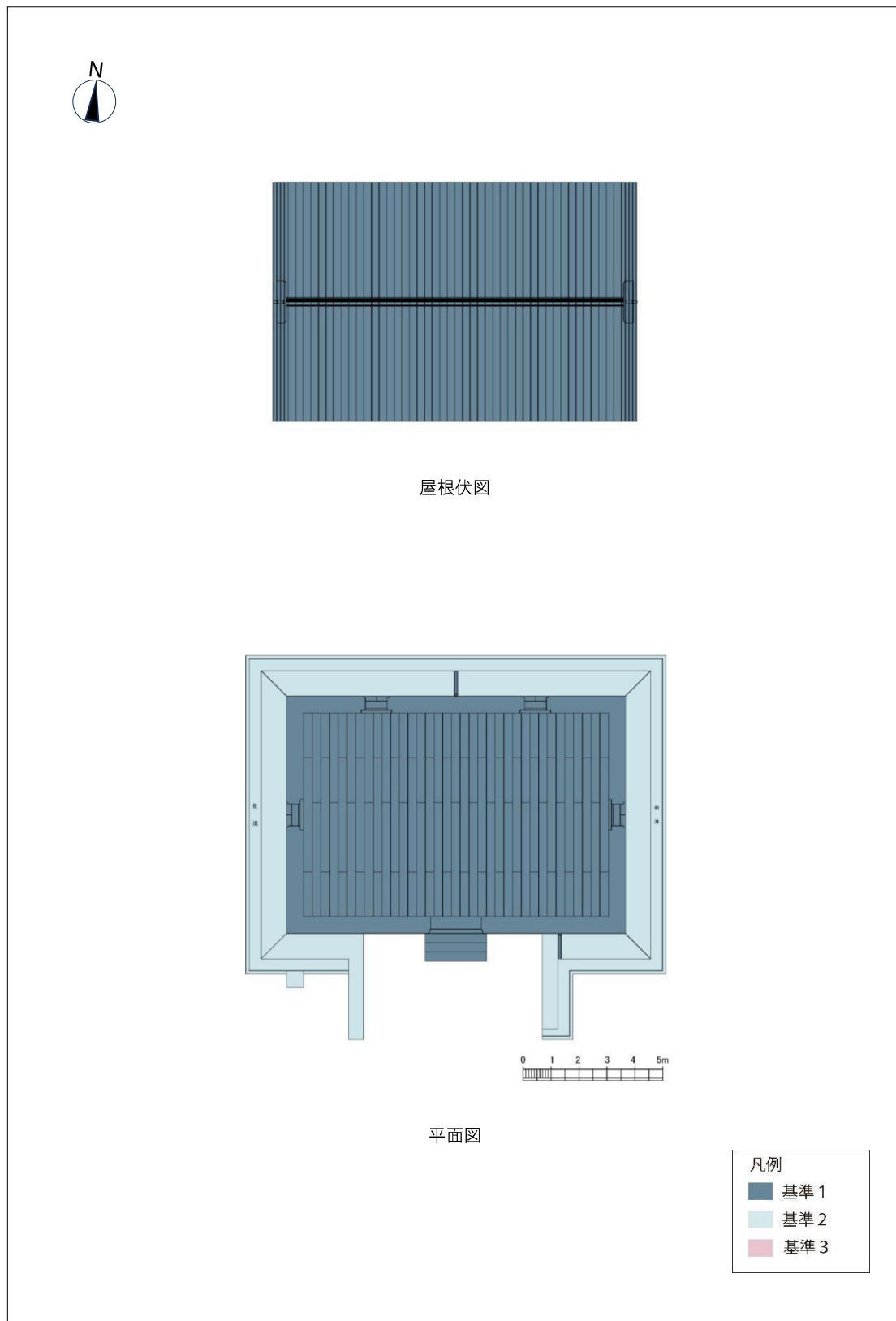


図 17 部分及び部位の保護方針【乃木倉庫（B01）平面図・屋根伏図】

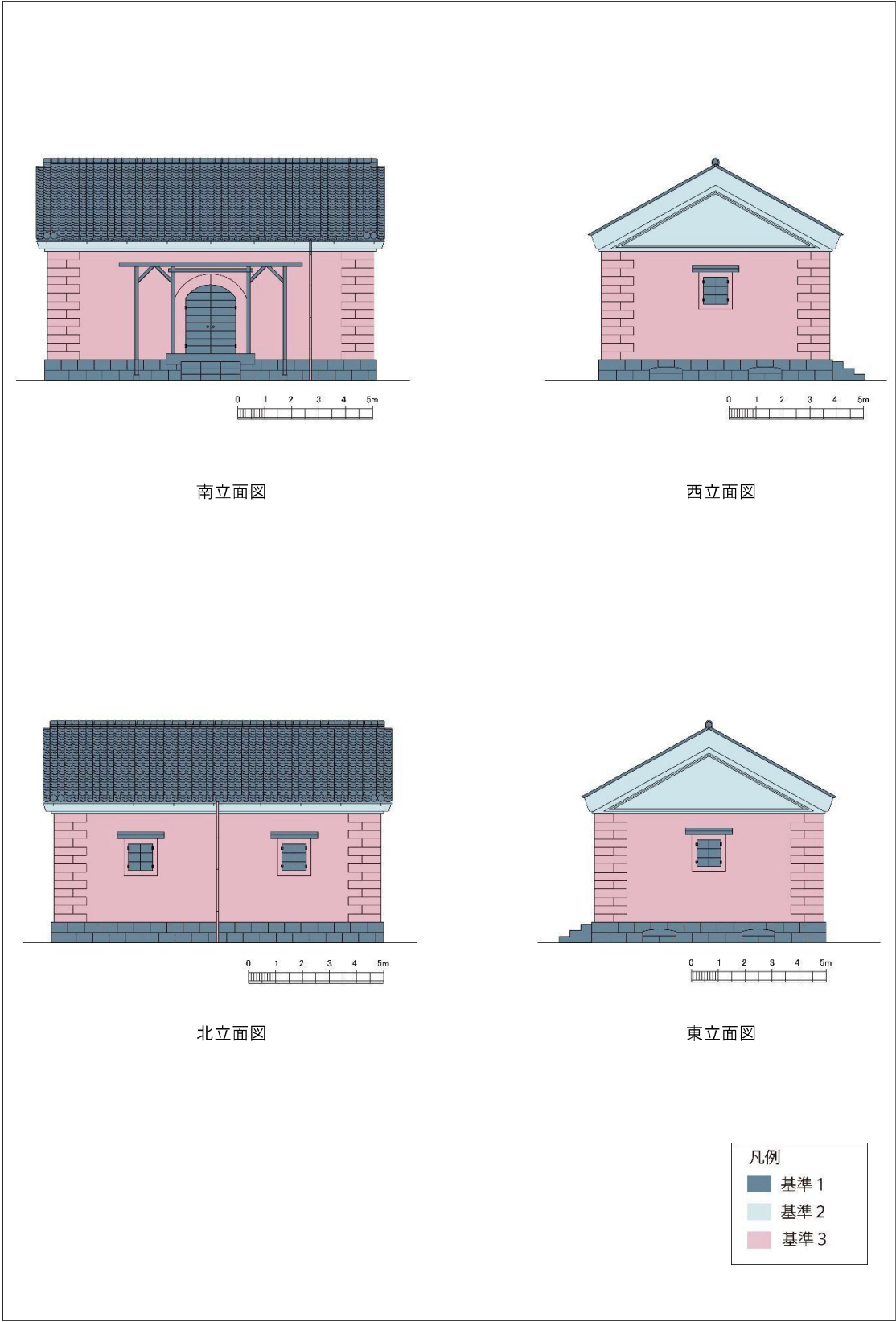
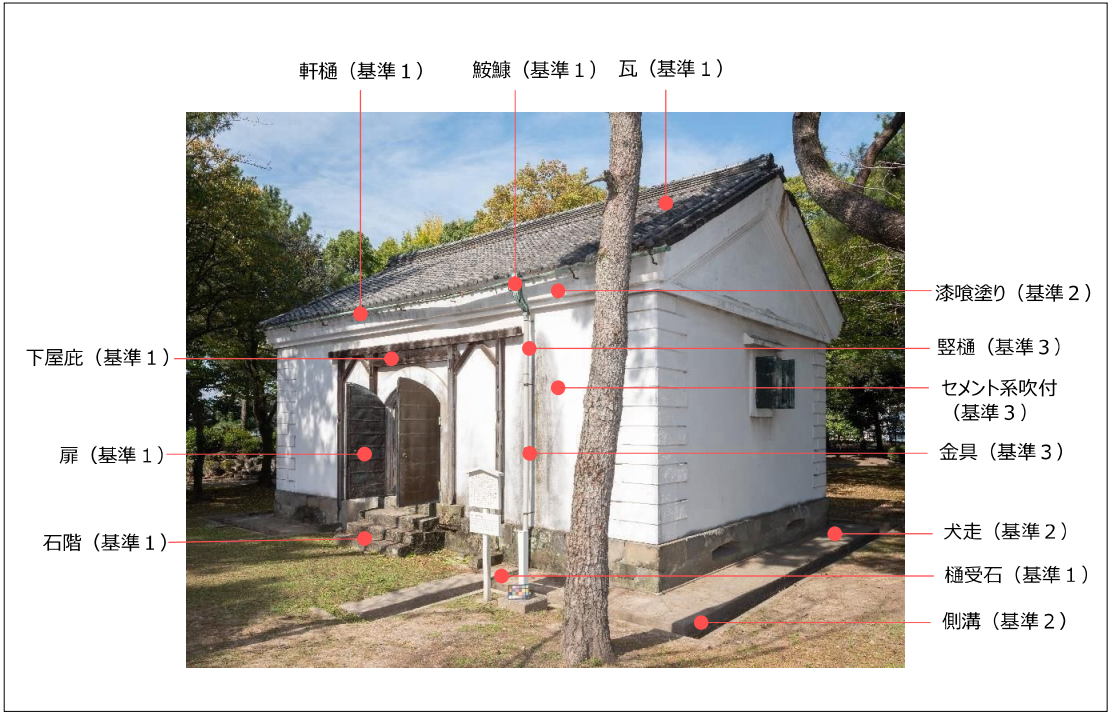


図 18 部分及び部位の保護方針【乃木倉庫（B01）立面図】

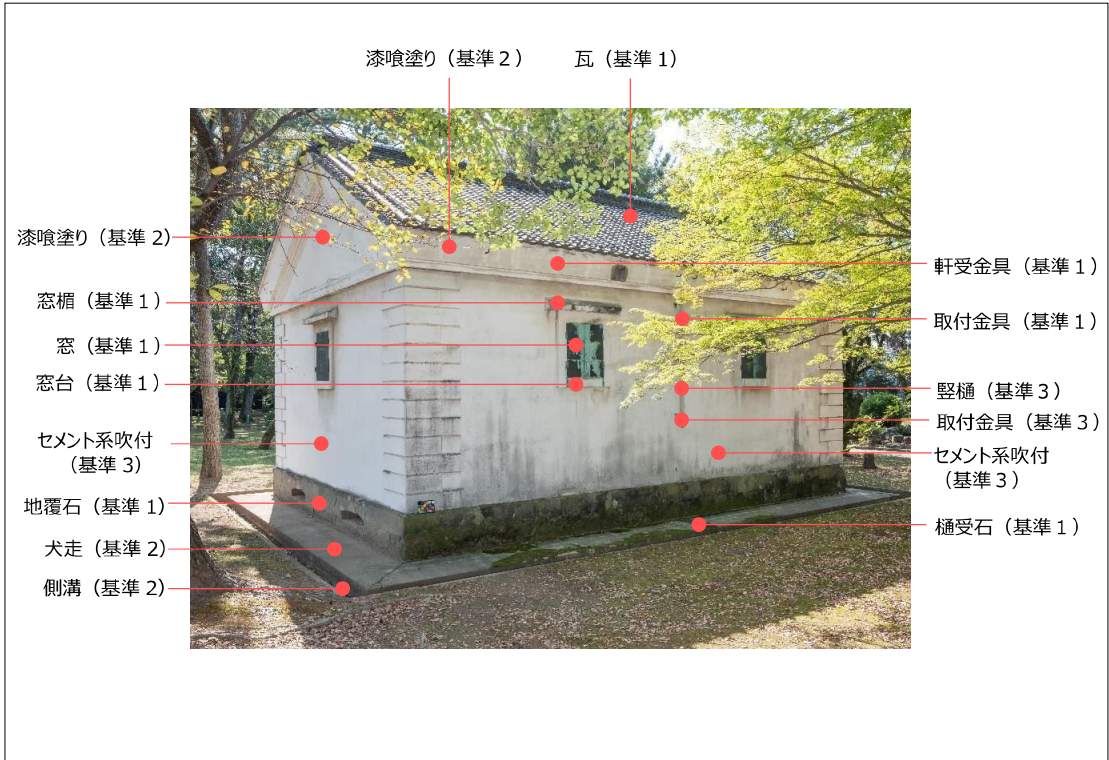
B01 乃木倉庫（外部）				
部 位		基準	仕 様	備 考
基礎	布基礎	1	石造布基礎2段、下段（地中部分）：花崗岩（三河産）、上段：凝灰岩（伊豆産）、蒲鉾形床下換気口（4か所）	換気口グリル欠失
	地覆石	1	凝灰岩（伊豆産、2段、整層切石積み、小叩き仕上げ）	
	躯体	1	煉瓦造アーチ（2連）、煉瓦造土間、セメント三和土仕上げ	
	石階	1	凝灰岩（伊豆産、3段）	
	犬走	2	モルタル仕上げ	
	側溝	2	モルタル仕上げ	
壁	躯体	1	煉瓦造イギリス積（2枚半積）	
	隅石	1	花崗岩（三河産、13段）	
	仕上げ	2	漆喰塗り	
	仕上げ	3	セメント系吹付塗装	後補
	窓楣	1	凝灰岩（伊豆産）	
	窓台	1	凝灰岩（伊豆産）	
下屋	軸組	1	木造（付柱、垂木掛け等）	下屋・縁台撤去済
建具	扉	1	欠円アーチ形、両開き（銅板張り、1か所）	
	窓	1	両開き（銅板張り、4か所）	
屋根	下地	2	野地板（目透かし張り）、簾状漆喰	
	瓦	1	引掛棧瓦（深切型、空葺き）、熨斗瓦6段・角棧冠瓦、雲形鰭付鬼瓦	一部後補有
樋	軒樋	1	銅製、軒受金具（鉄製19か所）、鯨鯨（銅製1か所）	
	竪樋	1	取付金具（銅製2か所）、樋受石（花崗岩、2か所）	
	竪樋	3	塩ビ製、金具（鉄製6か所）	後補、うち金具1か所欠損



乃木倉庫（外部）東南より



乃木倉庫 (外部) 西面



乃木倉庫 (外部) 北西より

B01 乃木倉庫（内部）				
部 位		基準	仕 様	備 考
床	床組	1	大引（栗）、根太（杉、天乗り）	
	床板	1	板張り（杉、2重張り）、銅釘留め、床下点検口（1か所）、雑巾摺り	床板一部繕い補修（後補）あり
壁	仕上げ	2	漆喰塗り（砂漆喰）	
小屋組	軸部	1	敷桁、洋小屋トラス（檜、6組、金物込）、棟木、母屋、垂木	トラス1組方杖1か所欠失、母屋1か所欠損
建具	引戸	1	三方枠（木製）、引戸レール（鉄製）、敷レール（銅製）、吊金具（鉄製、1個）	片引戸欠失
	窓	1	格子窓（木製、亀甲金網入り、4か所）	
	金物	1	内掛錠（銅製）、カーテンレール（東西2か所）	うち西側カーテンレールはブラケットのみ
設備	電気設備	3	蛍光灯（4台）、吊金物・配線ダクト（スチールメッキ）、スイッチ（1か所）	
	防災設備	3	非常口誘導灯	



乃木倉庫内部南面



乃木倉庫内部西面



乃木倉庫内部北面

重要文化財建造物等保存活用計画について (西北隅櫓におけるボーリング調査)

1 趣旨

重要文化財建造物等保存活用計画では文化庁の指針に基づき、第4章に防災計画として「防火・防犯対策」「耐震対策」「耐風対策」「その他の災害対策」を作成する予定である。

そこで上記の「耐震対策」を検討するための調査として、令和7（2025）年度に東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震診断を実施する。これに際して工学的解析に用いる地盤データを取得するため、令和6（2024）年度にボーリング調査するもの。

2 調査実施箇所

西北隅櫓付近 1箇所

※東南隅櫓は平成18（2006）年度の本丸御殿、令和3（2021）年度の大天守等で実施したデータを使用



図1 調査実施位置図

3 調査内容

ボーリング長	70m（最大80m）
孔 径	66～86mm（最大掘削孔径：127mm） ※地盤状況によっては、最大掘削孔径の範囲内において、掘削孔の崩壊防止等のためにケーシングパイプを使用する。
主な内容	PS検層、標準貫入試験、土質試料採取

※PS 検層について

ボーリング孔を利用して地盤内を伝播する弾性波（P波・S波）の深さ方向の速度分布を測定し、構造物の工学的解析に必要な地質構造や地盤特性の情報を取得するもの。

名古屋城では平成18（2006）年度に本丸御殿（80m）、令和3（2021）年度に大天守（90m）でPS検層を実施している。

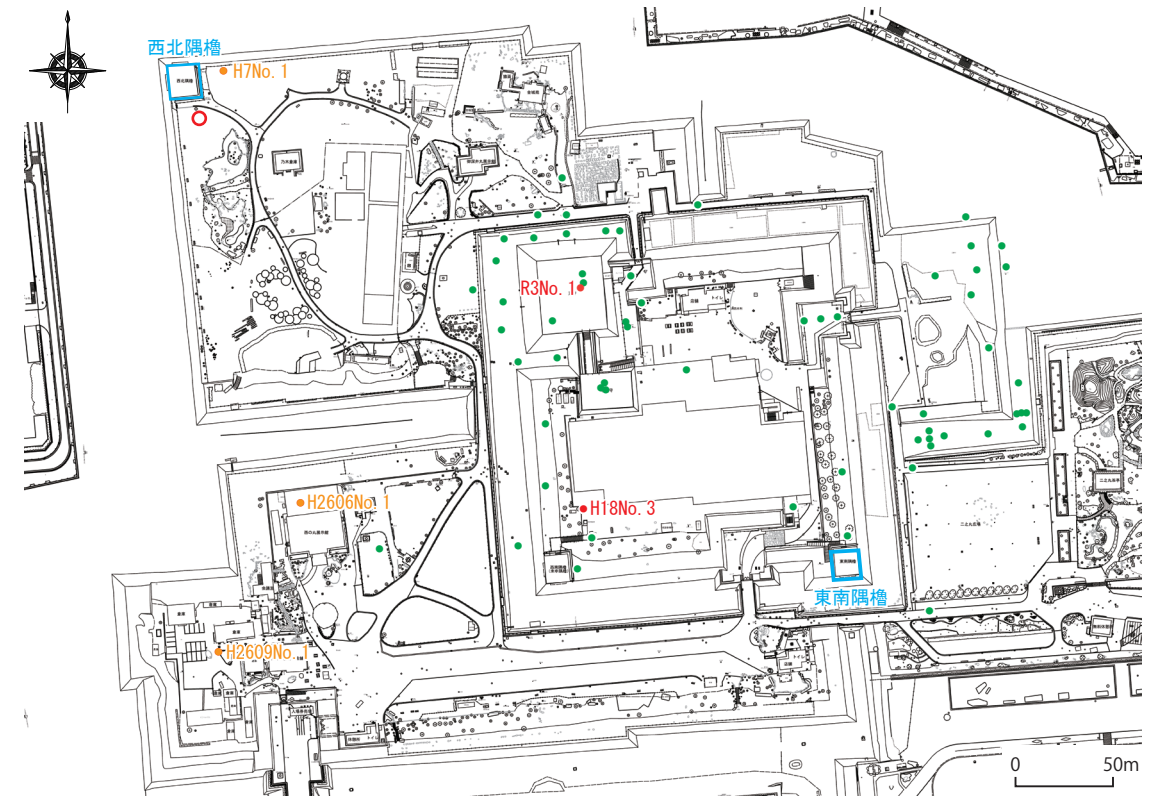


図2 既往ボーリング調査実施位置図

4 スケジュール

ボーリング調査は今後特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 石垣・埋蔵文化財部会及び建造物部会で検討していく。

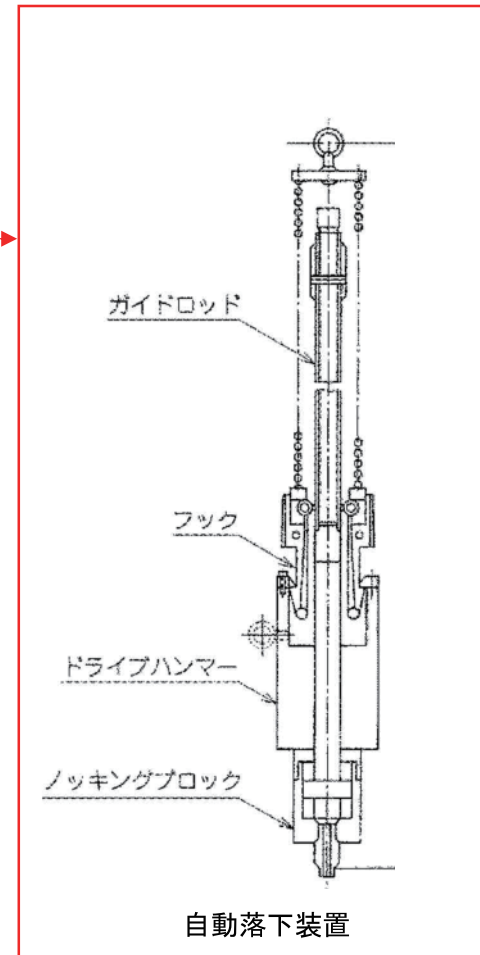
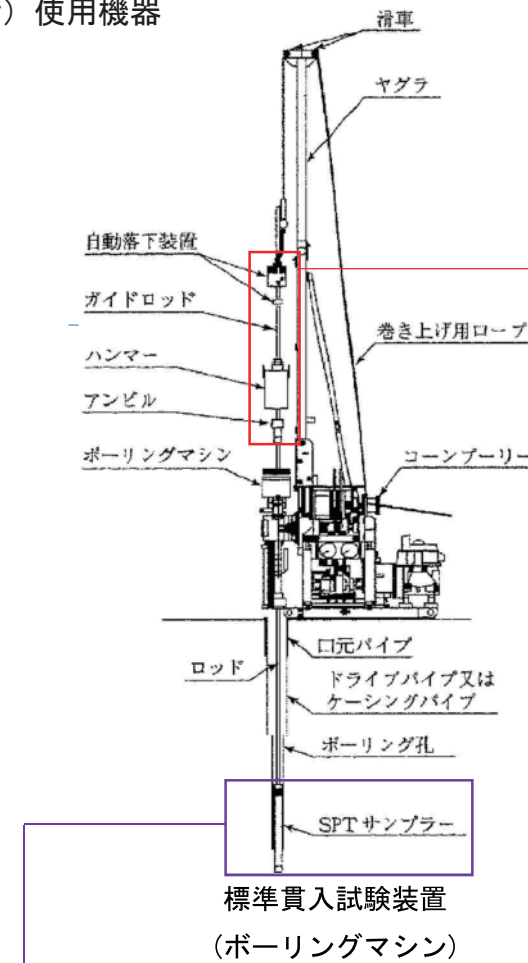
令和6（2024）年度は、西北隅櫓付近でのボーリング調査や耐震診断に係る図面作成などを予定している。ボーリング調査の成果をもとに、令和7（2025）年度は建造物の工学的解析などを実施し、耐震診断結果を報告する。

耐震診断の成果は保存活用計画（第4章「防災計画」）に反映し、今後の保存活用に活かしていくとともに、耐震診断の結果によって耐震補強対策を検討していく。

区分	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
名古屋城重要文化財建造物等保存活用計画	有識者会議	(建造物部会)	
耐震診断	ボーリング調査など	建造物の工学的解析・報告書作成	耐震補強対策の検討

図3 耐震診断・保存活用計画スケジュール

5 (参考) 使用機器



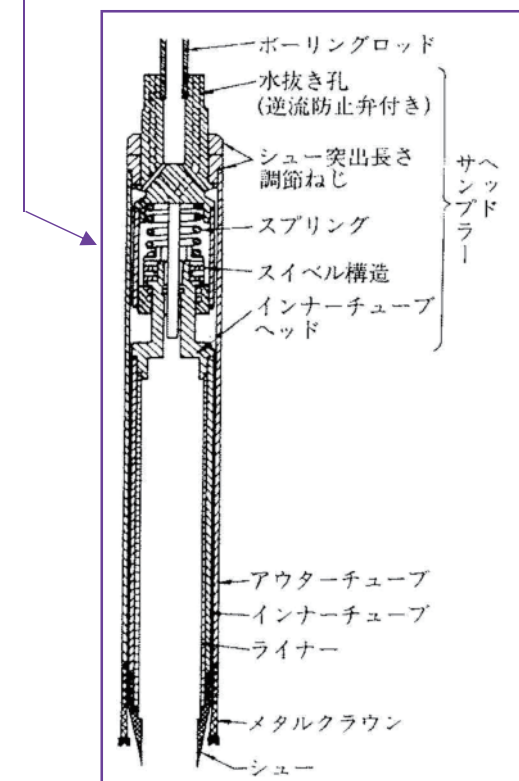
■標準貫入試験

1 m ごとに地盤強度を求めるため行う試験。ハンマーで STP サンプラーを 30cm 打ち込むために打撃する回数を測定する。この値が N 値となる。

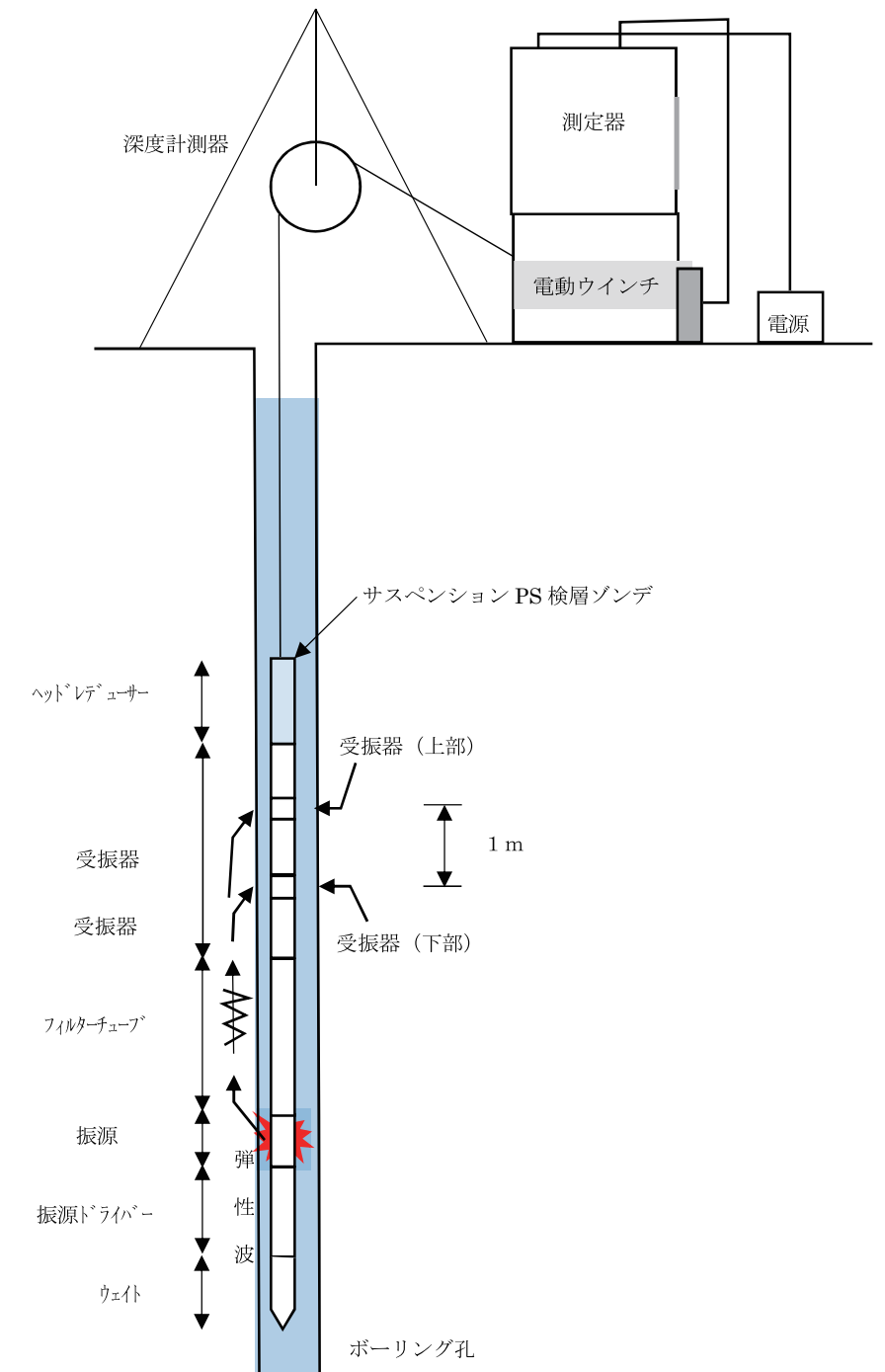
■土質試料採取

地盤の力学的性質を求めるためには地盤内の土をできるだけ乱さないように採る必要がある。このため左図の専用器具を用いて試料採取を行う。

この器具は三重管構造となっており、外側のアウターチューブを回転させながら地盤に挿入し、チューブ内のライナーに試料を取り込む。外側と内側はインナーチューブで分離されており、回転が試料に伝わらないような構造になっている。



各図出典：地盤調査の方法と解説 公益社団法人地盤工学会



■PS検層

地盤内に上図にあるようなゾンデを挿入し、電氣的に振源を発生させ地盤内を伝搬するP波、S波を上方の受振器でキャッチする。

この時間差がP波、S波の速度になる。

ゾンデを1m毎にずらして速度を測定し、この地盤速度を用いて工学的基盤から基礎下端まで伝わる地震波を解析にて求める。

6 (参考) ボーリング調査の実効性について

名古屋城は熱田台地の北西隅にあり、とくに西北隅櫓はその先端に位置している。熱田台地西縁部と低地には約 10m の高低差がみられ、この形成要因については複数の説が提示されている。形成要因と西北隅櫓の想定地盤について整理することで、ボーリング調査の実効性について検討する。

(1) 熱田台地西縁部の形成要因

新修名古屋市史では、縄文海進の時期(約 6000 年前頃)に形成された海食崖とされる(海津・森 1997)。海食崖である場合、上層が浸食されて形成されるため、下層の岩盤に影響はないと考えられる。

一方で、熱田台地西縁部には活断層があることが指摘されており(杉戸・後藤 2012 など)、崖地形は断層活動による撓曲変形により形成されたとする。名古屋市防災危機管理局が平成 29 年(2017)に名古屋市内の推定活断層の調査報告を行っており、既往ボーリングデータの検証から、「熱田面の平均傾斜が 1,000m あたり 2m 程度であるのに対し、堀川付近では 1,000m あたり 5m 以上の傾斜を示して」おり、「明瞭な断層による切断は認められないが、やや深部にある断層の動きに伴う撓曲である可能性が高い」と結論づけられている(名古屋市防災会議地震災害対策部会 2017)。

こうしたことから、熱田台地西縁部が撓曲(たわみ)によって形成された崖地形である場合、下層の岩盤も変位を受けている可能性が高いが、ゆるやかな変形であるため、調査に大きな影響はないと考えられる。

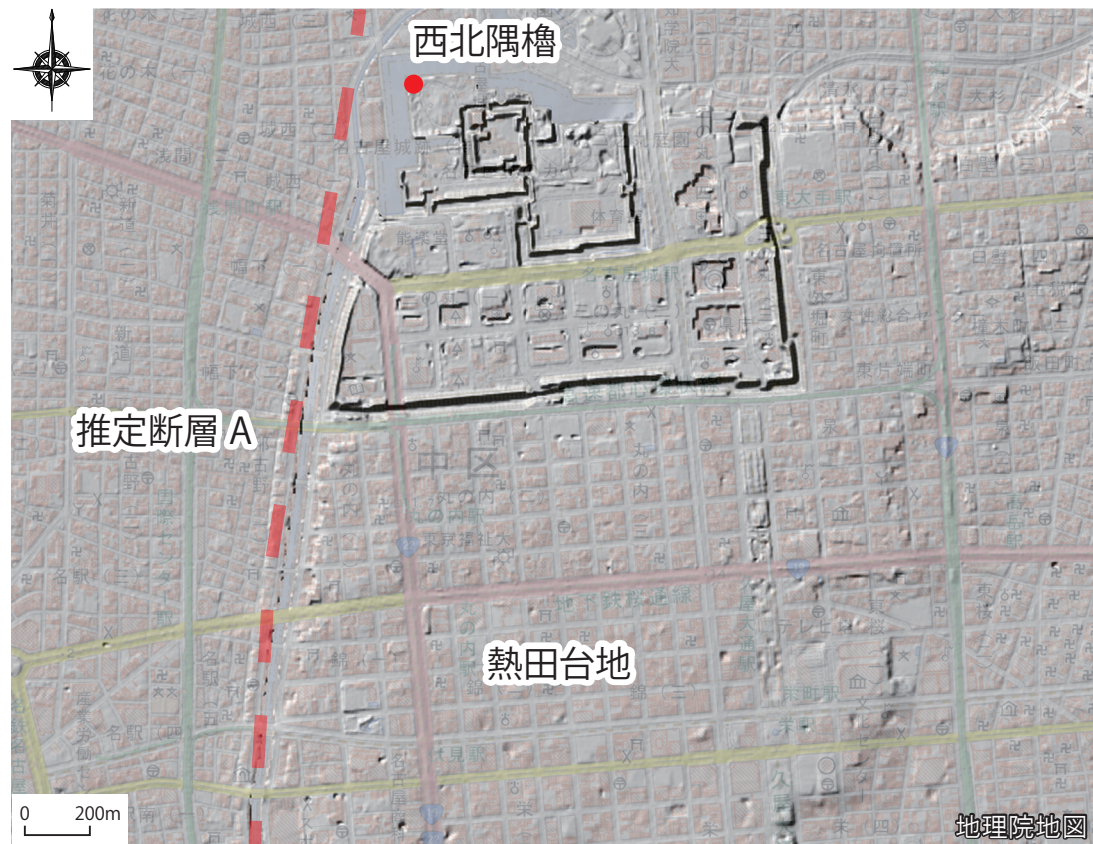


図 4 推定活断層の位置(ベースに地理院地図「陰影起伏図」を使用)

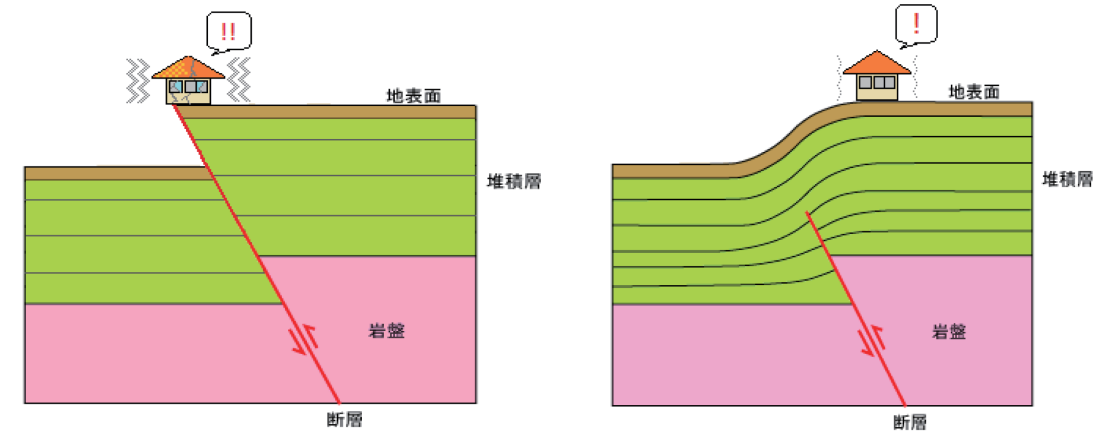


図 5 断層のずれ(左)とたわみ(右)
(名古屋市防災会議地震災害対策部会 2017 より引用)

(2) 西北隅櫓の想定地盤

西北隅櫓が台地と低地の境に位置しているため、元々の低地から築城時に盛土で造成されている可能性がある。ただし、既往のボーリング調査をみると御深井丸・西之丸では盛土厚が 3.6 ～ 8.3m となっており、その下層の熱田層上部の標高は数mの差に留まっている。

このため想定地盤が低地とは考えにくく、城内の他箇所と同様に調査して問題ないと思われる。

参考文献

- 海津正倫・森 勇一 1997「縄文～歴史時代の名古屋の自然」『新修名古屋市史 第8巻 自然編』新修名古屋市史編集委員会
- 杉戸信彦・後藤秀明 2012「名古屋市街地を縦断する活断層の変動地形学的検討」『日本活断層学会 2012 年度秋季学術大会』
- 名古屋市防災会議地震対策部会 2017『名古屋市付近に推定されている断層に関する報告書』断層に関する報告書

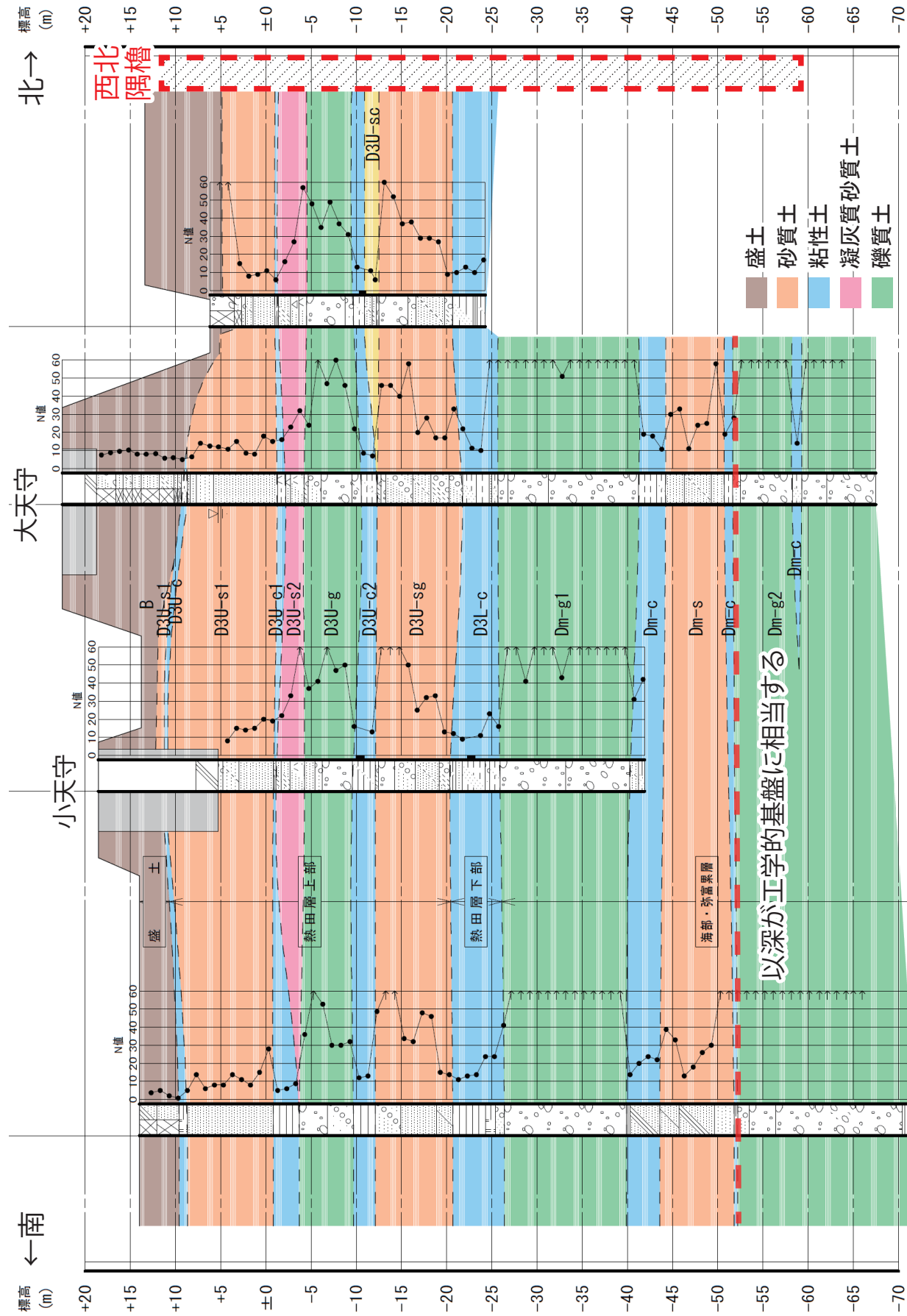


图6 天守阁周边地层断面想定图

